

砂糖消費税 砂糖消費税法施行規則

第二十九條 昭和十九年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ交付金ニ付テ

ハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前改正前ノ砂糖消費税法施行規則第九條ノ二ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定シタル移入場ハ之ヲ本令

施行ノ日ニ於テ改正後ノ同條ノ規定ニ依リ所轄稅務署長ノ指定シタル移入場ト看做ス

昭和十九年法律第七號第三十七條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ課スベキ消費税又ハ特別消費税ハ其ノ税額

百圓以下ナルトキハ昭和十九年五月三十一日限、税額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ

月末日限之ヲ徴收ス

税額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十九年五月及六月

税額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

税額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

税額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

昭和十九年法律第三十七條第五項ノ規定ニ依ル申告ハ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

附 則 (昭和二十一年勅令第四百十四號所得稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

第三十條 昭和二十一年法律第十四號第四十三條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果實蜜及びこれに類す

る物とする。

昭和二十一年法律第十四號第四十三條第五項の規定により課する消費税は、その税額が、千圓以下のとき

は、昭和二十一年十月三十一日限り、千圓を超えるときは、次の區分により、その税額を各月に等分してそ

の月末日限り徴收する。

税額千圓を超えるとき 昭和二十一年十月及び十一月

税額二千圓を超えるとき 同年十月乃至十二月

税額五千圓を超えるとき 同年十月乃至昭和二十二年一月

税額一萬圓を超えるとき 昭和二十一年十月乃至昭和二十二年二月

昭和二十一年法律第十四號第四十三條第六項の規定による申告は、砂糖、糖蜜又は糖水の所在地所轄稅務

署に、これをしなければならぬ。

附 則 (昭和二十二年勅令第百十二號特別法人稅法の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し第十二條中間接國稅犯則者處分法施

行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第六條 昭和二十二年法律第二十九號附則第六條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果實蜜及びこれに類す

るものとする。

昭和二十二年法律第二十九號附則第六條第五項の規定により課する消費税は、その税額が二千圓以下のと

きは、昭和二十二年五月三十一日限り、二千圓を超えるときは、左の區分によりその税額を各月に等分し

て、その月末日限り徴收する。

税額二千圓を超えるとき 昭和二十二年五月及び六月

税額五千圓を超えるとき 同年五月乃至七月

税額一萬圓を超えるとき 同年五月乃至八月

税額五萬圓を超えるとき 同年五月乃至九月

昭和二十二年法律第二十九號附則第六條第六項の規定による申告は、砂糖、糖蜜又は糖水の所在地所轄稅

砂糖消費税 砂糖消費税法施行規則

砂糖消費税 砂糖消費税法施行規則

務署に、これをしなければならぬ。

附 則 (昭和二十二年政令第二百四十六号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年政令第四百八十八号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する (昭和二十三年七月七日公布)

第三十五條 昭和二十三年法律第七号附則第四十七條第五項の規定による申告は、砂糖、糖みつ、糖水の所在地の所轄税務署に、これをしなければならぬ。

○牛乳營業販縮規則(抄録)

(昭和八年十月三十一日内務省令第三十七號)

第一條 本令ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳又ハ脱脂乳ヲ謂ヒ、乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳、脱脂煉乳、全粉乳、脱脂粉乳又ハ調製粉乳ヲ謂フ

牛乳營業者ト稱スルハ牛乳ノ搾取、處理若ハ販賣又ハ乳製品ノ製造若ハ販賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

牛乳ノ處理ト稱スルハ牛乳ヲ濃過シ、小分シ且殺菌スルノ操作 (生乳ニアリテハ殺菌スルノ操作ヲ除キ、脱脂乳ニ在リテハ脱脂スルノ操作ヲ含ム) ヲ謂フ

第八條 左ノ各號ニ該當スル乳製品ニ非ザレバ之ニ煉乳、脱脂煉乳、全粉乳、脱脂粉乳又ハ調製粉乳ナルコトヲ示スベキ文字其ノ他ノ表示又ハ之ニ紛シキ文字其ノ他ノ表示ヲ附シテ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

一 腐敗セザルモノ

二 他物 (煉乳及脱脂煉乳ニ在リテハ蔗糖、調製粉乳ニ在リテハ別ニ指定スル物又ハ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタル物ヲ除ク) ノ混ゼザルモノ

三 第六條第一項第一號乃至第四號ニ該當セザル牛乳原料ト爲シタルモノ

四 煉乳ニ在リテハ百分中八・〇分 (蔗糖ヲ加ヘザル煉乳ニ在リテハ百分中七・〇分) 以上ノ脂肪量ヲ有シ且百分中五・〇分以上ノ糖量 (輸出スルモノヲ除ク) ヲ有セザルモノ

脱脂煉乳ニ在リテハ百分中五・〇分以上ノ糖量 (輸出スルモノヲ除ク) ヲ有セザルモノ

全粉乳ニ在リテハ百分中二五・〇分以上ノ脂肪量ヲ有シ且百分中五・〇分以上ノ水分ヲ有セザルモノ 脱脂粉乳ニ在リテハ百分中五・〇分以上ノ水分ヲ有セザルモノ

調製粉乳ニ在リテハ百分中一六・五分以上ノ脂肪量ヲ有シ且百分中五・〇分以上ノ水分ヲ有セザルモノ

○砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關スル法律

(明治四十四年三月二十九日法律第四十五號)

改正 昭和一二二年法六號 (揮發油税法)、法第六六號 (北支事件特別税法)、昭和一三年法五一號 (支那事變特別税法)、昭和一五年法四八號、同二三年法一〇七號

第一條 削除

第二條 關税法第三十九條ノ規定ニ依ル運送ハ酒税法、砂糖消費税法、織物消費税法、骨牌税法又ハ物品税法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得 (昭和二十三年法律第七号改正)

第三條 酒税法、砂糖消費税法、織物消費税法、骨牌税法又ハ物品税法ニ依リ税金ヲ徴收スル場合ノ外酒類、砂糖消費税、砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關スル法律

砂糖消費税 砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關スル法律

一八八

砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮發油、骨牌又ハ物品税法第一條ニ掲クル物品ニ付關稅ヲ徴收スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅納付義務者ヨリ其ノ税金ヲ徴收ス（昭和二十三年法律第七号改正）

第四條 樺太ニ於テハ本法ノ施行ニ關シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十四年勅令第八十二號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

〔施勅令〕（明治四十四年勅令第八十六號）

附則（昭和十五年法律第四十八號）

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（抄）（昭和二十三年法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律）

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。（昭和二十三年七月七日公布）

○砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關スル件

（明治四十四年六月十六日勅令第八十六號）

改正 大正九年勅令五九〇號、昭和一二年勅令六四號、同二年勅令四二〇號、同三年勅令一九九號、同一五年勅令一六一號、同三年政一四八号

第一條 削除（昭和十五年勅令第六十一號）

第二條 明治四十四年法律第四十五號第三條ノ規定ニ依リ徴收スル税金ハ關稅ヲ徴收スルトキ稅關之ヲ徴收ス但シ關稅納付義務者ノ所持セサル骨牌ニ付テハ骨牌税法第五條ノ規定ヲ適用セス（昭和二十三年政令第四百十八号改正）

第三條 關稅法ニ依リ酒類、砂糖、糖蜜、糖水、織物、骨牌又ハ物品税法第一條ニ掲クル物品ヲ運送セムトスルトキハ酒類ノ種類及數量、砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ種別及數量、織物ノ價格若ハ骨牌ノ數量又ハ物品税法第一條ニ掲クル物品ノ品名、數量及價格ヲ記載シタル書面ヲ稅關ニ提出スヘシ但シ關稅法ニ依リ提出スヘキ運送申告書ニ依リ明瞭ナル場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得（昭和十五年勅令第六十一號、同二十三年政令第四百十八号改正）

第四條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル（大正九年勅令第五百九十號本條改正）

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領書ヲ稅關ニ提出スヘシ登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ稅關ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第五條 削除（大正九年勅令第五百九十號）

第六條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ貨物運送先ニ到達シタルトキ、税金納付済ニ至リタルトキ又ハ税金納付ノ義務ナキニ至リタルトキハ稅關ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ徴收スヘキ税金ヲ納付セサルトキハ擔保物ヲ以テ之ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ（大正九年勅令第五百九十號改正）

附則

本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（大正九年勅令第五百九十號）

砂糖消費税 砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關スル法律

一八九

砂糖消費税 郵便ニ依リ輸入シタル物品ノ内國税ニ關スル件

一九〇

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタトキハ税關ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

附 則 (昭和十二年三月三十一日勅令第六十四號)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十二年八月十二日勅令第四百二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年四月一日勅令第九十九號)

本令ハ支那事變特別税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年勅令第六十一號)

本令ハ昭和十五年法律第四十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十三年政令第四百八號所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する(昭和二十三年七月七日公布)

○郵便ニ依リ輸入シタル物品ノ内國税ニ關スル件

(明治三十七年五月三十一日勅令第六十五號)

第一條 郵便ニ依リ外國ヨリ輸入シタル物品ニシテ内國内税ヲ課スヘキモノアルトキハ税關ハ其ノ税金額ヲ郵便

局ニ通知スヘシ

第二條 郵便局ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便物交付前ニ之ヲ其ノ名宛人ニ通知スヘシ

第三條 前條ノ通知ヲ受ケタル者其ノ郵便物ヲ受取ラムトスルトキハ通知セラレタル金額ニ相當スル收入印紙ヲ該輸入物品又ハ前條ニ依ル通知書ニ貼用シ郵便局所ノ消印ヲ受タヘシ但シ内國税中特別ノ印紙ヲ貼用スヘキコトヲ定メタルモノニ付テハ特別ノ印紙ヲ貼用スルコトヲ得

第四條 受取人前條ノ手續ヲ履行セサルトキハ該郵便物ハ不能配達ノモノトシテ取扱フヘシ

第五條 郵便局所ニ於テ前條ノ取扱ヲ爲シタルトキハ之ヲ税關ニ通知スヘシ

○税關ニ於ケル内國税賦課徴收ニ關スル件

(明治三十八年三月勅令第五十六號)

外國ヨリ來航セル旅客ノ携帶品中内國税ヲ課スヘキ物品アルトキハ税關官吏ハ關税法施行規則第三條及第五條ニ準シ直ニ税金ヲ徴收スルコトヲ得

○砂糖消費税法施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定ノ件

(昭和十九年三月三十一日大藏省告示第百三十三號)

砂糖消費税法施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依リ左ノ通り指定シ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
左ニ掲グル包裝並ニ一包裝毎ノ容量及取引斤數ニ依ル砂糖ノ一包裝毎ノ斤數ハ各其ノ取引數ニ左ニ掲グル斤數

砂糖消費税 税關ニ於ケル内國税賦課徴收ニ關スル件

一九一

砂糖消費税 砂糖消費税法施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定ノ件

一九二

ヲ加ヘタル斤數トス
一 臺灣ヨリ移入シタル砂糖

包装ノ種類	包装ノ際ニ於ケル一包装毎ノ容量	一包装毎ノ取引斤數	同上ヲ加フベキ斤數
麻袋	一五・五斤以下	一五〇・〇斤	一・二二斤
笈	一〇・〇斤以下	一〇〇・〇斤	〇・六三斤
木綿袋	五〇・五斤以下	五〇・〇斤	〇・三八斤
紙袋	五〇・五斤以下	五〇・〇斤	〇・二九斤

二 沖繩ヨリ移入シタル砂糖

包装ノ種類	包装ノ際ニ於ケル一包装毎ノ容量	一包装毎ノ取引斤數	同上ヲ加フベキ斤數
麻袋	一五・五斤以下	一五〇・〇斤	一・三二斤
笈	一〇・〇斤以下	一〇〇・〇斤	〇・六三斤
木綿袋	五〇・五斤以下	五〇・〇斤	〇・四一斤
紙袋	五〇・五斤以下	五〇・〇斤	〇・三五斤

○砂糖消費税法施行規則第十二條ノ二ノ規定ニ依ル指定ノ件

昭和二十三年四月八日大藏省告示第百十四號

○砂糖消費税法施行規則第十二條の二の規定により次の者を指定し、昭和二十三年二月二十一日から、これを適用する。

昭和十九年五月大藏省告示第二百十六號（砂糖消費税法施行規則第十二條ノ二の規定による指定に関する告示）は、これを廢止する。

東京都中央區日本橋小網町二丁目二番地

食料品配給公團

○租税特別措置法(抄録)

(昭和二十一年九月一日法律第十五號)

改正 昭和二十二年法律第二九號、同年法律第八七號、同三年法律第一〇七號

第一條 當分の間この法律により所得税、法人税、有價証券移轉税、相續税、財産税、登録税、砂糖消費税及び物品税を、輕減若しくは免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴收に關する特例を設ける。(昭和二十二年法律第二九號、同三年法律第一〇七號)

第十一條 砂糖消費税法第三條第一號に掲げる砂糖で、關税法第百四條の規定により外國とみなす地域から輸入するものについては、砂糖消費税を課さない。但し、關税法第七十五條、第七十六條第一項又は第七十六條ノ二第一項に該當する場合は、この限りでない。(昭和二十二年法律第七七號追加)

砂糖消費税 砂糖消費税法施行規則第十二條ノ二ニ依ル指定ノ件

一九三

輸入砂糖
の消費
税

租税
の目
及
び
範
疇

租税特別措置法（抄録）

一九四

前項に掲げる砂糖（同項但書に該当する場合を除く。）を原料として製造した砂糖消費法第三條に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水については、砂糖消費税を課さない。

砂糖消費法第三條第一號第二種又は第三種の砂糖については、砂糖消費法第五條、第十一條第一項又は第十二條ノ二に規定する砂糖消費税の免除又は交付金ノ交付に關する規定は、これを適用しない。

附則（抄録）昭和二十一年九月一日法律第十五號臨時租税措置法を改正する法律）

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則（抄録）昭和二十三年七月七日法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律）

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、租税特別措置法第十一條第一項及び第二項の規定は、昭和二十二年十二月一日以後輸入した砂糖（同日以後昭和二十三年二月十六日までの間に人工若しくは混合榮養兒用牛乳に添加するため又は育兒食を製造するため配給されたものを除く。）については、昭和二十二年十二月一日から、施行する。

第五十一條（第一項省略）

2 この法律施行前に、砂糖消費法第五條第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖で、この法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第五條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

3 この法律施行前に、砂糖消費法第十一條第一項第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖を使用して製造した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品で、この法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

4 前項に該当する場合を除く外、この法律施行前に、砂糖消費法第十一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖で、この法律施行後三月以内に砂糖、糖みつ、糖水又はれん乳の製造の用に供されたものに對する砂糖消費法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

5 砂糖消費税を課せられた砂糖消費法第三條第一号第二種の砂糖であつて昭和二十三年二月十六日以前に製造場又は保税地域から引き取つたものを原料としてこの法律施行後三月以内にれん乳を製造した場合又は砂糖消費税を課せられた砂糖消費法第三條第一号第二種の砂糖であつて昭和二十三年二月十六日以前に製造場又は保税地域から引き取つたものを原料として製造した菓子、糖果若しくは果実みつ及びこれに類する物品をこの法律施行後三月以内に輸出した場合における砂糖消費法第十二條ノ二ノ規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行爲に關する罰則については、なお従前の例による。

織物消費税

○織物消費税法

(明治四十三年三月二十五日法律第七號)

改正 大正八年法三三號、同一一年法一七號、同一五年法二二號、昭和六年法四九號、同一五年法三八號、同一七年法五五號、同一九年法七號、同一一年法一四號、同一二年法二九號、同一二年法一四二號、同一三年法一〇七號

課税範圍

第一條 織物ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス(大正十五年法律第二十二號、昭和六年法律第四十九號、同十五年法律第三十八號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號改正)

税率

第二條 消費税ノ税率ハ織物ノ價格百分ノ四十トス但シ綿又ハステールプルフアイバーノミヲ原料トスル織物及命令ヲ以テ定ムル織物ニ付テハ織物ノ價格百分ノ十トス(昭和六年法律第四十九號、同十五年法律第三十八號、同十七年法律第五十五號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十二年法律第四百四十二號改正)

輸出及自家用免税

第三條 左ニ掲クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ免除ス(昭和二十二年法律第四百四十二號、同二十三年法律第一〇七號改正)
一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物
二 製造者(法人ヲ除ク)カ自己又ハ同居ノ親族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物
消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ヲ交付ス

徴收

〔施規〕 一〇・一一・一二・一三・二六・二八
第四條 消費税ハ製造場又ハ保税地域ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ其ノ價格ヲ表記シ消費税ニ相當スル印紙ヲ貼用シテ消費税ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス(昭和十五年法律第三十八號、同二十一年法律第十四號改正)

徴收猶豫

第五條 消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以内消費税ノ徴收ヲ猶豫ス
〔施規〕 一六・一七・一九・二八

納税済證

第六條 消費税ヲ納付シ又ハ消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納税済證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納税済證ノ貼付ヲ受グルコトヲ得
〔施規〕 一八

未納税引取

第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ納付セスシテ織物ヲ引取ルトコトヲ得
一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ
二 染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ
三 一定ノ場所ニ於テ消費税ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス
政府ハ課税標準ノ調査上必要アリト認ムルトキハ第一項第三號ノ一定ノ場所ヲ指定スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百四十二號追加)

〔施規〕 一〇・一四

織物消費税 織物消費税法

織物消費税 織物消費税法

展 入

第八條 消費税ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ノ徴收ヲ爲サス

課税價格

第九條 第四條但書及第七條ノ場合ヲ除クノ外製造場又ハ保税地域ヨリ織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ(昭和十五年法律第三十八號、同二十二年法律第四百二十二號改正)

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ差額ニ對スル消費税ヲ追徴ス

〔施規〕 一五

引取制限

第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ製造場又ハ保税地域ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス(昭和十五年法律第三十八號改正)

引渡制限

第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ織物ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス

製造、販賣申告

第十二條 織物ヲ製造シ又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ該當スル織物ノミヲ製造セムトスルモノハ此ノ限ニ在ラス

〔施規〕 一・二・三・四・五・六・七・八・九

兼管制限

第十三條 織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼管スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得織物ノ製造場ト販賣場又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造場トヲ區劃シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

記帳義務

第十四條 織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ製品ノ製造出入ヲ

詳細明瞭ニ記載スヘシ

〔施規〕 二四・二五

検査監督

第十五條 收税官吏ハ織物ノ製造場、販賣場又ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立入り織物、原料、織物ヲ原料トシテ製造シタル物品、器具、機械、建築物又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

收税官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

〔施規〕 二七

質問權限

第十六條 收税官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ検査シ其ノ出所及到着先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收税官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

團體ニ對スル検査權限

第十六條ノ二 收税官吏ハ消費税ノ徴收上必要アリト認ムルトキハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體(其ノ組織スル團體ヲ含ム)ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス織物ノ製造若ハ販賣ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百二十二號追加)

無申告罪

第十六條ノ三 第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除クノ外政府ニ申告セシメテ織物ヲ製造シタル者ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十三年法律第七号追加)

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ製造場ヨリ引渡シタル織物ニ對スル消費税十倍ニ相當スル金額九十萬圓ヲ超ユルトキ十萬圓ヲ超ユ其ノ消費税十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一項ノ織物ニ付テハ直ニ其ノ消費税ヲ徴收ス

脱税犯

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス(昭和十五年法律第三十八號、同十

織物消費税 織物消費税法

織物消費稅 織物消費稅法

九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)

一 外國ニ輸出スル爲若ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出スル爲消費稅ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ

二 消費稅納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物ヲ消費シタルトキ

三 第七條ニ依リ引取リタル織物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セサルトキ

四 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ

五 前各號ノ外詐僞其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ消費稅ヲ通脫シ又ハ通脫セムトシタルトキ

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ消費稅五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス

第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル(昭和十五年法律第三十八號、同十九年法律第七號、同二十二年法律第四百二十二號、同二十三年法律第七號改正)

秩序犯

一 第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者織物又ハ製品ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

三 命令ノ定ムル方法ニ依リ織物ニ價格ヲ表記セス又ハ印紙ヲ貼用セサルトキ

四 第十五條乃至第十六條ノ二ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ

其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタルトキ

刑法適用
除外

第十九條 第十六條ノ三第一項又ハ第十七條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス但シ第十六條ノ三第二項又ハ第十七條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和十五年法律第三十八號、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)

第二十條 削除

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十六條ノ三乃至第十八條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(昭和十九年法律第七號、同二十二年法律第四百二十二號、同二十三年法律第七號改正)

第二十二條乃至第二十七條 削除(昭和二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四百二十二號)

第二十八條 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ(昭和十五年法律第三十八號追加)

責任罰及
刑行爲考慮

附則 本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

〔施規〕 附則 (明治四十三年勅令第八十五號)

附則 (大正八年法律第三十三號)

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔施規〕 大正九年勅令第五百八十五號ヲ以テ施行規則第二十條、第二十一條及第二十三條ヲ改正シ擔保物

織物消費稅 織物消費稅法

織物消費稅 織物消費稅法

織物消費稅 織物消費稅法

織物消費稅 織物消費稅法

織物消費税 織物消費税法

ノ種類ヲ限定)

附則 (大正十一年法律第十七號)

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年法律第二十二號)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費税法第七條ノ規定ニ依リテ消費税ヲ納付セ

スシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ

三 本法施行前消費税ノ徴收ヲ猶豫シタルモノ

四 本法施行前消費税ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

消費税ヲ納付シタル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモ織物

消費税法第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

〔施規〕 附則 (大正十五年勅令第三十八號)

附則 (昭和六年法律第四十九號)

本法ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲クル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

一 本法施行前消費税ヲ課スヘカリシモノ

二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ第七條ノ規定ニ依リテ消費税ヲ納付セスシテ製造場

又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ

三 本法施行前消費税ノ徴收ヲ猶豫シタルモノ

四 本法施行前消費税ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

本法施行前消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シ

タル場合ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ交付スル金額ハ消費税額ノ十分ノ九ニ相當スル金額トス但シ第一條

但書ノ改正規定ニ依リ消費税ヲ課セサルコトト爲リタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ第三條第二

項ノ規定ヲ適用セス

〔施則〕 附則 (昭和六年勅令第二百二十九號)

〔施規〕 (昭和十二年勅令第六十四號)ヲ以テ施行規則第三十一條及第三十二條ヲ改正シ綿織物並ニ紡毛

絲ノ範圍ヲ擴張)

附則 (昭和十五年法律第三十八號)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年法律第五十五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十七年勅令第一百十二號)ヲ以テ同年三月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十九年法律第七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十九年勅令第八十二號)ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附則 (昭和二十一年法律第十四號)所得税法の一部を改正する等の法律)

施行期日 第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百號を

もつて、同年九月一日から施行)

織物消費税 織物消費税法

経過規定
手持品課
税

第四十四條 第十五條の規定施行前に課した又は課すべきであつた織物消費税については、なほ従前の例による。

従前の織物消費税法第二條の税率により消費税を課せられた織物で、第十五條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、同法第八條の規定にかかはらず、消費税を徴収する。この場合においては、改正後の同法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

第十五條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、織物又は織物を原料とする製品（以下織物製品といふ。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、總價格一萬圓以上の織物又は織物製品（従前の物品税法により物品税を課せられたものを除く。）を所持する場合においては、その者が、同條の規定施行の日に、これを製造場から引き取つたもののみならず、消費税を課する。この場合においては、改正後の織物消費税法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の織物又は織物製品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その織物又は織物製品を、その貯蔵の場所から引き取る時に、その消費税を徴収することができる。

第三項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、その所持する織物又は織物製品の種類、數量、價格及び貯蔵の場所を、第十五條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

従前の物品税法第一條第一種第二十五號に掲げる物品の小賣業者から、第三項の規定により消費税を徴収する場合においては、その物品の小賣業者の組織する團體（その組織する團體を含む。）について、従前の同

法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を準用する。

附則（昭和二十二年法律第二十九號特別法人税法の一部を改正する等の法律）

施行期日 第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第二條及び第十一條の規定は、政令で定める日から、第一條中特別法人税法第十四條乃至第十六條の改正規定、第三條中登録税法第十九條第四號ノ二乃至第六號及び第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三の改正規定、第八條中織物消費税法第九條第三項乃至第六項の改正規定、第十六條中國稅徵收法第三章の二の改正規定、第十七條中納稅施設法第一章、第二章、第四章及び第五章の改正規定並びに第十八條乃至第二十一條の規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

附則（抄）（昭和二十二年法律第四百四十二號所得税法の一部を改正する等の法律）

施行期日 第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

経過規定 第十二條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた登録税、織物消費税、入場税、特別入場税及び印紙税については、なお従前の例による。

第十三條 この法律施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、織物消費税法第二十二條第二項、物品税法第二十五條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により交付すべきであつた交付金については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（抄）（昭和二十三年法律第七號所得税法の一部を改正する等の法律）

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。（昭和二十三年七月七日公布）

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

○織物消費税法施行規則

(明治四十三年三月二十九日勅令第百八十五號)

改正 大正八年勅令四五號、同一〇年勅令五八五號、同一二年勅令五〇號、同年勅令二七七號、同一五年勅令三八號、昭和六年勅令二九號、同一二年勅令一六四號、同一五年勅令一四八號、同一九年勅令一八二號、同一二年勅令一四號、同年勅令四八七號、同一二年勅令一一二號、同一二年勅令二四六號、同一三年勅令一四八號

第一條 本令ニ於テ製造者又ハ製造セントスル者ト稱スルハ自己又ハ同居ノ親族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス但シ法人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十二年政令第二百四十六號、同二十三年政令第四百十八號改正)

第二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和十五年勅令第四百十八號、同一一年勅令第四百十四號改正)

販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ販賣場ヲ定メ販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ
販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セントスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第三條 製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ一製造場ト認ムルコトヲ得

第四條 所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ織物製造者ニ織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機械ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條 織物製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ販賣場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ
織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有セサル者其ノ居所ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條 織物製造者期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條 第二條若ハ前條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ第四條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條 織物製造業又ハ販賣業ヲ營ム者ニ付相續ノ開始アリタルトキハ相續人ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和十五年勅令第四百十八號、同二十三年政令第四百十八號改正)

織物製造業又ハ販賣業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和十五年勅令第四百十八號、同二十三年政令第四百十八號改正)

合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ織物製造業又ハ販賣業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和十五年勅令第四百十八號改正)

第九條 織物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十條 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ニ付消費税ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受シヘシ但シ輸出ノ目的ヲ以テ製造セラルル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタル場合ニ於テハ承認ノ省略ヲ爲スコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタルトキ亦同シ

織物消費稅 織物消費稅法施行規則

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シ其ノ消費稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ消費稅ヲ納付シタルコトノ證據ヲ具シ輸出港稅關ニ、其ノ郵便ニ依リ輸出シタル場合ニ於テハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ(昭和十九年勅令第四百八十二號、同二十一年勅令第四百十四號改正)前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際豫メ輸出港稅關ニ其ノ旨申告スヘシ但シ郵便ニ依リ輸出スルモノハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第十二條 消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタル場合ニ於テ消費稅ノ免除ヲ得ムトスルトキハ其ノ織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルコトノ證據ヲ具シ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十三條 織物製造者(法人ヲ除ク)自己又ハ同居ノ親族ノ用ニ供スル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル場合ニ於テハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(昭和二十二年政令第二百四十六號、同二十三年政令第四百四十八號改正)

第十四條 織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リ織物ヲ引取ラムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第十五條 織物消費稅法第九條第一項ニ依ル價格ノ申告ハ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第十六條 織物消費稅法第四條但書ノ規定ニ依リ織物ニ印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代ヘムトスル者ハ其ノ

旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第十七條 織物ニ印紙ヲ貼用スル場合ニ於テハ織物ニ其ノ價格及製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ相當印紙ヲ貼用シ織物面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スヘシ但シ印紙貼用者ハ結目ナキ絲ヲ以テ紙片ヲ織物ニ縫著シ紙片ニ價格及住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ其ノ絲ノ結束シタル場所ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

第十八條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物ニ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ織物又ハ織物ニ縫著シタル紙片ニ納稅濟證ノ旨ヲ記載シタル切符ヲ貼付シ又ハ納稅濟證ノ證印ヲ押捺スヘシ

第十九條 日本銀行ノ本店、支店若ハ代理店ノ所在地外又ハ日本銀行營業時間後ニ於テハ收稅官吏ハ消費稅金ノ領收ヲ爲スコトヲ得(大正十一年勅令第七十七號改正)

第二十條 擔保ノ種類ハ金錢、國債又ハ稅務署長ニ於テ納稅保證ニ堪フル資力アリト認ムル保證人ノ保證ニ限ル(大正九年勅令第五百八十五號、昭和二十一年勅令第四百八十七號改正)

第二十一條 擔保トシテ提供シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ乙種國債證券ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

織物消費稅 織物消費稅法施行規則

織物消費税 織物消費税法施行規則

二一〇

税務署長保證人ノ資力カ納税ヲ擔保スルニ足ラスト認ムルトキハ之ニ代ヘ他ノ擔保ヲ提供ヲ命スルコトヲ得
(大正九年勅令第五百八十五號削除、昭和二十一年勅令第四百八十七號追加)

第二十二條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費税納付済ニ至リタルトキ又ハ消費税免除ノ確定シタルトキハ
所轄税務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十三條 消費税ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ税金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及税金ニ充ツ

第二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス(同上改正)

消費税ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ保證人アリタルトキハ保證人ヲシテ税金ヲ納付セシム(昭和二十一年勅令第
四百八十七號追加)

前項ノ場合ニ於テ保證人税金ヲ完納セサルトキハ納税義務者ニ對シ滯納處分ヲ行フ(昭和二十一年勅令第四
百八十七號追加)

第二十四條 織物製造者又ハ織物消費税法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ
記載スヘシ

一 原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタル者ニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル種類、數量及製造ノ日

四 他ニ引渡シタル種類、數量、價格、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十五條 織物販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル種類、數量、價格、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 販賣シタル種類、數量、價格、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十六條 本令ニ依リ所轄税務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケヘキ場合ニ於テ製造場ニ出張シタル收税官吏

ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ税務署ニ申告シ又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十七條 收税官吏ハ織物ノ製造者、販賣者又ハ織物消費税法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ノ營業

ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十八條 本令中税務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル織物ニ關シテハ稅關之ヲ行フ(昭和十五年

勅令第四百八十八號、同十九年勅令第八十二號、同二十一年勅令第四百十四號改正)

第二十九條 織物消費税法第二條但書ノ規定ニ依リ消費税ノ稅率ヲ織物ノ價格百分ノ十トスル織物ヲ定ムルコ

ト左ノ如シ(昭和二十二年勅令第二百十二號追加、同二十二年政令第二百四十六號改正)

一 抄織織物(抄織糸ト綿糸又ハステールファイバー糸トヲ以テ組成スル織物ヲ含ム)

二 黃麻式織物

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法施行規則ヲ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附 則 (大正八年勅令第四十五號)

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正九年勅令第五百八十五號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

織物消費税 織物消費税法施行規則

二一一

織物消費税 織物消費税法施行規則

二二二

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

附 則 (大正十一年勅令第五十號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十一年勅令第七十七號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十五年勅令第三十八號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ綿織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以内ニ組成原料(織物消費税法第一條ノ二第一項ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノ又ハ本令第三十一條第十四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合)ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附 則 (昭和六年勅令第二百二十九號)

本令ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ昭和六年法律第四十九號織物消費税法中改正法律第一條但書ノ規定ニ依リ新ニ消費稅ヲ課セサルコトト爲リタル織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以内ニ第二條第一項但書ノ改正規定ニ規定スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附 則 (昭和十二年勅令第六十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ第三十一條ノ改正規定ニ依リ織物消費税法第一條但書ノ織物ニ該當スルコトト爲リタル織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月内ニ第二條第一項但書ニ規定スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

附 則 (昭和十五年勅令第四百四十八號)

本令ハ昭和十五年法律第三十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年勅令第八十二號)

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年勅令第四百十四號所得稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

第三十一條 昭和二十一年法律第十四號第四十四條第三項の者は、織物又は織物を原料とする製品(以下織物

製品といふ)の製造者及び販賣者の外、織物若しくは織物製品を使用する仕事の請負をなす業を営む者、織物を使用する物品(織物製品を除く)の製造者又は織物若しくは織物製品の製造者若しくは販賣者以外の者

て配給するための織物若しくは織物製品を所持するものとする。

昭和二十一年法律第十四號第四十四條第三項の規定により課する消費稅は、その稅額が、二千圓以下のときは、昭和二十一年十月三十一日限り、二千圓を超えるときは、次の區分により、その稅額を各月に等分して、その月末日限り徵收する。

稅額二千圓を超えるとき 昭和二十一年十月及び十一月

稅額五千圓を超えるとき 同年十月乃至十二月

稅額一萬圓を超えるとき 同年十月乃至昭和二十二年一月

織物消費税 織物消費税法施行規則

二二三

織物消費税 織物消費税施行規則

二一四

税額十萬圓を超えるとき 昭和二十一年十月乃至昭和二十二年二月
昭和二十一年法律第十四號第四十四條第三項の織物又は織物製品で、販賣に當り、行政官廳の許可を必要とするもの又は特別の事由に因り所轄稅務署の承認を受けたものについては、同條第四項の規定により、その織物又は織物製品を、その貯藏の場所から引き取る時に、その消費税を徴收することができる。
前項の規定の適用を受けようとする者は、昭和二十一年法律第十四號第四十四條第五項の規定による申告と同時に、その旨を所轄稅務署に申請して、承認を受けなければならない。
前項の承認を受けた織物又は織物製品の所持者が、その織物又は織物製品を、貯藏の場所から引き取るときは、その種類、數量及び價格を記載した申告書を、所轄稅務署に提出しなければならない。
昭和二十一年法律第十四號第四十四條第五項の規定による申告は、織物又は織物製品の所在地所轄稅務署に、これをしなければならない。

附則 (昭和二十一年勅令第四百八十七號)

この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年十月二十四日公布)

附則 (昭和二十二年勅令第四百十二號特別法人稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し第十二條中間接國稅犯則者處分法施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第七條 第七條の規定施行前に交付すべきであつた交付金については、なお従前の織物消費税法施行規則第二十九條第二項及び第四項の規定による。

附則 (昭和二十二年政令第二百四十六號所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年政令第四百四十八號所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

織物消費税 織物消費税施行規則

二一五

取引所税

○取引所税法

(大正三年三月三十一日法律第二十三號)

改正 大正一一年法六一號、昭和六年法一四號、同一四年法八一號(米穀配給統制法)同一五年法四二一號、同一八年法六八號、同二年法二九號、同二年法一四二號、同三年法百七號

取引所特別税率

第一條 取引所ニハ賣買手数料収入金額百分ノ十二ノ割合ニ依リ取引所特別税ヲ課ス(昭和十五年法律第四十二號改正)

課税標準

第二條 取引所ハ毎月ノ賣買手数料収入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

〔施規〕 三・三ノ一

取引所特別税率

第三條 取引所特別税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ(昭和十五年法律第四十二號改正)

取引所特別税率

第四條 會員組織ノ取引所ニハ取引所特別税ヲ課セス(昭和十五年法律第四十二號、同十八年法律第六十八號、同二十二年法律第二十九號改正)

取引所税率

第五條 取引所(證券取引所ヲ含ム以下第十五條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ)ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ税率ニ依リ取引税ヲ課ス(昭和六年法律第十四號、同十五年法律第四十一號、同十八年法律第六十八號、同二十二年法律第二十九號、同二十年法律第十四號)

二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

萬分ノ一

第二種 有價證券ノ賣買取引

萬分ノ二十

第三種 商品ノ賣買取引

甲 銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ

萬分ノ一・二五

乙 其ノ他ノモノ

萬分ノ二・五

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス(大正十一年法律第六十一號改正)

第六條 削除(大正十一年法律第六十一號)

第七條 國債證券ノ賣買取引ニハ取引税ヲ課セス(大正十一年法律第六十一號改正)

第八條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引税ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス(同上)

〔施規〕 五

第九條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ(同上)

第十條 政府ハ取引税ノ納税告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ此ノ場合

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期内ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ(同上)

取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引税ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ(同上)

前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引税ニ付之ヲ準用ス

第十二條 取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ズ

取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引税ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得(同上)

第十二條ノ二 取引所開業シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ(昭和二十二年法律第四百二十二號追加)

第十二條ノ三 取引所ノ取引員又ハ會員廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ取引所ノ取引員又ハ會員ニシテ清算取引ヲ爲ササルモノニハ之ヲ適用セス(同上)

〔施規〕 四

第十三條 取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(大正十一年法律第六十一號改正)

第十四條 收稅官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得(同上)

第十五條 取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ五萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ留退シタル

申告詐偽

トキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス(昭和二十二年法律第四百二十二號、同二十三年法律第七百七號改正)

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ三年以下ノ懲役ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百二十二號追加)

前二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス(同上)

第十六條 取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ五萬圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅シタルトキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(大正十一年法律第六十號、昭和二十二年法律第四百二十二號改正)

第十七條 取引所法第二十五條第一項又ハ證券取引法第二百二十九條第一項ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七百七號改正)

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス(大正十一年法律第六十一號、昭和十八年法律第六十八號改正)

第十七條ノ二 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引税ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

前項ノ場合ニ於ケル税額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス(大正十一年法律第六十一號追加)

不當申告罪

第十八條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ五萬圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税スルニ至ラシメタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(大正十一年法律第六十一號、昭和二十二年法律第四百二十二號改正)

過怠犯並検査拒避

第十九條 取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三萬圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス(同上)

一 取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ
二 第十二條ノ二及第十二條ノ三ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキ(昭和二十二年法律第四百二十二號追加)
三 賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ
四 收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

罰則加重規定

第十九條ノ二 第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項又ハ第十八條後段ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百二十二號追加)

刑法適用除外

第二十條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ第十五條第二項及前條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十二年法律第四十二號改正)

責任罰及行為者處罰

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十五條乃至第十九條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(同上)

地方税賦課制限

第二十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ營業税ノ附加税ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ地方税ヲ課スルコトヲ得ス(昭和六年法律第十四號、同十五年法律第四十二號改正)

附則

附則 (大正十一年法律第六十一號) 本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス
附則 (昭和十四年法律第八十一號米穀配給統制法) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年勅令第三百八十九號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)
附則 (昭和六年法律第十四號) 本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業税ノ課税標準額ニ算入セス
附則 (昭和十四年法律第八十一號米穀配給統制法) 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年勅令第六百七十七號ヲ以テ同年十月)

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和十五年法律第四十二號)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手数料收入金額ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十八年法律第六十八號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十八年勅令第三百三十號ヲ以テ第五條ノ改正規定ハ同年四月一日ヨリ、同年勅令第五百三十三號ヲ以テ第四條及第十七條ノ改正規定並ニ附則第二項及第三項ノ規定ハ同年六月三十日ヨリ施行)

日本證券取引所ニ吸収セラレタル取引所ニ課スベカリシ取引所特別税ハ取引所税法第四條ノ改正規定ニ拘ラズ日本證券取引所ニ之ヲ課ス

日本證券取引所ニ吸収セラレタル取引所ニ於ケル賣買取引ニ課スベカリシ取引所ノ納付ニ付テハ日本證券取引所其ノ保證ノ責ニ任ズ

附 則 (昭和二十二年法律第二十九號特別法人税の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し第十一條の規定は政令で定める日から、これを施行する(未施行)

附 則 (昭和二十二年法律第四百二十二號所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。但し取引所税法第十二條ノ二、第十二條ノ三及び第十九條第二號の改正規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (抄) (昭和二十三年法律第七號所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し取引所税法第十七條第一項の改正規定は、証券取引法を改正する法律(昭和二十三年法律第二十五號)施行の日(昭和二十三年五月七日)から、これを適用する。

第五十九條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた取引税及び印紙税については、なお従前の例による。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

○取引所税法施行規則 (大正三年七月六日大藏省令第十三號)

改正 大正一一年省令第五一號、昭和一四年省令第四四號、同一五年省令一五號、同一八年省令二〇號、同年省令五六號

第一條 取引所設立ノ免許又ハ認可ヲ受ケタルトキハ定款及業務規定ヲ添ヘ免許ノ年月日ヲ十日以内ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ(大正一一年省令第五十一號、昭和十八年省令第五十六號改正)

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ

第二條 取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

日本證券取引所其ノ有價證券市場ノ開設ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ開設ヲ命セラレタルトキハ定款、業

取引所税 取引所税法

取引所税 取引所税法

務規程及市場規則ヲ添ヘ其ノ旨直ニ當該市場ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ定款、業務規程若ハ市場規則ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラタルトキ亦同シ（昭和十八年省令第五十六號追加）

日本證券取引所其ノ有價證券市場ノ閉鎖ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ閉鎖ヲ命セラタルトキハ其ノ旨直ニ當該市場ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ（昭和十八年省令第五十六號追加）

第三條 取引所ハ取引所税法第二條ニ依ル取引所特別稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ（昭和十五年省令第十五號改正）

第三條ノ一 支所ヲ設クル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ（大正十一年省令第五十一號追加）

第四條 取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員ト爲リタル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、營業所（有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ取扱ヲ爲ス代理店ヲ含ム）、所屬取引所（日本證券取引所ノ取引員ニ在リテハ當該取引員カ賣買取引ヲ爲ス有價證券市場ヲ謂フ以下同シ）及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ届出ツヘシ届出テタル事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ（昭和十八年省令第五十六號改正）

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ（大正十一年省令第五十一號改正）

前二項ノ規定ハ日本證券取引所法ニ依リ免許ヲ受ケタル取引員ニシテ清算取引ヲ爲ササルモノニハ之ヲ適用セス（昭和十八年省令第五十六號追加）

第五條 取引所税法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ（大正十一年省令第五十一號改正）

附則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ

附則（大正十一年省令第五十一號）

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添ヘ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ

附則（昭和十四年省令第四十四號）

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手数料收入金額ニ課セラルベキ取引所營業稅ノ課稅標準額申告書ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附則（昭和十五年省令第十五號）

本令ハ昭和十五年法律第四十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手数料收入金額ニ課セラルベキ取引所營業稅ノ課稅標準額申告書ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附則（昭和十八年省令第二十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
取引所税 取引所税法施行規則

附 則 (昭和十八年省令第五十六號)

本令ハ昭和十八年六月三十日ヨリ之ヲ施行ス
日本證券取引所ハ昭和十八年法律第六十八號附則第二項ノ規定ニ依リ納付スベキ取引所特別税ニ付其ノ課税標
準額申告書ヲ本令施行後十日以内ニ其ノ吸收シタル取引所ノ所轄稅務署ニ提出スベシ
日本證券取引所ニ吸收セラレタル取引所ノ取引員ハ本令施行前ニ爲シタル賣買取引ニ對スル取引税ニ付其ノ課
税標準額申告書ヲ日本證券取引所ヲ經由シ吸收セラレタル取引所ノ所轄稅務署ニ提出スベシ

○証券取引法(抄録)

(昭和二十三年四月十三日法律第二十五號)

第一章 總 則

第一條 この法律は、國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有價証券の発行及び賣買その他
の取引を公正ならしめ、且つ、有價証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。

第二條 この法律において有價証券とは、左に掲げるものをいう。

- 一 國債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券
- 四 担保附又は無担保の社債券
- 五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- 六 株券又は新株の引受権を表示する証書

七 投資信託の受益証券

八 外國又は外國法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で
定める証券又は証書

前項各号に掲げる有價証券に表示されるべき権利は、これについて当該有價証券が発行されていない場合
においても、これを当該有價証券とみなす。

この法律において有價証券の募集とは、不特定且つ多数の者に対し均一の條件で、あらたに発行される有
價証券の取得の申込を勧誘することをいう。

この法律において有價証券の賣出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の條件で、既に発行された有價証
券の賣付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

この法律において発行者とは、有價証券を発行し、又は発行しようとする者をいう。

この法律において引受人とは、有價証券の發行に際し、これを賣り出す目的を以て当該有價証券の発行者
からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有價証券を取得する者が不在の場合にその殘部を取得する
契約をする者又は発行者のために当該有價証券の募集若しくは賣出の取扱をする者その他直接又は間接に有
價証券の募集又は賣出を分担する者で、通常有價証券の賣捌人に支拂われる手数料を超える額の手数料、報
酬その他の対價を受けるものをいう。

この法律において有價証券届出書とは、第五條第一項の規定による届出書及び同條第三項の規定によりこ
れに添附する書類並びに第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書をいう。

この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関以外の者が左

取引所税 証券取引法(抄録)

に掲げる行爲の一をなす營業をいう。

- 一 有價証券の賣買
- 二 有價証券の賣買の媒介、取次又は代理
- 三 有價証券市場における賣買取引の委託の媒介、取次又は代理
- 四 有價証券の引受
- 五 有價証券の賣出
- 六 有價証券の募集又は賣出の取扱

この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた者をいう。

この法律において目論見書とは、有價証券の募集又は賣出のために、公衆に提供する当該有價証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。但し、有價証券の銘柄、價格、數、引受人の名称、募集若しくは賣出の取扱をする者の名称又は第十三條の規定による目論見書を提供する場所のみを表示するものは、目論見書でない。

この法律において証券取引所とは、有價証券の賣買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。

この法律において有價証券市場とは、有價証券の賣買取引のために証券取引所の開設する市場をいう。

第三章 証券業者

第二十八條 証券業は、証券取引委員会に備える証券業者登録原簿に登録された者でなければ、これを営んでならない。

証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

らない。

- 一 商号
 - 二 本店その他の營業所又は代理店の名称及び所在の場所
 - 三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名
 - 四 個人であるときは、その者の氏名
- 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
- 一 会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の數又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した營業用純資本額に関する調査(以下營業用純資本額調査という。)
 - 二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに營業用純資本額調査
 - 三 代理店があるときは、代理店契約書の写
- 前項第一号又は第二号の營業用純資本額調査は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

第二十九條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一條又は第三十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において

取引所税 証券取引法(抄録)

て、証券業者登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

- 一 商号
- 二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所
- 三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名
- 四 個人であるときは、その者の氏名
- 五 登録年月日

第三十條 証券取引委員会は、前條の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業を営んではならない。

第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、証券取引委員会は、その者に通知して審問を行った後、その登録を取り消すことができる。

第三十一條 証券取引委員会は、登録申請者が左の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行った後、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
 - 二 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
 - 三 この法律の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者
 - 四 第八十七條の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者
 - 五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一該当するもの
 - 六 会社でその役員のうち第一号乃至第四号の一に該当する者のあるもの
 - 七 他の証券業者が現に使用する商号と同一の商号を当該証券業者の許諾を得ないで使用しようとする者
- 第三十二條 証券業者は、第二十八條第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。
- 前項の場合においては、その変更を証する書面を変更届出書に添附しなければならない。但し、その変更が本店及び支店以外の営業所又は代理店の名称又は所在の場所に関するものであるときは、この限りでない。
- 第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。
- 第二十九條、第三十條第一項及び前條の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第三十三條 証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

第三十七條 証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三十八條 証券取引委員会は、証券業者が証券業を営むことができることとなつた日から三箇月以内に営業を開始しないとき、又は引続き三箇月以上その営業を休止したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第三十九條 証券取引委員会は、証券業者が第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第七号の一に該当することとなつたとき、又は登録当時同條各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

第四十條 証券取引委員会は、証券業者の負債総額その営業用純資本額に対する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとなつたときは、証券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとならなるときは証券取引委員会は、当該証券業者に通知して審問を行つた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

第四十一條 第三十條第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、國債証券を以て、これに充てることができる。営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する供託局に、これをしなければならぬ。証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

第四十二條 証券業者又はその代理店は、営業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、証券取引委員会規則で定める標識を掲げなければならない。

〔規則第一號〕 七

第四十六條 証券業者は、顧客から有價証券の取引に関する注文を受けたときは、予めその者に対し自己がその相手方となつて当該賣買を成立せしめるか、又は媒介し、取次し若しくは代理して当該賣買を成立せしめるかの別を明らかにしなければならない。

第四十七條 証券業者は、有價証券に関する同一の賣買について、その本人となると同時に、その相手方の取次をなす者又は代理人となることができぬ。

第四十八條 証券業者は、有價証券の賣買その他の取引が成立したときは、遅滞なく、証券取引委員会規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。

取引所税 証券取引法(抄録)

二三四

〔規則第一号〕 八

第五十二條 証券業者の営業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

第五十三條 証券業者は、営業年度ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に対し、証券取引委員会の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができ。

〔規則第一号〕 一一

第五十四條 証券業者は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

- 一 定款又は組織を変更したとき
- 二 本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき、又は代理店が代理店として営業を休止し若しくは再開したとき
- 三 証券業以外の営業を廃止したとき
- 四 代理店契約の変更があつたとき
- 五 第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第六号の一に該当することとなつたとき
- 六 負債総額その営業用純資本額に対する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えたとき

(第二項省略)

第五十五條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のための必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に対しその営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券業者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物品を検査させることができる。

第五十六條 証券業者は、その使用人を自己の営業所以外の場所において有價証券の募集若しくは賣買又は有價証券市場における賣買取引の委託の勧誘に従事させようとするときは、その使用人(以下有價証券外務員という。)について、左に掲げる事項を証券取引委員会に届け出なければならない。

- 一 氏名及び生年月日
 - 二 住所
 - 三 有價証券外務員の業務に従事したことの有無従事したことの者については、その所属した証券業者の氏名又は名称及び従事した期間
- 証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。
- 証券業者はその有價証券外務員との雇傭関係が消滅したとき、又はその有價証券外務員をその業務に従事させなくなつたときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。
- 第五十七條 証券取引委員会は、証券業者の営業又は財産經理の状況に照らし、その支拂能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときには、当該証券業者に通知して審問を行った後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。
- 第五十八條 何人も左の各号の一に掲げる行爲をしてはならない。

取引所税 証券取引法(抄録)

二三五

取引所税 証券取引法(抄録)

- 一 有價証券の賣買その他の取引について、不正の手段、計畫又は技巧をなすこと
- 二 有價証券の賣買その他の取引について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生ぜしめな
いために必要な重要な事實の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得する
こと

三 有價証券の賣買その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること

第五十九條 証券取引委員会は証券業者又その役員が法令又は法令に基いてする行政官廳の處分に違反した場
合においては、その者に通知して審問を行った後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期
間を定めてその營業の停止を命じ若しくは役員を命ずることが出来る。

第六十二條 証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、
遲滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならぬ。

- 一 会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者
- 二 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人
- 三 個人が死亡した場合においては、その相続人
- 四 証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する
役員

第六十三條 証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者登録原簿につき、当該証券業者
に関する登録を抹消する。

- 一 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により
証券業者の登録を取り消した場合

二 前條の規定による届出があつた場合

三 証券取引委員会が前條各号に掲げる場合は該当するものと認めて、当該各号に掲げる者に通知して審問
を行つた後、その事実を確認した場合

第三十六條の規定は、前項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合に、これを準用する。

第六十四條 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定
により証券業者の登録が取り消された場合及び前條第一項第二号又は第三号に規定する事由に因り証券業者
の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなし
た有價証券の賣買その他の取引を結了しなければならぬ。この場合において、当該証券業者であつた者又
はその一般承継人は、その賣買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券業者とみなす。
前項の規定は、証券業者が第四十條第一項、第五十七條、第五十九條又は第百八十七條の規定により營業
の停止を命ぜられた場合に、これを準用する。

第四章 証券業協会

第六十七條 証券業者が有價証券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資する目的を以
て団体を組織したときは、当該団体は証券取引委員会に備える証券業協会登録原簿に登録を受けることがで
きる。

(第二項以下省略)

第五章 証券取引所

第一節 設立及び組織

第八十條 証券取引所は、法人とする。

取引所税 証券取引法(抄録)

取引所税 証券取引法(抄録)

証券取引所は、会員組織とする。

第八十一條 証券取引所は、証券業者でなければ、これを設立することができない。

証券業者は、証券取引所を設立しようとするときは、証券取引委員会に備える証券取引所登録原簿に登録を受けなければならない。

第八十二條 前條第二項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所及びその開設する有價証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則

二 役員履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面

三 会員の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における営業用純資本額調査書

第八十三條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五條の規定により登録を拒否する

場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にはその期間を経過した日において、証券取引所登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名称

二 事務所及びその開設する有價証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称

四 登録年月日

証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第八十四條 証券取引所は、第八十二條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の規定による変更の届出があつたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資本額調査書、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員履歴書、戸籍謄本並びにその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

第八十五條 証券取引委員会は、第八十二條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものがあると認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に違反し、又は有價証券市場における賣買取引の公正を

取引所税 証券取引法(抄録)

取引所税 証券取引法(抄録)

確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうち第三十一条第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき

三 当該証券取引所がこの法律の規定の適合するように組織されるものでないとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを準用する。

第八十六條 証券取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務の外、これを営むことができない。

第八十七條 証券取引所は、二以上の有價証券市場を開設してはならない。

第八十八條 証券取引所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地及び有價証券市場を開設する地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員に関する事項
- 六 会員信託金に関する事項
- 七 経費の分担に関する事項
- 八 役員に関する事項
- 九 会議に関する事項
- 十 業務の執行に関する事項
- 十一 上場有價証券に関する事項
- 十二 会計に関する事項

十三 公告の方法

証券取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない

第二節 会員

第九十條 証券取引所の会員は、証券業者に限る。

第九十一條 証券取引所は、その定款において、会員の営業用純資本額の最低額を定めることができる。
会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有價証券市場における賣買取引を停止し、且つ、その旨を証券取引委員会に通知しなければならない。

前項の場合において、当該会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復したときは、証券取引所は、前項の規定による賣買取引の停止を解除しなければならない。

第二項の場合において、会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復しないときは、証券取引所は、当該会員を除名しなければならない。

第三十四條第二項及び第三項の規定は、前四項の営業用純資本額に、これを準用する。

第九十二條 会員は、定款の定めるところにより、出資をしなければならない。

第九十三條 会員の証券取引所に対する責任は、定款の定める経費負担の外、その出資額を限度とする。
第九十四條 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十五條 前條に規定する場合の外会員は、左の事由によつて脱退する。

取引所税 証券取引法(抄録)

取引所税 証券取引法(抄録)

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

第九十六條 会員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を拂い戻さなければならぬ。

第九十七條 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信託金を預託しなければならない。会員信託金は、國債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が証券取引所委員会の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。前項の有價証券の代用價額は、証券取引委員会規則で定めるところにより算出した價額を超えてはならない。

会員に対して有價証券市場における賣買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信託金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

第九十八條 証券取引所は、その定款において、法令、法令に基いてする行政官廳の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行爲をなした会員に対し、十万円以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九條 会員が脱退した場合には、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その有價証券市場においてなした賣買取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その賣買取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを

を会員とみなす。

前項の規定により証券取引所が他の会員をしてその賣買取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

第四節 有價証券市場における賣買取引

第七十七條 有價証券市場における賣買取引は、当該有價証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、これをなすことができる。

第七十八條 証券取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 賣買取引の種類及び期限
 - 二 立会の開閉
 - 三 立会の停止
 - 四 賣買取引の契約の締結の方法
 - 五 受渡その他の決済方法
 - 六 前各号に掲げる事項の外賣買取引に関し必要な事項
- 証券取引所は、その業務規程を変更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第九十九條 証券取引所は、臨時に立会を開閉し又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第一百條 証券取引所は、第十三條に規定する場合の外、有價証券の発行者の申請により当該証券取引所に登録した有價証券に限り、これを賣買取引のため上場することができる。

取引所税 取引証券法(抄録)

取引所税 証券取引法(抄録)

二四四

第百十一條 有價証券の発行者が、前條の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 目的及び名称

二 資本又は出資に関する事項

三 事業

四 当該有價証券及びその者の発行するその他の有價証券の銘柄、券面額及び発行数

五 当該有價証券及びその者の発行するその他の有價証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は賣出の條件

六 役員、主要株主及び当該有價証券の引受人が所有する当該有價証券の数

七 当該有價証券の分布状況

八 役員その他の者(使用人を除く。)に対し申請日前一箇年間に於いて支拂つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万圓を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

前項第七号に掲げる事項は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを記載しなければならない。

第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一 定款

二 最近三事業年度末の貸借対照表

三 最近三事業年度の損益計算書

証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

第百十二條 証券取引所は、前條の規定による登録申請書を受理した場合においては、定款の定めるところにより審査した後、適当と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届け出た有價証券については、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該証券取引所に通知した場合にはその期間を経過した日において、これを登録しなければならない。

前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有價証券登録原簿に当該有價証券の発行者の名称、当該有價証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行う。

第百十三條 証券取引所は、左の各号の一に該当する有價証券について、証券取引委員会に申請しその承認を受けた場合においては、前條第三項の規定による登録をしないて、これを賣買取引のため上場することができる。

一 当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前條第三項の規定により登録されているもの

二 当該有價証券について第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているもの但し、第二十四條の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限る。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該証券取引所の所在する地方において当該有價証券が広く分布され、且つ、その賣買その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に賣買取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して審問を行った後、理由を示し前項の承認を與えないことが

取引所税 証券取引法(抄録)

二四五

できる。

証券取引所は、第一項第一号に規定する有價証券について、前條第三項の規定による登録がすべて抹消された日以後においては、その上場を廃止しなければならない。

第一百四條 証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有價証券の発行者は、上場有價証券の上場の廃止については、証券取引委員会に申請してその承認を受けなければならない。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有價証券の上場を継続することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行った後、理由を示し同項の承認を與えないことができる。

証券取引所に上場されている有價証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廃止しなければならない。

第一百五條 証券取引所は、第一百十二條第三項の規定による登録をした場合、第一百三條第一項の規定による承認を受けた場合又は同條第三項若しくは前條の規定により上場を廃止した場合には、遅滞なくその旨を当該有價証券の発行者に通知しなければならない。

第十六條 証券取引所は、第一百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の上場を廃止したときは、その備える上場有價証券登録簿につき、当該有價証券に関する登録を抹消しなければならない。

第十七條 証券取引所は、その上場する有價証券について、その賣買取引を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。(第一百十八條略)

第十九條 証券取引委員会は、証券取引所が第一百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の発行者が

この法律、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該発行者に通知して審問を行った後、当該証券取引所に対し、理由を示し当該有價証券の賣買取引を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。

第二十條 第一百十條乃至前條の規定は、國債証券、地方債証券又は別に証券取引委員会規則で定める有價証券については、これを適用しない。

第二十一條 会員が有價証券市場における賣買取引に基く債務の不履行に因り他の会員に対し損害を與えたときは、その損害を受けた会員は、その損害を受けた会員はその損害を與えた会員の会員信託金について、他の債權者に先だち弁済を受ける権利がある。

第九十七條第四項の規定による有價証券市場における賣買取引の委託者の優先権は、前項の優先権に対し優先の効力を有する。

第二十二條 証券取引所は、その開設する有價証券市場における毎日の総賣買取引高及びその上場する有價証券の銘柄別に毎日の賣買取引の成立價格を当該有價証券市場に掲示しなければならない。

証券取引所は、その上場する有價証券の銘柄別に毎日の最高、最低及び最終價格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第二十三條 証券取引所は、証券取引委員会規則で定めるところにより、毎日及び毎月の当該証券取引所の開設する有價証券市場における相場及び賣買取引高報告書を作成し、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第二十四條 第九十九條の規定は、会員の有價証券市場における賣買取引がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に、これを準用する。

第二百二十五條 何人も、他人をして証券取引所に上場する有價証券の賣買取引が繁盛に行われていると誤解させる等当該有價証券の賣買取引の状況に關し他人に誤解を生ぜしめる目的を以て、左に掲げる行爲をしてはならない。

- 一 当該有價証券について、その権利の移轉を目的としない假裝の賣買取引をなすこと
- 二 自己のなす賣付と同時期に、それと同價格において、他人が当該有價証券を買付けることを予めその者と通謀の上、当該賣付をなすこと
- 三 自己のなす買付と同時期に、それと同價格において、他人が当該有價証券を賣付けることを予めその者と通謀の上、当該買付をなすこと
- 四 前各号に掲げる行爲の委託又は受託をなすこと

何人も、有價証券市場における有價証券の賣買取引を誘引する目的を以て、左に掲げる行爲をしてはならない。

- 一 単独で又は他人と共同して、当該有價証券の賣買取引が繁盛であると誤解させ、又はその相場を變動させるべき一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をすること
 - 二 当該有價証券の相場が自己又は他人の市場操作によつて變動するべき旨を流布すること
 - 三 当該有價証券の賣買取引をなすにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生ぜしむべき表示を故意になすこと
- 何人も、單獨で又は他人と共同して、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、有價証券の相場を釘付け、固定し、又は安定する目的を以て、有價証券市場における一連の賣買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第二百二十六條 前條の規定に違反した者は、当該違反行爲に因り形成せられた價格により有價証券市場における当該有價証券の賣買取引又はその委託をなした者が当該賣買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前條の規定に違反する行爲があつたことを知つた時から一年間又は当該行爲があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第二百二十七條 証券取引委員会は、会員が自己の計算において若しくは顧客から有價証券の賣買取引について賣買の別、銘柄、数及び價格の決定を一任されてその者の計算において行ふ賣買取引を制限し、又は会員のなす過大な數量の賣買取引であつて有價証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項を証券取引委員会規則で定めることができる。

〔規則〕 第一五号

第五節 有價証券市場における賣買取引の受託

第二百二十八條 会員は、本店若しくは支店その他の營業所又は代理店以外の場所を、有價証券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としてはならない。

本店以外の營業所又は代理店を有價証券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としようとするときは、会員は、その所屬する証券取引所の承認を受けなければならない。

証券取引所は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第二百二十九條 有價証券市場における賣買取引の委託を受けた会員又は会員に対する賣買取引の委託を媒介し、取次若しくは代理することを引き受けた者は、有價証券市場において賣付若しくは買付をせず、又は会員に対しその媒介、取次若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、賣買を成立せしめてはな

らない。

会員が前項の規定に違反したときは、証券取引所は、当該会員に対し十万円以下の過怠金を課し、その者の有價証券市場における賣買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

第三十條 会員は、有價証券市場における賣買取引の受託については、その所屬する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 賣買取引の受託の条件
 - 二 受渡その他の決済方法
 - 三 賣買取引の受託についての信用の供與に関する事項
 - 四 委託手数料の料率及び徴收の方法
 - 五 前各号に掲げる事項の外賣買取引の受託に関し必要な事項
- 証券取引所は、その受託契約準則を変更したときは、遅滞なくその旨を証券委員会に届け出なければならない。

第三十一條 会員は、有價証券市場における賣買取引の受託について、委託者から証券取引所の定める委託手数料を徴しなければならない。

第三十二條 会員は、委託を受けた有價証券市場における賣買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、賣買報告書を作成し、賣買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

第三十三條 何人も、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委

員会規則で定めるところに違反して、左に掲げる行爲をしてはならない。

- 一 有價証券を有しないでその賣付をなすこと
- 二 有價証券の相場が委託当時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその賣付をなし、又は有價証券の相場が委託当時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその賣付をなすべき旨の委託をなすこと

〔規則〕 第一六号

第六節 解散

第三十四條 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

- 一 定款に定めた事由の発生
 - 二 総会の決議
 - 三 会員の数が五人以下となつたとき
 - 四 破産
 - 五 証券取引所の登録の取消
- 前項の場合においては、証券取引委員会は、証券取引所登録原簿につき、当該証券取引所に関する登録を抹消する。

第七節 登記

第三十七條 証券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因り成立する。前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

取引所税 証券取引法(抄録)

第八節 監督

第二百五十四條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券取引所に対しその業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券取引所の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二百五十五條 証券取引委員会は、証券取引所が左の各号の一に当該する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 法令若しくは法令に基いてする行政官廳の処分に違反し、又は会員若しくは当該証券取引所に上場されている有價証券の発行者がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員会規則又は当該証券取引所の定款に違反した場合において、これらの者に対し法令又は定款を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員会規則又は定款により認められた権能を行使せずその他必要な措置をなすことを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止若しくはその業務の一部の禁止を命ずること

二 証券取引所の行爲又はその開設する有價証券市場における賣買取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて賣買取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三箇月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること

第二百五十六條 証券取引委員会は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行について、証券取引所に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有價証券市場における賣買取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、その處分を命ずることができる。

第七章 証券取引委員会

第六十五條 この法律の目的を達成するため、証券取引委員会を置く。

証券取引委員会は、大藏大臣の所轄に属する。

第八章 雑則

第八十二條 証券取引委員会は、この法律の規定により審問しようとする場合において、審問される者が正当の理由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで当該規定に定める処分をすることができる。

証券取引委員会が審問しようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明かにして、これをしなければならぬ。

審問は、すべてこれを公開しなければならない。但し、審問される者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審問は、証券取引委員会の委員又は証券取引委員会が指定する証券取引委員会の職員が、これを行う。証券取引委員会は、この法律の規定による審問を行つた場合においては、その記録を作成し、これを十年間保存しなければならない。

第八十四條 証券業者、証券業協会又は証券取引所若しくはその会員は、この法律の他の規定において定めるところの外、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該官吏をして、前項の書類について、証券取引委員会規則で定めるところにより、定時又は臨時に検査させることができる。

〔規則第一号〕 一三・一四

第八十九條 会社の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該会社の株式について、その買付をした後六箇月以内に賣付をし、又は賣付をした後六箇月以内に買付をして利益を得た場合においては、当該会社は、その利益を会社に提供すべきことを請求することができる。

当該会社の株主が会社に対し前項の規定による請求をなすべき旨を要求した日の後六十日以内に会社が前項の規定による請求をしない場合においては、当該株主は、会社に代位して、その請求を行うことができる。

前二項の規定により会社の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間これを行わないときは、消滅する。

前三項の規定は、主要株主が賣付をし若しくは買付をしたいずれか一の時期において主要株主でない場合又は証券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合においては、これを適用しない。

第九十條 会社の役員又は主要株主は、証券取引所に賣買取引のため上場される当該会社の発行する株式の賣付については、当該株式を有しないでこれをしてはならない。

第九十一條 何人も、有價証券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により賣買取引をしてはならない。

第九十二條 証券取引委員会の処分不服のある者は、管轄裁判所に対しその取消又は変更の訴を提起することができる。

第九十三條 証券取引委員会は、この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員会規則で定めるところができる。

第九十四條 何人も、証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、証券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘してはならない。

第九十五條 この法律施行の際現に効力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に牴觸する場合においては、この法律の規定が優先する。

第九十六條 この法律のある規定が無効であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九章 罰則

第九十七條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 有價証券の募集、賣出し若しくは賣買その他の取引のため又は有價証券の相場の変動を図る目的を以て、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫した者

二 第五十八條、第二百二十五條又は第九十一條第一項の規定に違反した者

三 第八十一條第二項の規定に違反して証券取引所を設立した者

四 第八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者

第九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による届出を必要とする有價証券について、その届出の効力が生じていないのに当該有價証券の募集若しくはその取扱又は賣出若しくはその取扱をした者

取引所法 証券取引法(抄録)

- 二 第十五條第一項又は第九十一條第二項の規定に違反した者
 - 三 第二十八條第一項の規定による登録がないのに証券業を営んだ者
 - 四 第四十條第一項、第五十七條又は第五十九條の規定による停止命令に違反した者
- 第九十九條** 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行爲をした金融機関又は取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 一 第六十五條第一項の規定に違反したとき
 - 二 第八十七條の規定に違反したとき
 - 三 第九十五條の規定による停止又は禁止の處分に違反したとき
- 第一百條** 左の各號の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万五千元以下の罰金に処する。
- 一 第五條の規定による届出書若しくは添付書類(第二十七條において準用する場合を含む。)又は第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書(第二十七條において準用する場合を含む。)に虚偽の記載をしてこれを提出した者
 - 二 第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書(第二十七條において準用する場合を含む。)を提出しない者
 - 三 第二十八條又は第八十二條の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
 - 四 第六十六條又は第二百二十八條第一項の規定に違反した者
 - 五 有價証券の相場を偽つて公示した者
 - 六 公示若しくは頒布する目的を以て有價証券の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

七 発行者、引受人又は証券業者の請託を受けて公示若しくは頒布する目的を以てその発行、分擔又は取扱にかかる有價証券に關し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又はこれを頒布した者

八 前号に掲げる請託をした者

第二百一條 有價証券市場によらないで、有價証券市場における相場により差金の授受を目的とする行爲をした者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。但し、刑法第八十六條の規定の適用を妨げない。

第二百二條 前五條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二百四條 第六條又は第七十六條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百五條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に處する。

- 一 第十三條第五項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第十四條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第十五條第五項、第十五條第二項、第二十三條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第三十條第四項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第五十一條、第六十一條、第二百二十九條第一項、第三百三十三條、第九十條又は第九十四條の規定に違反した者
- 二 第二十四條、第五十條第一項、第五十三條第一項又は第八十八條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 三 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む。)、又は第五十五條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者
- 四 第三十二條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者

- 者
- 五 第三十七條、第五十條第二項、第五十四條第一項又は第八十四條第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者
 - 六 第四十三條第一項の規定に違反して営業を営んだ者
 - 七 第四十八條又は第三十二條の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者
 - 八 第五十三條第二項の規定による命令に違反した者
 - 九 第五十六條第一項の規定に違反して従事させた者
 - 十 第五十六條第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は同條の規定による届出について虚偽の届出をした者
 - 十一 第十一條の規定による申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者
 - 十二 第十八條の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者
 - 十三 第二十七條の規定による証券取引委員会規則に違反した者
 - 十四 第八十四條第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者
 - 十五 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む)、第五十條第二項、第五十五條、第七十六條(第七十九條第四項において準用する場合を含む)、第五十四條、第八十三條第四号又は第八十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第二百六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行爲をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業員は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十四條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出したとき
 - 二 第八十八條第二項、第八八條第二項又は第三十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - 三 第二百五條、第三十三條第三項又は第三十四條第三項後段の規定に違反したとき
 - 四 第三十條又は第三十三條第一項の規定に違反して上場したとき
 - 五 第三十二條第一項の規定に違反して登録したとき
 - 六 第三十四條第一項の規定に違反して上場を廃止したとき
 - 七 第三十九條の規定による命令に違反したとき
 - 八 第五十四條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
- 第二百七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第九十七條第二號第三號、第九十八條乃至第二百條、第二百五條又は前條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第一條 この法律は、その成立の日から三十日を経過した日からこれを施行する。

第七條 この法律施行の際現に旧有價証券業取締法により有價証券業を営む者、旧有價証券引受業法により有價証券引受業を営む者若しくは旧有價証券割賦販賣業法により有價証券割賦販賣業を営む者又は銀行若しくは

取引所法 証券取引法規則(抄録)

二六〇

は信託会社でこれらの営業を営む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、証券業者とみなす。

前項に掲げる者が同項の期間内に第二十八條第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に対する処分の日までも、また、前項と同様とする。

第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により証券業者とみなされた者については、これを適用しない。

第八條 証券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第一百十條の規定にかかわらず登録をしない有價証券を賣買取引のため上場し、又は第一百十三号の規定にかかわらず証券取引委員会の承認を受けない有價証券を賣買取引のため上場することができる。

○証券取引法規則 (抄録)

(昭和二十三年五月七日証券取引委員会規則第一号)

(法第四十二條関係)

第七條 法第四十二條に規定する証券業者又はその代理店の標識は、様式第二号による。

(法第四十八條関係)

第八條 法第四十八條に規定する賣買報告書は、様式第三号により、これを作成しなければならない。

(法第五十三條関係)

第十一條 法第五十三條第一項に規定する営業報告書は、様式第四号により、これを作成しなければならない。

(法第八十四條関係)

第十三條 証券業者又は証券取引所の会員は、左に掲げる帳簿、計算書、傳票その他業務に関する書類を作成

しなければならない。

- 一 注文傳票
- 二 賣買傳票及び賣付又は買付傳票
- 三 有價証券賣買日記帳
- 四 有價証券受渡日記帳
- 五 受渡計算書
- 六 仕訳帳
- 七 総勘定元帳
- 八 日計表
- 九 現金出納帳
- 十 有價証券勘定元帳
- 十一 顧客勘定元帳
- 十二 貸付金内訳帳
- 十三 借入金内訳帳
- 十四 受取手形記入帳
- 十五 支拂手形記入帳
- 十六 貸付有價証券内訳帳
- 十七 借入有價証券内訳帳
- 十八 有價証券預り証

取引所法 証券取引法規則(抄録)

二六一

取引所法 証券取引法規則(抄録)

二六二

- 十九 預り有價証券内訳帳
- 二十 受渡有價証券記番号帳
- 二十一 保護預り有價証券明細簿
- 二十二 有價証券在高明細表
- 二十三 有價証券担保差入帳

前項第一号、第三号、第四号、第十号、第十七号及び第十九号乃至第二十二号に掲げる書類は、様式第五号により、これを作成しなければならない。

証券業者又は証券取引所の会員は、証券取引委員会の承認を受けた場合においては、第一項各号に掲げる書類について、その一部を作成せず、又は定められた様式と異なる様式によりこれを作成することができる。

(法第八十四條関係)

第十四條 法第八十四條第二項の規定による検査は、左の各号に定めるところにより、これを行う。

- 一 検査は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときに、当該官吏をして行わせるものとする。
- 二 検査は、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に関する書類について、証券取引委員会規則で定めるものを備えているか、その様式が証券取引委員会規則で定めるものに適合しているか、記載が正確であるか等について行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

○有價証券の賣買一任勘定に関する規則

(昭和二十三年七月二十四日証券取引委員会規則第十五号)

(法第二百二十七條関係)

第一條 証券取引所の会員は、顧客から有價証券の賣買取引について賣買の別、銘柄、数及び價格の決定を一任されている勘定(以下賣買一任勘定という)において、当該勘定についての委任の本旨又は当該勘定の金額に照らし過当と認められる数量又は頻度の賣買取引を行つてはならない。

(法第二百二十七條関係)

第二條 証証取引所の会員は、賣買一任勘定における賣買取引を行った場合には、当該賣買一任勘定についての契約の内容、当該顧客の氏名、当該有價証券の銘柄、数及び價格並びに当該賣買取引が行われた日附を当該賣買取引が行われた日の属する月の翌月五日までに当該証券取引所に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

○有價証券の空賣に関する規則

(昭和二十三年七月二十四日証券取引委員会規則第十六号)

(法第三百三十三條関係)

第一條 証券取引所の会員は、当該証券取引所の開設する有價証券市場において自己又は顧客の計算において取引所法 有價証券の賣買一任勘定に関する規則

二六三

取引所法 有價証券の空賣に関する規則

なす賣付について、有價証券を有してこれを行うか又は有價証券を有しないでこれを行うかの別を明らかにしなければならぬ。

証券取引所の会員は、左の各号の一に該当する場合でなければ、有價証券を有してその賣付を行う旨の表示をすることが出来ない。

- 一 賣付をなす顧客が賣付ける有價証券を所有しており、且つ、賣付後遅滞なく不当な不便又は費用を要しないうて当該有價証券を會員に提供することができる旨を当該會員が予め知つてゐる場合
- 二 賣付をなす會員が賣付ける有價証券を所有しており、且つ、賣付後遅滞なく不当な不便又は費用を要しないうて当該有價証券を提供することができる場合
- 三 当該會員が賣付をなす顧客の計算において、当該有價証券を占有し、又は買付けた當該有價証券の受渡を繰延べている場合
- 四 當該會員が自己又は顧客の計算において、当該有價証券を當該有價証券市場において買付け、その結了してゐない場合

(法第百三十三條關係)

第二條 有價証券市場における賣買取引について自己又は他人の計算において、有價証券を有しないでその賣付をしようとするときは、當該賣付の直前の價格に満たない價格において、これをしてはならない。

前項の場合において、當該有價証券の配当落又は権利落後に當該賣付が行われる場合には、當該賣付の直前の價格は配当落又は権利落前における當該價格より配当又は権利の價格を控除して計算する。

第一項の規定は、左に掲げる場合には、これを適用しない。

- 一 當該有價証券市場を開設する証券取引所が定める賣買單位に満たない数の有價証券の賣付をなす場合

二 當該有價証券市場を開設する証券取引所の承認を受けて當該有價証券市場における有價証券の價格を他の証券取引所が開設する有價証券市場における當該有價証券の價格と平準化するために當該有價証券の賣付をなす場合

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

○商品取引所法(抄録)

(明治二十六年三月四日法律第五號)

第一條 賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ本法ニ依リ一種若ハ數種ノ商品(有價證券ヲ除ク以下第二十八條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ)ノ商品取引所ヲ設立スルコトヲ得

第二條 同種ノ商品ヲ賣買取引スル商品取引所ハ一地區一箇所ニ限り設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ主務大臣之ヲ定ム

第三條 商品取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第四條 株式會社組織ノ商品取引所ハ他ノ株式會社組織ノ商品取引所ヲ合併スル場合ニ限り政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル地區内ニ支所ヲ設クルコトヲ得支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル商品取引所及支所ノ數ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 商品取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ商品ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得

第六條 會員組織ノ商品取引所ニ於テハ其ノ商品取引所ノ會員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得

取引所税 商品取引所法

取引所税 商品取引所法

株式会社組織ノ商品取引所ニ於テハ其ノ商品取引所ノ取引員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條 商品取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

商品取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第八條 商品取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ商品取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二十二條ノ規定ニ依ル賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ商品取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ商品又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條 商品取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 商品取引所ノ取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第十一條ノ四 會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店、出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問

ハスニ以上ノ場所ヲ以テ同一商品取引所ノ賣買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス

何人ト雖商品取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ス但シ會員又ハ取引員ニ

シテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス商品取引所ニ對シ其ノ

賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條 取引員ハ其ノ免許ヲ受クルトキ免許料ヲ納ムヘシ

免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

第十五條 商品取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以内ノ

過怠金ヲ科シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得

第十五條ノ二 商品取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三 取引員ハ廢業後ト雖其ノ商品取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引員死亡シ、解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許ヲ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ

前項ノ規定ハ會員ノ死亡、解散、除名及脫退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ商品取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシ

テ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第十八條 商品取引所ノ賣買取引ノ期限ハ米ニ在リテハ三箇月、蠶絲ニ在リテハ六箇月、其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 商品取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 商品取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル商品取引所ノ賣買取引ニ付商品取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又

ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ商品取引所之ニ一箇月以上ノ營業停止ヲ命ジ又ハ之ヲ除名スヘシ

取引所税 商品取引所法

二六七

取引所税 商品取引所法

二六八

第二十六條ノ二 差金取引ヲ爲ス商品取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第二十七條 主務大臣ハ商品取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認めルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 商品取引所ノ解散

二 商品取引所ノ停止

三 商品取引所一部ノ停止若ハ禁止

四 役員ノ解職

五 會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名

第二十八條 主務大臣ハ必要ト認めルトキハ官吏ヲシテ商品取引所ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ商品取引所ノ役員會員及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第三十二條 第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 商品取引所ノ役員又ハ商品取引所ニ於ケル受渡商品ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者

二 商品取引所ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シタル者

三 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虚偽ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作成シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者

四 免許ヲ受ケスシテ商品取引所ヲ設立シタル者又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

第三十二條ノ五 商品取引所ニ依ラスシテ商品取引所ノ相場ニ保リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者

ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ適用ヲ妨ケス

第三十二條ノ六 會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ

關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二條ノ七 本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

印紙税

○印紙税法

(明治三十二年三月十日法律第五十四號)

改正

明治三十四年法一六號、同四〇年法二七號、同四二年法四二號、同四三年法一四號、同四四年法四一號、大正一一年法四七號、同二二年法一二號、同四四年法二二號、昭和二年法七號、同六年法五二號(自動車交通事業法)、同七年法二五號(商業組合法)、同八年法三三號(漁業法)、同一年法一四號(商工組合中央金庫法)、同二二年法七四號(貿易組合法)、同三三年法五七號(恩給金庫法)、同年法五八號(庶民金庫法)、同四四年法六五號(工業組合法中改正法律)、同五年法四五號、同年法九七號(商業組合法中改正法律)、同年法一〇六號(自動車交通事業法中改正法律)、同一年法四二號(國民厚生金庫法)、同年法四六號(住宅營團法)、同年法四七號(貸家組合法)、同年法五一號(帝都高速度交通營團法)、同年法六四號(國民貯蓄組合法)、同年法六五號(農地開發法)、同年法八八號(酒稅等ノ増徴等ニ關スル法律)、同法九二號(産業設備營團法)、同一年法三二號(戰時金融庫法)、同年法三三號(南方開發金庫法)、同年法四〇號(食糧管理法)、同年法五四號、同年法六七號(日本銀行法)、同年法六九號(重要物資管理營團法)、同年法七〇號(國民醫療法)、同一年法二六號(交易營團法)、同年法三二號(鹽專賣法中改正法律)、同年法四四號(日本證券取引所法)、同年法四五號(市街地信用組合法)、同年法四六號(農業團體法、同年法四七號(水産業團體法)、同年法五三號(商工組合法)、同年法五五號(自動車交通事業法中改正法律)、同一年法七號、同年法三〇號(大日本育英會法)、同二年法二號(外資金庫法)、同年法一一號(生命保險中央會法)、同年法一二號(損害保險中央會法)、同年法五七號(蠶絲業法改正法律)、同年法五八號(農業團體法中改正法律)、同二年勅令第三三〇號(交易營團解散令)、同年法一四號、同年法三五號(林業會法)、同年法五一號(商工協同組合法)、同二年法二九號、同二年法一三三號(農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等ニ關する法律)、同二年法一四二號、同二年法一〇七號、同年法二〇〇號(消費生活協同組合法)

課税範圍

第一條 財産權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財産權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明ス

ヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ

第二條 削除(昭和二年法律第七號)

第三條 削除(大正十二年法律第十二號)

税率

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込〇對シ左ノ印紙税ヲ納

ムヘシ(昭和二年法律第七號、同十五年法律第四十五號、同十六年法律第八十八號、同十七年法律第五十四號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十二年法律第四百二十二號同二十三年法律第百七號、同年法律第二百號改正)

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書(昭和六年法律第五十二號自動車交通事業法ニ依リ改正) 記載金高千圓以下ノモノ 三圓
- 二 消費貸借ニ關スル證書 同一萬圓以下ノモノ 二十圓
- 三 請負ニ關スル證書 同十萬圓以下ノモノ 六十圓
- 四 運送ニ關スル證書 同五十萬圓以下ノモノ 二百圓
- 五 備船契約書 同百萬圓以下ノモノ 三百圓
- 同五百萬圓以下ノモノ 千圓
- 同千萬圓以下ノモノ 二千圓
- 同千萬圓ヲ超ユルモノ 四千圓
- 記載金高ナキモノ 三圓
- 記載金高二十圓以下ノモノ 一圓二十錢
- 同三十圓以下ノモノ 一圓八十錢

印紙税 印紙税法

六 物品切手 (昭和十五年法律第四十五號、同十六年法律第八十八號改正)

同五十圓以下ノモノ

二七二

同百圓以下ノモノ

三圓

同百圓ヲ超ユルモノ

六圓

ノ端數每ニ

六圓

記數金高ナキモノ

一圓二十錢

二圓

七 委任狀

八 約束手形

九 爲替手形

十 銀行預金證書

十一 農業協同組合、農業協同組合連合會、產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書 (昭和十八年法律第四十六號農業團體法、昭和二十二年法律第百三十三號農業協同組合の制定に伴フ農業團體の整理等に關する法律ニ依リ改正)

十一ノ二 市街地信用組合ノ發スル貯金證書 (昭和十八年法律第四十五號市街地信用組合ニ依リ追加)

十二 農業協同組合連合會、產業組合聯合會、消費生活協同組合連合會、製造業會、道府縣水産業會、中央水産業會、蠶絲協同組合、蠶絲業會、林産組合林業會、商工組合中央金庫、商工協同組合、貿易組合、貿易組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合、又ハ貸室組合聯合會ノ發スル出賃證書 (昭和七年法律第二十五號商業組合法、同八年法律第三十三號漁業法、同十一年法律第十四號商工組合中央金庫法、同十二年法律第七十四號貿易組合法、同十四年法律第六十五號工業組合法改正法律、同十五年法律第九十七號商業組合法中改正法律、同年法律第百六號自動車交通事業法中改正法律、同十六年法律第四十七號貸家組合法、同十八年法律第四十六號農業團體法、同年法律第四十七號水産業團體法、同年法律第五十三號商工組合法、同年法律第五十五號自動車交通事業法中改正法律、同二十年法律第五十七號蠶絲業法改正法律、同年法律第五十八號農業團體法中改正法律、同二十一年法律第三十五號林業會法、同年法律第五十一號商工協同組合法、同二十二年法律第百三十三號農業協同組合の制定に伴フ農業團體の整理等に關する法律、同二十二年法律第百號消費生活協同組合法ニ依リ改正)

二圓

- 十三 船荷證券
- 十四 運送貨物引換證
- 十五 倉庫證券
- 十六 保險證券
- 十七 株券

印紙税 印紙税法

印紙税 印紙税法

- 十八 債券
 - 十九 相互保險會社ノ發スル基金證券
 - 二十 株式申込證
 - 二十一 社債申込證
 - 二十二 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書
 - 二十三 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
 - 二十四 信託行爲ニ關スル證書
 - 二十五 無盡ニ關スル證書
 - 二十六 定款又ハ組合契約書
 - 二十七 權利ノ變更ニ關スル證書
 - 二十八 追認又ハ承認ニ關スル證書
 - 二十九 受取書
 - 三十 質權、抵當權ニ關スル證書
 - 三十一 前各號以外ノ證書
 - 三十二 預金通帳
 - 三十三 前號以外ノ通帳
 - 三十四 判取帳
- 證書ニ金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス
- 四圓
四十圓

非課税 第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

- 一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
- 二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
- 三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書（大正十二年法律第十二號改正）
- 四ノ二 小切手（昭和十六年法律第六十五號農地開發法ニ依リ改正）
- 四ノ三 日本銀行ノ發スル出資證券（昭和十七年法律第六十七號日本銀行法ニ依リ追加）
- 四ノ四 日本證券取引所ノ發スル出資證券（昭和十八年法律第四十四號日本證券取引所法ニ依リ追加）
- 五 農地開發營團ノ發スル出資證券（昭和十六年法律第六十五號農地開發法ニ依リ追加）
- 五ノ二 食糧營團ノ發スル出資證券及食糧營團債券（昭和十七年法律第四十號食糧管理法ニ依リ追加）
- 五ノ三 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳簿（昭和十三年法律第五十七號恩給金庫法ニ依リ追加、同十七年法律第四十號ニ依リ改正）
- 五ノ四 國民更生金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及更生債券（昭和十六年法律第四十二號國民更生金庫法ニ依リ追加、同十七年法律第四十號ニ依リ改正）
- 五ノ五 損害保險中央會ノ業務ニ關スル證書帳簿（昭和二十年法律第十二號損害保險中央會法ニ依リ追加）
- 六 農業協同組合、產業組合、消費生活協同組合若ハ漁業會若ハ鹽業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券（大正十二年法律第十二號追加、昭和二年法律第七號、同十八年法律第三十號專賣法中改正法律、同年法律第四十六號農業團體法、同年法律第四十七號水產業團體法、同二十二年

印紙税 印紙税法

法律第三十三號農業協同組合の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律、同二十三年法律第二百號消費生活協同組合法に依り改正)

六ノ二 庶民金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及庶民債券(昭和十三年法律第五十八號庶民金庫法ニ依り追加)

六ノ二ノ二 南方開發金庫ノ發スル債券(昭和十七年法律第三十三號南方開發金庫法ニ依り追加)

六ノ二ノ三 外資金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿(昭和二十年法律第二號外資金庫法ニ依り追加)

六ノ二ノ四 復興金融金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及復興金融債券(昭和二十一年法律第三十四號復興金融金庫法ニ依り追加)

六ノ三 帝都高速度交通營團ノ發スル出資證券(昭和十六年法律第五十一號帝都高速度交通營團法ニ依り追加)

六ノ三ノ二 戰時金融債券及戰時金融金庫ノ發スル出資證券(昭和十七年法律第三十二號戰時金融金庫法ニ依り追加)

六ノ三ノ三 生命保險中央會ノ發スル基金證券(昭和二十年法律第十一號生命保險中央會法ニ依り追加)

六ノ四 住宅營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及住宅債券(昭和十六年法律第四十六號住宅營團法ニ依り追加)

六ノ五 産業設備營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及産業設備債券(昭和十六年法律第九十二號産業設備營團法ニ依り追加)

六ノ六 法令ニ依ル公園ノ業務ニ關スル證書帳簿(昭和二十二年法律第五十五號石油配給公團法ニ依り追加、昭和二十一年勅令第三百三十號交易營團解散令)

六ノ六ノ二 特別調達廳ノ業務ニ關スル證書帳簿(昭和二十二年法律第七十八號特別調達廳法ニ依り追加)

六ノ七 市街地信用組合ノ發スル出資證券、貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書(昭和十八年法律第四十五號

市街地信用組合法ニ依り追加)
六ノ八 大日本育英會ノ業務ニ關スル證書帳簿(昭和十九年法律第三十號大日本育英會法ニ依り追加)
七 記載金高百圓未満ノ約束手形及爲替手形(大正十二年法律第十二號、昭和二十一年法律第十四號、同十二年法律第四十二號改正)
八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル)(大正十二年法律第十二號追加、昭和二年法律第七號改正)
九 農業協同組合、農業協同組合連合會、産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高百圓未満ノモノ(同上、昭和十八年法律第四十六號農業團體法、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第三十三號農業協同組合の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律、同二十二年法律第四十二號改正)
九ノ二 國民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ關シ發スル金錢ノ寄託若ハ信託行爲ニ關スル證書若ハ通帳又ハ委任狀(昭和十六年法律第六十四號國民貯蓄組合法ニ依り追加)
九ノ三 市街地信用組合ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高百圓未満ノモノ(昭和十八年法律第四十五號市街地信用組合法、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四十二號改正)
十 記載金高十圓未満ノ物品切手(明治四十三年法律第十四號追加、大正十二年法律第十二號、昭和二十二年法律第二十九號改正)
十一 賣買仕切書(明治四十四年法律第四十一號、大正十二年法律第十二號、昭和二年法律第七號改正)
十二 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書ニシテ其ノ記載金高百圓未満又ハ金高記載ナキモノ(大正十二年法律第十二號追加、昭和二年法律第七號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律

印紙税 印紙税法

第四百二十二號改正)

- 十三 送状(明治四十四年法律第四十一號、大正十二年法律第十二號、昭和二年法律第七號改正)
- 十四 記載金高百圓未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業(利益金又ハ剩餘金ノ配當又ハ分配ヲ爲ス法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノカ其ノ出資者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者以外ノ者ニ對シテ爲ス事業ヲ含ム)ニ關セサル受取書(明治四十四年法律第四十一號、大正十二年法律第十二號、昭和十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四百四十二號改正)

〔施規〕一・二

- 十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書(大正十二年法律第十二號改正)
- 十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書(同上)
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書(同上)
- 十八 手形ノ引受及保證(同上)
- 十九 手形又ハ證券ノ拒絶證書(同上)
- 二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本(同上)
- 二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫券(昭和二年法律第七號追加)
- 二十二 質札又ハ質物通帳(質屋營業者ノ發スルモノニ限ル)(同上)
- 二十三 勤務通帳(同上)
- 二十四 乘車券、乘船券又ハ各種入場券(同上)
- 二十五 第四條第一號乃至第五號及三十一號ノ證書ニシテ記載金高百圓未満ノモノ(同上昭和二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四百四十二號改正)

納稅方法

第六條 印紙税ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受ケ又ハ一定ノ表示ヲ爲シ印紙貼用ニ代フルコトヲ得(明治三十四年法律第十六號、昭和十九年法律第七號改正)

〔施規〕三・四

第六條ノ二 政府ノ承認ヲ受ケタル帳簿ニ付テハ第四條及前條ノ規定ニ拘ラス命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ日ニ於ケル當該帳簿ノ數量ニ依リ一冊二圓ノ稅率ヲ以テ算出シタル金額ノ現金ヲ政府ニ納付シテ一定ノ表示ヲ爲シ印紙税ヲ納ムルコトヲ得(昭和十九年法律第七號追加、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十二年法律第四百四十二號、同二十三年法律第七號改正)

〔施規〕五・六・七

第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス

第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ內國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ(昭和二年法律第七號改正)

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六號但書ノ規定ニ依リ税印ノ押捺ヲ受ケス若ハ表示ヲ爲サス又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ印紙税ヲ納メサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ脫税高二十倍ノ罰金ニ處ス但シ脫

税高二十倍ノ金額二十圓ニ達セサルトキハ二十圓ノ罰金ニ處ス(大正十二年法律第十二號、昭和十七年法律

印紙税 印紙税法

印紙税 印紙税法

二八〇

検査拒否

第五十四號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號改正)
第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ一萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(明治四十三年法律第十四號、昭和二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十二年法律第四百二十二號改正)

不消印犯

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス(大正十二年法律第十二號、昭和十七年法律第五十四號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四百二十二號改正)

正)

刑法適用除外

第十四條 第十一條及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第一項、第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス(大正十二年法律第十四號、昭和十五年法律第四十五號、同十七年法律第五十四號改正)

責任罰及
行爲者處
罰

第十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十一條乃至第十三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(大正十二年法律第十二號追加、昭和二十二年法律第四百二十二號改正)

附則

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印税規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印税規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附則 (昭和十九年法律第七號所得税法外二十九法律中改正法律)

第三十一條(抄) 第二十二條ノ規定(註印紙税法中改正規定)施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第八十一號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附則 (昭和二十一年法律第十四號所得税法の一部を改正する等の法律)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百號をもつて、同年九月一日から施行)

第四十八條 第二十條の規定施行前に課した又は課すべきであつた印紙税については、なほ従前の例による。印紙税法第四條第一項に掲げる帳簿の昭和二十年七月三十一日以前に開始した附込に對する同項又は同法第七條の規定の適用については、同年八月一日から、同年勅令第四百二十三號廢止の日(昭和二十一年九月一日)の前日までの期間は、これを同法第四條第一項又は第七條に規定する一年の期間に算入しない。

附則 (昭和二十二年法律第二十九號特別法人税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

附則 (抄) (昭和二十二年法律第四百二十二號所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十二條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた登録税、織物消費税、入場税、特別入場税及び印紙税については、なほ従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なほ従前の例による。

附則 (抄昭和二十三年法律第七號所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

印紙税 印紙税法

二八一

第五十九條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた取引税及び印紙税については、なお従前の例による。

第六十條 この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行爲に関する罰則については、なお従前の例による。

○印紙税法施行規則

(昭和十九年三月三十一日勅令第百八十三號)

改正 昭和二十一年勅令第四百十四號、昭和二十二年勅令第百十二號、同年政令第百八十一號

第一條 印紙税法第五條第十四條ノ法人ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和二十一年勅令第四百十四號、同二十二年勅令第百十二號、同年政令第百八十一號改正)

- 一 農業協同組合及農業協同組合連合會(所屬ノ組合員又ハ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)
- 二 産業組合及産業組合聯合會
- 三 貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會
- 四 市街地信用組合
- 五 商工協同組合
- 六 林産組合及林業會(所屬ノ組合員又ハ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)
- 七 削除(昭和二十二年勅令第百十二號改正)
- 八 貿易組合及貿易組合聯合會(所屬ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)
- 九 漁業會、製造業會、道府縣水産業會及中央水産業會(所屬ノ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)

- 十 漁業協同組合及漁業組合聯合會
 - 十一 鹽業組合、鹽業組合聯合會及鹽業組合中央會
 - 十二 森林組合及森林組合聯合會(所屬ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)
 - 十三 蠶絲協同組合及蠶絲業會(所屬ノ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)
 - 十四 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會(所屬ノ組合員又ハ組合ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク)
 - 十五 農林中央金庫
 - 十六 商工組合中央金庫
 - 十七 相互會社
 - 十八 市街庄農業會、州廳農業會及臺灣農業會
 - 十九 州廳水産會及臺灣水産會
 - 二十 臺灣産業金庫
- 第二條 漁業會、製造業會及市街庄農業會ガ出資ノ義務ナキ會員ニ對シテ爲ス事業ニ關シ發スル受取書ニハ印紙税法第五條第十四號ノ規定ニ依リ印紙税ヲ課セズ
- 第三條 印紙税法第六條ノ規定ニ依リ税印ノ押捺ヲ受ケントスル者ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相當スル現金ヲ稅務署ニ納付シ其ノ旨ヲ請求スベシ
- 第四條 印紙税法第六條ノ規定ニ依リ一定ノ表示ヲ爲サントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シテ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相當スル現金ヲ納付シ當該證書又ハ帳簿ニ大藏大臣ノ定ムル表示ヲ爲スベシ
- 第五條 印紙税法第六條ノ二ノ規定ニ依リ印紙税ヲ納メントスル者ハ其ノ旨ヲ記載シタル申請書ヲ毎年三月十日

印紙税 印紙税法施行規則

五日迄ニ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ
 印紙税法第六條ノニノ規定ニ依リ印紙稅ヲ納ムルコトヲ得ベキ帳簿ノ種類ハ大藏大臣之ヲ定ム
 第六條 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ年四月一日ニ於ケル當該帳簿ニ付印紙稅法第六條ノニノ規定ニ依リ算出シタル印紙稅額ニ相當スル現金ヲ其ノ年四月二十日迄ニ所轄稅務署ニ納付スベシ
 前條第一項ノ承認ノ有効期間ハ其ノ年四月一日ヨリ一年トス
 第七條 稅務署長ハ印紙稅法第六條ノニノ規定ニ依ル表示ニ付必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得
 第八條 樺太ニ在リテハ本令中稅務署トアルハ樺太廳支廳トシ稅務署長トアルハ樺太廳支廳長トス
 臺灣ニ在リテハ本令中大藏大臣トアルハ臺灣總督トシ稅務署トアルハ稅務官署トシ稅務署長トアルハ知事又ハ廳長トス

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年ニ限り第五條第一項中三月十五日トアルハ四月一日トス

附則 (昭和二十一年勅令第四百十四號所得稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

附則 (昭和二十二年勅令第百十二號特別法人稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し第十二條中間接國稅犯罪者處分法施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百四十六號所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百八十號農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律の施行に關する政令)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

○ 税印押捺請求方ニ關スル件

(明治三十二年三月十一日大藏省令第五號)

改正

明治三十四年省令一六號、同三十五年二八號、同三十六年五號、同年一一號、同年一三號、同年二〇號、同年二二號、同年三一號、同三七年二三號、同四二年五〇號、大正二年一五號、同一年一七號、同一年四六號、昭和二年二二號、同一年一二號、同一年二四號

印紙稅法施行規則第三條ノ規定ニ依リ稅印ノ押捺ヲ求メムトスル者ハ適宜ノ稅務署ニ申出稅金ヲ納付シ其ノ領收書ヲ添ヘ用紙ト共ニ請求書ヲ札幌、東京、大阪、名古屋、仙臺、廣島、熊本各財務局又ハ函館、小樽、上京、横濱中、神戸、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、靜岡、濱松、姫路、岡山、佐賀、長野、松本、新潟、長岡、足利、四日市(三重縣)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、德島、高知、松山、福岡、小倉、大分、宮崎、鹿児島各稅務署ニ提出スヘシ

稅印押捺請求者ハ口頭ヲ以テ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ請求書ニハ其ノ證書用紙ノ價格ヲ記載スヘシ

稅印ノ押捺ヲ受ケタル用紙ニシテ證書又ハ帳簿調製完了前損傷又ハ汚染シタルモノアルトキハ一口十枚以上ニ限リ代用紙ヲ提出シテ更ニ稅印ノ押捺ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ損傷又ハ汚染シタル用紙ノ稅印ノ抹消ヲ受クヘシ

印紙稅 稅印押捺請求方ニ關スル件

印紙税 印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式ノ件

紛失等ノ事故ニ依リ領收書ヲ提出シ難キトキハ其ノ旨ヲ稅務署ニ届出テ納稅濟證明書ノ下付ヲ受ケタル上之ヲ以テ領收書ニ代フルコトヲ得
稅印押捺請求者用紙返送ニ要スル郵便料金ニ相當スル郵便切手ヲ併セ提出スルトキハ財務局又ハ稅務署ハ稅印押捺ノ上郵便ヲ以テ用紙ノ返送ヲ爲スヘシ
印紙税法施行規則第三條ノ規定ニ依ル稅印押捺請求ニ關スル手續ハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依ル

附則(昭和二十一年大藏省令第二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十年三月三十一日公布)
明治三十九年大藏省令第四十一號ハ之ヲ廢止ス

○印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式ノ件

(昭和十九年三月三十一日大藏省令第四十號)

印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式左ノ通定ム但シ樺太ニ在リテハ書式中稅務署トアルハ樺太廳支廳トス
昭和十九年三月三十一日

大藏大臣

書式 (縦二二・五耗 横一八・五耗)

昭和	年	月	日
何	稅	務	署
承	認	第	何
印	紙	稅	現
金	納	付	濟

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿指定ノ件

改正 昭和二〇年省令一〇九號、同二一年省令六七七號
(昭和十九年三月三十一日大藏省告示第三百三十六號)

印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿ノ種類左ノ通定メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
一 普通預金通帳(昭和二一年省令第六七七號改正)
二 通知預金通帳
三 定期預金通帳(昭和二〇年省令第一〇九號追加)
四 特殊預金證書(同上)

印紙税 印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿指定ノ件

○戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ關スル件(抄録)

(昭和二十年七月二十一日勅令第四百二十三號)

第二條 印紙税ハ之ヲ課セズ

附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項乃至第五項省略

本令施行前ニ課シ又ハ課スベカリシ印紙税ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令(抄録)

(昭和二十一年九月一日勅令第四百十四號)

第二十條 左の各號に掲げる勅令は、これを廢止する。

十五 昭和二十年勅令第四百二十三號(戦時緊急措置法に基ク税制の適正化に關する勅令)

附則

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

○保管金規則(抄録)

(明治二十三年一月七日法律第一號)

第四條 保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ(證券印税)ヲ納ムルニ及ハス

○國稅徵收法(抄録)

(明治三十年三月二十九日法律第二十一號)

第二十二條 第一項略

差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

○郵便爲替法(抄録)

(明治三十三年三月十三日法律第五十五號)

第六條 郵便爲替ニ關スル書類ニ付テハ印紙税ヲ課セス

○國稅犯則取締法(抄録)

(明治三十三年三月十七日法律第六十七號)

第七條 第一項略

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

印紙税 保管金規則・國稅徵收法・郵便爲替法・國稅犯則取締法

印紙税 貯蓄債券法・郵便年金法・簡易生命保険法・
健康保険法・農林中央金庫法

二九〇

○貯蓄債券法(抄録) (明治三十七年四月一日法律第十八號)

第六條 貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙税ヲ免除ス

○郵便貯金法(抄録) (昭和二十二年十一月三十日法律第四百四十四號)

第六條 郵便貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

○簡易生命保険法(抄録) (大正五年七月十日法律第四十二號)

第三十二條 簡易生命保険ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○健康保険法(抄録) (大正十一年四月二十二日法律第七十號)

第六條 健康保険ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○農林中央金庫法(抄録) (大正十二年四月六日法律第四十二號)

第八條 第一項略

登錄税法及印紙税法中産業組合聯合會ニ關スル規定ハ農林中央金庫ニ之ヲ准用ス

○復興貯蓄債券法(抄録) (大正十三年七月二十二日法律第十五號)

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙税ヲ課セズ

○郵便年金法(抄録) (大正十五年三月三十日法律第三十九號)

第二十六條 郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○労働者災害補償保険法(抄録) (昭和二十二年四月五日法律第五十號)

第四十四條 労働者災害補償保険に關する書類には、印紙税を課さない。

○有價證券移轉税法(抄録) (昭和十二年三月三十一日法律第七號)

第十八條 第十二條第一項ニ規定スル有價證券移轉書ニ付テハ印紙税法ニ依ル印紙税ヲ納ムルコトヲ要セズ

印紙税 農林中央金庫法・復興貯蓄債券法・郵便年金法・
労働者災害補償保険法・有價證券移轉税法

二九二

○漁船保險法(抄録) (昭和十二年三月三十一日法律第二十三號)

第二十八條 (抄録) 家畜保險法第八條乃至第十條ノ規定ハ漁船保險組合ニ之ヲ準用ス
第三十六條 (抄録) 家畜保險法第九十九條ノ規定ハ本法ニ依ル漁船再保險ニ之ヲ準用ス

○森林火災國營保險法(抄録) (昭和十二年三月三十一日法律第二十五號)

第二十三條 本法ニ依ル森林火災保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○國民健康保險法(抄録) (昭和十三年四月一日法律第六十號)

第四條 國民健康保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○船員保險法(抄録) (昭和十四年四月六日法律第七十三號)

第七條 船員保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○勞働者年金保險法(抄録) (昭和十六年三月十一日法律第六十號)

第七條 勞働者年金保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○木船保險法(抄録) (昭和十八年三月九日法律第三十九號)

第三十二條 木船保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律(抄録) (昭和十八年三月十一日法律第四十三號)

第八條 普通銀行ノ營ム貯蓄銀行業務ハ租税ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ貯蓄銀行ノ營ム業務ト看做ス
信託業務ヲ營ム普通銀行ハ其ノ信託業務ニ付テハ租税ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ信託會社ト看做ス

○生命保險中央会及び損害保險中央会の保險業務に關する權利義務の承継等に関する法律(抄録) (昭和二十二年九月二十日法律第百九號)

第六條 東亞火災海上保險株式會社及び第四條第三項の保險會社の同條第一項の業務に關する書類には、印紙
第六條 東亞火災海上保險株式會社及び第四條第三項の保險會社の同條第一項の業務に關する書類には、印紙
勞働者年金保險法・木船保險法・普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業
務ノ兼營等ニ關スル法律・生命保險中央会及び損害保險中央会の保險業
務に關する權利義務の承継等に関する法律 二九三

印紙税 失業手当法・失業保険法・割増金附貯蓄の取扱に関する法律・
農業災害補償法
税を課さない。

○失業手当法(抄録) (昭和二十二年十二月一日法律第四百十五號)

第二十四條 失業手当に関する書類には、印紙税を課さない。

○失業保険法(抄録) (昭和二十二年十二月一日法律第四百十六號)

第四十八條 失業保険に関する書類には、印紙税を課さない。

○割増金附貯蓄の取扱に関する法律(抄録) (昭和二十三年七月十二日法律第四百十三號)

第五條 割増金附貯蓄の証書で大蔵大臣が指定するものについては印紙税を課さない。

○農業災害補償法(抄録) (昭和二十二年十二月十五日法律第八十五號)

第十一條 農業災害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

○印紙等模造取締法 (昭和二十二年十二月十六日法律第八十九號)

改正 昭和二十三年法一〇八号

製造、輸入、販賣、
頒布、使用、
禁止

第一條 政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙税法第六條但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影若しくは取引高税法(昭和二十三年法律第八号)第十條但書の規定により現金を政府に支拂つて交付を受ける取引高税証紙に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれらに紛らわしい外観を有する印影若しくは表示を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用してはならない。(昭和二十三年法律第八號改正)

前項の規定は同項に規定するもので使用目的を定めて大蔵大臣の許可を受けたものを、その目的のために製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用する場合には、これを適用しない。

罰則 第二條 前條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

印紙等模造取締規則は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

従前の印紙等模造取締規則第一條の規定による許可は、第一條第二項の規定による許可とみなす。

附則(抄録) (昭和二十三年七月七日法律第八号取引高税法)

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

印紙税 印紙等模造取締法

骨牌稅

○骨牌稅法

(明治三十五年四月五日法律第四十四號)

改正 大正一五年法二〇號、昭和一五年法四六號、同一六年法八八號、同一九九年法七號、同一〇年法一六號、同一二年法二四號、同一二年法二九號、同年法一四二號、同一三年法一〇七號

課稅物件

第一條 骨牌ニハ本法ニ依リ骨牌稅ヲ課ス(昭和二十三年法律第七號改正)

第二條及第三條 削除(昭和二十三年法律第七號改正)

稅率

第四條 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀ニ在リテハ千五百圓、其ノ他ニ在リテハ百三十圓ノ稅ヲ課ス(大正一五年法律第二十號、昭和十五年法律第四十六號、同十六年法律第八十八號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同年法律第四百二十二號、同二十三年法律第七號改正)

命令ヲ以テ定ムル骨牌ニハ前項ノ規定ニ拘ラス一組毎ニ三十圓ノ稅ヲ課ス(昭和十九年法律第七號追加、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同年法律第四百二十二號、同二十三年法律第七號改正)

納稅方法

第五條 [施規] 四ノ二

骨牌稅ハ製造所又ハ保稅地域ヨリ骨牌ヲ引取ルトキ引取人骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ骨牌ノ包裹ニ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得(昭和二十年法律第十六號、同二十三年法律第七號改正)

包裏

[施規] 五・五ノ二

第六條 骨牌ヲ製造所又ハ保稅地域ヨリ引取ルトキハ一組毎ニ包裹ヲ施シ貼用印紙又ハ納稅濟證印ノ印影ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ(昭和十五年法律第四十六號、同二十年法律第十六號、同二十三年法律第七號改正)

消印

第七條 貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ爲スヘシ

製造販賣 開廢申告

第七條ノ二 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ製造所又ハ販賣所一個所毎ニ政府ニ申告スヘシ其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ(昭和二十三年法律第七號追加)

[施規] 一・一ノ二・二・三・四・一三・一四ノ二

記帳義務

第八條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ骨牌ノ出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

[施規] 七・八

引取制限

第九條 相當印紙ノ貼用ナキ若ハ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケサル骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲サル骨牌又ハ第七條

ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サル骨牌ハ之ヲ製造所又ハ保稅地域ヨリ引取ルトコトヲ得ス(昭和二十年法律第十六號、同二十三年法律第七號改正)

引渡制限

第九條ノ二 骨牌ノ製造ヲ爲ス者ハ相當印紙ノ貼用ナキ若ハ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケサル骨牌、第六條ノ裝置

ヲ爲サル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サル骨牌ヲ引取人ニ引渡スコトヲ得ス(昭和二十三年法律第七號追加)

所持又ハ 讓渡制限

第十條 骨牌ノ販賣ヲ爲ス者ハ相當印紙ノ貼用ナキ若ハ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケサル骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲サル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サル骨牌ヲ所持シ又ハ讓渡スルコトヲ得ス但シ古物ニシテ既ニ骨牌稅ヲ課セラレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和十五年法律第四十六號、同二十年法律第七號)

骨牌稅 骨牌稅法

十六號、同二十三年法律第七號改正)

檢査

第十一條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造所、販賣所又ハ販賣者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販賣上必要ナル檢査又ハ質問ヲ爲スコトヲ得(昭和十五年法律第四十六號改正)

免稅

第十二條 外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅ヲ免除ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條乃至第十條、第十五條及第十六條ヲ適用セス(昭和二十三年法律第七號改正)

輸出廢止
骨牌ノ課稅

第十三條 外國ニ輸出スル骨牌稅ノ免除ヲ受ケタル骨牌ニシテ免除後六月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ其ノ骨牌稅ヲ課ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ死亡シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十三年法律第七號追加)

免稅骨牌
ノ引渡等
制限

第十四條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ第十二條ノ骨牌ヲ輸出以外ノ目的ニ充ツル爲又ハ見本以外ノ用ニ供スル爲ニ引渡シ、引取り、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス但シ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十三年法律第七號追加)

無申告製
造犯

第十五條 政府ニ申告セスシテ骨牌ヲ製造シタル者ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十三年法律第七號追加)

脫稅犯

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ製造所ヨリ引渡シタル骨牌ニ對スル骨牌稅十倍ニ相當スル金額カ十萬圓ヲ超ユルトキ十萬圓ヲ超エ其ノ骨牌稅十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テ其ノ所持セサル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラス現金ヲ以テ之ヲ徵收ス

第十五條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ骨牌稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス(昭和二十三年法律第七號追加)

- 一 前條第一項ノ外第九條又ハ第九條ノ二ニ違反シテ骨牌ヲ引取り又ハ引渡シタル者
 - 二 第十四條第一項ニ違反シテ骨牌ヲ引渡シ、引取り、讓渡シ又ハ讓受ケタル者
 - 三 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ骨牌稅ヲ通脫シ又ハ通脫セムトシタル者
- 前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ骨牌稅五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 前二項ノ場合ニ於テ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス
- 第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ骨牌稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テ其ノ所持セサル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラス現金ヲ以テ之ヲ徵收ス

未納稅骨
牌所持犯

第十五條ノ三 第十條ニ違反シテ相當印紙ノ貼用ナキ又ハ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌ヲ所持シ又ハ讓渡シタルトキハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十三年法律第七號追加)

前項ノ場合ニ於テハ其ノ者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ前條第四項但書ヲ準用ス

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十三年法律第七號改正)

骨牌稅 骨牌稅法

一 政府ニ申告セスシテ骨牌ヲ販賣シタル者
二 第十條ニ違反シテ第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持シ又ハ譯渡シタル者

秩序犯

第十七條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者骨牌ノ出入ニ關シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ怠リタルトキハ五萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(昭和十五年法律第四十六號、同十九年法律第七號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

第十八條 第十一條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(昭和十五年法律第四十六號、同十九年法律第七號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

〔施規〕 一四

刑法適用
除外

第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十一條ノ二、罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス但シ第十五條第二項、第十五條ノ二第二項及第二十一條ノ三ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和十五年法律第四十六號、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)

責任罰及
行爲者處
罰

第二十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十五條乃至第十八條、第二十一條ノ二又ハ第二十一條ノ三ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(昭和十九年法律第七號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

不課稅

第二十一條 本法ハ伊呂波歌留多、歌加留多及政府ノ認許ヲ得タル骨牌ニ之ヲ適用セス

移入禁止

〔施規〕 一二

第二十一條ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル骨牌ハ本法ト同一又ハ之ヨリ高キ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ骨牌ヲ移入シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ骨牌ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス(大正十五年法律第二十號追加、昭和十九年法律第七號改正)

罰則

第二十一條ノ三 前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌稅二十倍ニ相當スル金額カ三千圓ヲ超ユルトキ三千圓ヲ超エ其ノ骨牌稅二十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百十二號追加、同二十三年法律第七號改正)

保稅地域

第二十一條ノ四 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ(昭和十五年法律第四十六號追加、同十九年法律第七號名改正)

附則

第二十二條 本法ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本法施行一年前ヨリ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同一ノ場所ニ於テ引續キ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニハ第二條ヲ適用セス

第二十四條 本法施行前ヨリ骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者本法施行ノ日ヨリ七日以内ニ第一條ニ準シ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做サレサル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ廢毀スベシ

前項ニ違反シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

骨牌稅 骨牌稅法

骨牌税 骨牌税法

〔施規〕 一六

第二十五條 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條、第五條ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ第六條ノ装置及第七條ノ消印ヲ爲スヘシ

〔施規〕 一七

附 則 (大正十五年法律第二十號)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前骨牌製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ大正十五年分以前ノ免許料ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スヘシ

附 則 (昭和十五年法律第四十六號)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スヘシ

附 則 (昭和十六年法律第八十八號酒稅等ノ增徴等ニ關スル法律)

第一條 本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ骨牌稅法第四條ノ改正規定ニ依リ稅額ト從前ノ規定ニ依リ稅額トノ差額ニ相當スル印紙ヲ増貼スヘシ

附 則 (昭和十九年法律第七號所得稅法外二十九法律中改正法律)

第三十一條 (抄) 第二十一條ノ規定 (註骨牌稅法中改正規定以下同ジ) 施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十九年勅令第八十一號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

和十九年勅令第八十一號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

第四十二條 第二十一條ノ規定施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ改正後ノ骨牌稅法第四條第一項ノ規定ニ依リ稅額ト從前ノ規定ニ依リ稅額トノ差額ニ相當スル印紙ヲ増貼スヘシ

附 則 (昭和二十年法律第十六號所得稅法外十六法律中改正法律)

第十八條 (抄) 本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年法律第十四號所得稅法の一部を改正する等の法律)

施行期日 第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百號をもつて、同年九月一日から施行)

經過規定 第四十七條 第十九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌稅については、なほ従前の例による。第十九條の規定施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌稅法第四條の規定による稅額と從前の規定による稅額との差額に相當する金額を稅額として、骨牌稅を納めなければならない。

附 則 (昭和二十二年法律第二十九號特別法人稅法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第八條 第十二條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌稅については、なほ従前の例による。第十二條の規定施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌稅法第四條の規定による稅額と從前の規定による稅額との差額に相當する金額を稅額として、骨牌稅を納めなければならない。

骨牌税 骨牌税法

附 則 (抄) (昭和二十二年法律第四百四十二號所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第八條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

この法律施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相当する金額を税額として、骨牌税を納めなければならない。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (抄) (昭和二十三年法律第七號所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第四十九條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

2 この法律施行の際、現に改正前の骨ばい税法第一條の規定により骨ばいの製造又は販賣の免許を受けている者は、この法律施行の日において、改正後の骨ばい税法第七條ノ二の規定により申告をなしたものとみなす。

3 この法律施行の際、骨ばいの製造又は販賣をなす者の所持する骨ばいについては、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨ばい税法第四條の規定による税額と改正前の同條の規定による税額との差額に相当する金額を税額として骨ばい税を納めなければならない。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

○骨牌税法施行規則

(明治三十五年五月二十三日勅令第五百四十四號)

改正 大正七年勅令三五九號、同一五年勅令三六號、昭和一九年勅令一八二號、同一〇年勅令一八三號、同一三三年改百四十八號

第一條 骨牌ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ製造所所轄稅務署ニ提出スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號改正)

骨牌ヲ販賣セムトスル者ハ販賣所及販賣スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣所所轄稅務署ニ提出スヘシ

第一條ノ二 前條ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號改正)

第二條 骨牌製造業又ハ販賣業ヲ營ム者ニ付相續ノ開始アリタルトキハ相續人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號改正)

骨牌製造業又ハ販賣業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スヘシ
合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ骨牌製造業又ハ販賣業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第三條 骨牌製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號改正)

第四條 骨牌製造者又ハ販賣者其ノ製造所又ハ販賣所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第一條及前條骨牌税 骨牌税法施行規則

骨牌稅 骨牌稅法施行規則

三〇六

ニ準シ申告ヲ爲スヘシ(昭和二十三年政令第四百十八號改正)

第四條ノ二 骨牌稅法第四條第二項ノ骨牌ハ大藏大臣之ヲ指定ス(昭和十九年勅令第八十二號追加)

第五條 骨牌ノ包裹ニ貼用スヘキ印紙ハ收入印紙トス(大正七年勅令第三百五十九號追加、同十五年勅令第三十六號條名改正)

第五條ノ二 骨牌稅法第五條但書ノ規定ニ依リ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シテ承認ヲ受ケ骨牌稅額ニ相當スル現金ヲ納付スヘシ(昭和二十年勅令第八十三號追加)

第六條 骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及製造所所在地輸入者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載ス

第七條 骨牌製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(昭和二十年勅令第八十三號改正)

一 原料ノ種類、數量及其ノ受入ノ日

二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル骨牌ノ種類、組數及其ノ製造ノ日

四 貼用シタル印紙ノ金額又ハ現金ニテ納付シタル稅額

五 他ニ引渡シタル骨牌ノ種類、組數、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス

第八條 骨牌販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(昭和二十年勅令第八十三號改正)

一 引取リタル骨牌ノ種類、組數、價額、引取ノ日及引取先

二 貼用シタル印紙ノ金額又ハ現金ニテ納付シタル稅額

三 販賣シタル骨牌ノ種類、組數、價額、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第三號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第九條 骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造所ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百十八號改正)

前項ノ骨牌ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(同上)

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキ其ノ骨牌ニ封印ヲ施スコトヲ得(同上)

第九條ノ二 骨牌稅法第十二條第一項ノ適用ヲ受ケテ引取リタル骨牌ニ付輸出ノ證明ヲ爲サムトスルトキハ引

取後六月以内ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ(昭和二十三年政令第四百十八號追加)

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第十條 外國輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ承認後六箇月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌ノ所持者ハ直ニ包裝ヲ施シ之ニ印紙ヲ貼用シ當該承認ヲ爲シタル稅務署ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ(昭和二十三年政令第四百十八號改正)

前項ノ場合ニ於テ骨牌カ同項ノ稅務署ノ管轄外ニ在ルトキハ同項ノ申請ハ其ノ骨牌ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ骨牌ノ所在地所轄稅務署ヨリ承認書ノ交付ヲ受ケ之ヲ同項ノ稅務署ニ提出スルコトヲ要ス(昭和二十三年政令第四百十八號追加)

第一項ニ依リ骨牌ニ包裝ヲ施シタルトキハ所持者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ(昭和二十三年政令第四百十八號改正)

第十條ノ二 外國輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ骨

牌稅 骨牌稅法施行規則

三〇七

骨牌稅 骨牌稅法施行規則

三〇八

牌ノ所持者ハ其ノ事實ヲ當該承認ヲ爲シタル稅務署ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號追加)

前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所カ同項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實ヲ申告シテ證明書ヲ下付ヲ受ケ同項ノ申告ノ際之ヲ提出スヘシ

第十一條 見本ニ供スヘキ骨牌ハ所轄稅務署ニ申出見本ナルコトヲ明ニスヘキ印章ノ押捺ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號改正)

第十一條ノ二 骨牌稅法第十四條第一項但書ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ事由ヲ具シ同法第十二條第一項ノ承認ヲ爲シタル稅務署ニ申請スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八號追加)

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十二條 骨牌稅法第二十一條ニ依リ政府ノ認許ヲ得ムトスル者ハ骨牌ノ雛形及用法ヲ添ヘ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十三條 骨牌製造者製造所所在地ニ現住セサルトキハ骨牌稅ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十四條ノ二 販賣所ヲ有セスシテ骨牌ノ販賣業ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ販賣所ト看做ス(昭和二十三年政令第四百四十八號追加)

第十四條ノ三 本令中稅務署ニ處スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル骨牌ニ關シテハ稅關之ヲ行フ(昭和二十三年政令第四百四十八號追加)

附則

第十五條 本令ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 骨牌稅法第二十四條第一項ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シテ申告書ヲ提出スヘシ

第十七條 前條ノ申告ヲ爲シタル者骨牌稅法施行ノ際同法第二十五條ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ之ニ第六條ノ記載ヲ爲スヘシ

第十八條 骨牌稅法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ニ付テハ第九條及第十條ヲ準用ス

第十九條 明治三十五年ニ限り免許料ハ七月中ニ之ヲ納ムヘシ

第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

附則(大正七年勅令第三百五十九號)
本令ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十九年勅令第八十二號所得稅法施行規則外二十勅令中改正勅令)
附則(昭和十九年勅令第八十三號所得稅法施行規則外ノ勅令中改正勅令)

第十二條 本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和二十三年政令第四百四十八號所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

骨牌稅 骨牌稅法施行規則

三〇九

骨牌稅 施行規則第四條ノニノ規定ニ依ル骨牌指定ノ件

三一〇

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する（昭和二十三年七月七日公布）

○骨牌稅法施行規則第四條ノニノ規定ニ依ル骨牌指定ノ件

（昭和十九年三月三十一日大藏省告示第百三十五號）

骨牌稅法施行規則第四條ノニノ規定ニ依リ左ノ骨牌ヲ指定シ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 四色牌
- 二 白牌
- 三 紙製下ミノ

物 品 稅

○物品稅法

（昭和十五年三月二十九日法律第四十號）

改正 昭和一六年法八八號、同一七年法五七號、同一八年法一號、同一九年法七號、同一二年法一四號、同一二年法二九號、同一二年法二九號、同一二年法一四二號、同一三年法一〇七號

課稅物件 第一條 左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品稅ヲ課ス

第一種

甲類

- 一 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
- 二 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 三 撞球用具
- 四 乗用自動車
- 五 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品（昭和二十一年法律第十四號改正）
- 六 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品（昭和二十一年法律第十四號改正）
- 七 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品（昭和二十一年法律第十四號改正）
- 八 釐甲製品（昭和二十一年法律第十四號改正）
- 九 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品（昭和二十一年法律第十四號改正）

物品稅 物品稅法

三一〇

物品稅 物品稅法

十 毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十一號ニ掲グルモノヲ除ク(昭和十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十三年法律第七號改正)

乙類

十一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品並ニ現像燒付用器具(昭和十八年法律第一號、同二十三年法律第七號改正)

十二 蓄音器及同部分品(昭和二十三年法律第七號改正)

十三 雙眼鏡、隻眼鏡及同ケース(昭和十八年法律第一號、同二十三年法律第七號改正)

十四 銃及同部分品(昭和二十三年法律第七號改正)

十五 藥莢及彈丸(昭和二十三年法律第七號改正)

十六 ネオン管及同變壓器(昭和二十三年法律第七號改正)

十七 羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品(昭和十八年法律第一號、同二十一年法律第十四號、同二十三年法律第七號改正)

十八 樂器但シ第二十三號ニ掲グルモノヲ除ク(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七號改正)

十九 喫煙用ライター及電氣マッチ(昭和十九年法律第七號、同二十二年第二十九號改正)

二十 化粧品但シ第二十四號ニ掲グルモノヲ除ク(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七號改正)

二十一 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七號改正)

二十二 蓄音器用レコード(昭和二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第七號改正)

二十三 オルガン、ハモニカ、ヴァイオリン、マンドリン、ギター、喇叭(信號喇叭ヲ除ク)、木琴、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八及鼓並ニ樂器部分品及附屬品(昭和二十三年法律第七號改正)

二十四 化粧クリーム、頭髮用ノ油及煉油並ニ染毛料(昭和二十三年法律第七號改正)

二十五 扇風機及同部分品

二十六 暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ

二十七 冷蔵庫及同部分品

二十八 金庫及鋼鐵製家具

二十九 照明器具(昭和十九年法律第七號改正)

三十 電氣器具及瓦斯器具(昭和十九年法律第七號改正)

三十一 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル撥石(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號、同二十三年法律第七號改正)

三十二 喫煙用具(昭和十九年法律第七號改正)

三十三 鞆及トランク類並ニ行李(昭和十六年法律第八十八號、同十九年法律第七號改正)

三十四 飾物、玩具、遊戲具、搖籃及乳母車類(昭和十六年法律第八十八號、同十九年法律第七號改正)

三十五 運動具(昭和十九年法律第七號改正)

三十六 煙火類(昭和十六年法律第八十八號追加)

三十七 薰物及線香類(昭和十六年法律第八十八號追加)

三十八 紅茶、烏龍茶、包種茶、珈琲、ココア其ノ代用物並ニ碾茶(昭和十六年法律第八十八號、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)

物品稅 物品稅法

物品税 物品税法

三一四

- 三十九 嗜好飲料但シ酒税及清涼飲料税ヲ課セラルモノヲ除ク(昭和二十三年法律第七號改正)
- 四十 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號、同十九年法律第七號改正)
- 四十一 犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、牛毛皮及同製品(昭和十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十三年法律第七號改正)
- 四十二 室内裝飾用品(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 四十三 圍碁及將棋用具(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 四十四 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 四十五 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 四十六 鐵瓶、釣籠竝ニ茶道、香道及華道用具(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號、同二十一年法律第十四號、同二十三年法律第七號改正)
- 四十七 釣用具類(昭和十六年法律第八十八號追加、同二十一年法律第十四號改正)
- 丁類
- 四十八 時計及同部分品(昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 四十九 陶磁器製タイル竝ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ(昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 五十 文房具(昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 五十一 身邊用細貨類及化粧用具(昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 五十二 扇子及團扇(昭和十六年法律第八十八號追加、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 五十三 シャンプー及洗粉(昭和二十三年法律第七號改正)
- 五十四 簾及提灯類(昭和十六年法律第八十八號追加、同二十一年法律第十四號、同二十三年法律第七號改正)
- 五十五 ラジオ聴取機及同部分品(昭和十九年法律第七號改正)
- 五十六 携行用ノ電燈、同ケース及電池(昭和十六年法律第八十八號追加)
- 五十七 魔法瓶、水筒類及同部分品(昭和十六年法律第八十八號追加)
- 五十八 計算機(昭和十六年法律第八十八號追加)
- 五十九 タイプライター、同部分品及附屬品(昭和十六年法律第八十八號追加)
- 六十 謄寫器及同附屬品(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號改正)
- 六十一 金銀登錄機(昭和十六年法律第八十八號追加)
- 六十二 タイムスタンブ、タイムレコーダ及同附屬品(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號改正)

- 六十三 幻燈機、實物投影機及同ケース(昭和十八年法律第一號追加)
- 六十四 カレンダー、繪葉書竝ニ觀賞用ノ寫眞及印刷物類(昭和十九年法律第七號追加)
- 六十五 帽子、杖、鞭及傘(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 六十六 家具(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 六十七 メリヤス、レース、フェルト及同製品竝ニ組物(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 六十八 印材類(昭和十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四十二號改正)
- 六十九 受信用眞空管、マイクrohホン、擴聲用增幅器及擴聲器(昭和十六年法律第八十八號、同十九年

物品税 物品税法

三一五

物品税 物品税法

法律第七號改正)

戊類

- 七十 電球類及電氣配線用品(昭和十六年法律第八十八號追加、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 七十一 ミシン及同部分品並ニミシン用針(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號、同二十三年法律第七號改正)
- 七十二 安全剃刀(昭和十八年法律第一號追加、同二十三年法律第七號改正)
- 七十三 齒磨(昭和十六年法律第八十八號追加、同二十三年法律第七號改正)
- 七十四 バター、チーズ、クリーム及其ノ代用物並ニジャム(昭和十八年法律第一號追加、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 七十五 綠茶(昭和十六年法律第八十八號追加、同二十三年法律第七號改正)
- 七十六 酒類粕(昭和十八年法律第一號追加、同十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)
- 七十七 食品加工料(昭和十九年法律第七號追加、同二十三年法律第七號改正)
- 七十八 ハム、ベーコン、ソーセイジ其ノ他燻製ノ肉類及魚類(昭和十九年法律第七號追加、同二十三年法律第七號改正)
- 七十九 寒天(昭和十九年法律第七號追加、同二十三年法律第七號改正)
- 八十 履物、同部分品及附屬品(昭和二十一年法律第十四號、同二十三年法律第七號改正)
- 八十一 事務用器具及事務用品(昭和十六年法律第八十八號追加、同十九年法律第七號改正)
- 八十二 電話機、電話交換機、同部分品及附屬品(昭和十九年法律第七號追加)

- 八十三 板硝子(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號改正)
- 八十四 敷物類(昭和十九年法律第七號追加)
- 八十五 紙及セロファン(昭和十六年法律第八十八號追加、同十八年法律第一號改正)
- 八十六 靴塗料類(昭和十八年法律第一號追加)
- 八十七 滋養強壯劑及口中劑(昭和十八年法律第一號追加)
- 八十八 調味料(昭和十八年法律第一號追加)
- 八十九 罐、罎、壺其ノ他類似ノ容器(通常小賣ニ用ヒサル容器ヲ除ク)ニ入レタル食品(昭和十八年法律第一號追加)
- 九十 海苔(昭和十九年法律第七號追加)
- 九十一 書畫及骨董(昭和二十一年法律第十四號改正)
- 九十二 靴(昭和二十一年法律第十四號改正)

第二種

- 一 燐寸
- 二 飴、葡萄糖及麥芽糖
- 三 サッカリン及ヅルチン(昭和十六年法律第八十八號追加、同二十一年法律第十四號改正)
- 四 蜂蜜(昭和十八年法律第一號追加)
- 甲類ニ該當スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類又ハ戊類ノ何レカニ該當スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該當スル物品ニシテ丙類、丁類又ハ戊類ノ何レカニ該當スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該當スル物品ニシテ丁類又ハ戊類ノ何レカニ該當スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類ニ該當スル物品ニシテ戊類ニ該當スルモノハ之ヲ丁類ト

物品税 物品税法

物品税 物品税法

六 (昭和十八年法律第一號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號改正)

〔施規〕 一

第二條 物品税ノ税率左ノ如シ (昭和十六年法律第八十八號、同十八年法律第一號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十三年法律第四十二號、同二十三年法律第七號改正)

第一種

甲類 物品ノ價格百分ノ百

乙類 物品ノ價格百分ノ八十

丙類 物品ノ價格百分ノ五十

丁類 物品ノ價格百分ノ三十

戊類 物品ノ價格百分ノ二十

第二種

一 燐寸 千本ニ付 六圓

二 飴、葡萄糖及麥芽糖 百斤ニ付 二千七百圓

三 サッカリン及ヅルチン 一疋ニ付 一萬二千圓

四 蜂蜜 百斤ニ付 二千七百圓

第一種第六十七號ニ掲グル物品中綿又ハステープルフアイバーノミヲ原料トスルメリヤス及同製品ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ價格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル (昭和二十一年法律第十四號追加、同二十三年法律第

課税標準

百七號改正)

第三條 前條ノ價格ハ製造場ヨリ移出スル時ノ物品ノ價格トス但シ第一種第九十一號ニ掲グル物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格トシ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス (昭和二十一年法律第十四號改正)

前項ノ價格及燐寸ノ本數ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔施規〕 一一・一二・一三

第四條 物品税ハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ第一種第九十一號ニ掲グル物品ニ付テハ販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ之ヲ徵收シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス (昭和二十一年法律第十四號改正)

〔施規〕 一四・一五

第五條 第一種第九十一號ニ掲グル物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣買セララルル場合 (強制競賣又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク) ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス (昭和十六年法律第八十八號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號改正)

第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ其ノ物品ノ製造ト看做ス (昭和十六年法律第八十八號、同十八年法律第一號、同十九年法律第七號改正)

〔施規〕 一五ノ二

第七條 第一種又ハ第二種ノ物品 (第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク) ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ

物品税 物品税法

納稅義務者

賣場
ニ對スル
課税

看做製造

看做移出

物品税 物品税法

三二〇

於テハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス(昭和十八年法律第一號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號改正)

一 製造場内ニ於テ飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキ但シ緑茶又ハ蜂蜜ガ飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキヲ除ク

二 製造場内ニ於テ第一種若ハ第二種ノ物品以外ノ物品又ハ命令ヲ以テ定ムル第一種ノ物品ノ原料トシテ使用セラレタルトキ

〔施規〕 一五ノ三

課税標準ノ申告及決定

第八條 第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第一種ノ物品(第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ(昭和二十一年法律第十四號改正)

第一種又ハ第二種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ(昭和二十一年法律第十四號改正)

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

〔施規〕 一四・一五・一六・三九

還還又ハ戻入物品

第九條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ税額ヨリ其ノ物品ニ課セラレタル物品税ニ相當スル金額ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第一種ノ物品(第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

(昭和二十一年法律第十四號改正)

製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品税ノ徴收ヲ爲サズ(昭和二十一年法律第十四號改正)

〔施規〕 一七・一八

第十條 物品税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ(昭和二十一年法律第十四號改正)

命令ノ定ムル所ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付物品税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品税ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得(昭和二十一年法律第十四號改正) 關稅法第三十四條但書ノ規定ニ依リ保税地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品税ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

〔施規〕 一九・二〇

第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シタル又ハ保税地域ヨリ引取ル第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ(昭和二十一年法律第十四號改正)

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

〔施規〕 二一・二二・二九・三〇・三一・三九

物品税 物品税法

三二一

未納税移取又ハ引

輸入免許品ノ引取

徴收猶豫

納期

〔施規〕 一七・一八

第十條 物品税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ(昭和二十一年法律第十四號改正)

命令ノ定ムル所ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付物品税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品税ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得(昭和二十一年法律第十四號改正) 關稅法第三十四條但書ノ規定ニ依リ保税地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品税ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

〔施規〕 一九・二〇

第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シタル又ハ保税地域ヨリ引取ル第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ(昭和二十一年法律第十四號改正)

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

〔施規〕 二一・二二・二九・三〇・三一・三九

物品税 物品税法

原料免税

第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス（昭和十八年法律第一號、同十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號改正）

一 第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）但シ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク

二 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル餡、葡萄酒又ハ麥芽糖

前條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノ又ハ移出先若ハ引取先ニ移入前其ノ用途ヲ變更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス

第一項ノ物品ヲ移出先又ハ引取先ニ移入後其ノ用途ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ物品税ノ免除ヲ受ケタル餡、葡萄酒又ハ麥芽糖ヲ使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ製造シタル者ガ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シタルコトヲ證明セザル場合ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

〔施規〕 二二ノ二・二三・二四・二五・二八・二九・三〇・三一・三九

第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 學術研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

輸出及特
殊用途免
税

第十一條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ證明ナキモノニ付之ヲ準用ス

〔施規〕 二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三九・四四

第十四條 物品税ヲ課セラレタル餡、葡萄酒又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル餡、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付課セラレタル物品税ニ相當スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

〔施規〕 三二・三三・三四・三五

第十五條 第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ（昭和二十一年法律第十四號改正）

〔施規〕 三・四・九・三八

第十六條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ（昭和二十一年法律第十四號改正）

必要事項
申告義務
第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ（昭和二十一年法律第十四號改正）

〔施規〕 五・六・七・八・一〇・三六・三七・三七ノ三

受取書ノ
發行
第十六條ノ二 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造者ニ對シ受取書ノ發行其ノ他取締上必要ナル事項ヲ

物品税 物品税法

物品税 物品税法

三二四

命ズルコトヲ得（昭和十九年法律第七號追加、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十二年法律第四十二號改正）

收税官吏ノ權限

第十七條 收税官吏ハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得（昭和二十一年法律第十四號改正）

團體ニ對スル検査ノ權限

一 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ
二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類
三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件
第十七條ノ二 收税官吏ハ物品税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者ハ販賣ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得（昭和二十二年法律第四百十二號追加）

無申告製造犯

第十七條ノ三 政府ニ申告セズシテ第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク）ヲ製造シタル者ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス（昭和二十三年法律第四百七號改正）

脱税犯

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ小賣シタル第一種ノ物品若ハ製造場ヨリ移出シタル第一種若ハ第二種ノ物品ニ對スル物品税十倍ニ相當スル金額ガ十萬圓ヲ超ユルトキ十萬圓ヲ超エ其ノ物品税十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
第一項ノ小賣シタル第一種ノ物品又ハ製造シタル第一種若ハ第二種ノ物品ニ付テハ直ニ其ノ物品税ヲ徵收ス
第十八條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ物品税ヲ遁脱シ又ハ遁脱セントシタル者ハ其ノ遁脱シ又ハ遁脱セント

シタル物品税五倍ニ相當スル罰金ニ處ス（昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正）
前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ遁脱セントシタル物品税五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得（昭和十九年法律第七號追加、同二十三年法律第七號改正）
前二項ノ場合ニ於テ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス（昭和十九年法律第七號改正）
第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ物品税ヲ徵收ス（昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正）

秩序犯

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス（昭和十九年法律第七號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第二十九號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正）
一 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
二 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス（昭和十九年法律第七號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正）
一 第十六條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
二 第十六條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
三 第十七條又ハ第十七條ノ二ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

刑法除外

第二十一條 第十七條ノ三第一項又ハ第七條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ

物品税 物品税法

三二五

物品税 物品税法

三二六

第十七條ノ三第二項又ハ第十八條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラズ(昭和十九年法律第七號、同二十三年法律第七號改正)

責任罰及
行為者處
罰

第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十七條ノ三乃至第二十條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(昭和十九年法律第七號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

保稅地域

第二十三條 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

輸出貨子
類ノ再輸
入

第二十四條 關稅定率法第七條第十七號ノ規定ハ第十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除セラレタル飴、葡萄酒若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シ又ハ第十四條ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付セラレタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ對シテハ之ヲ適用セズ(昭和十八年法律第一號改正)

自家用物
品製造者
ノ本法不
適用

第二十五條 自己又ハ同居ノ親族ノ用ニノミ供スル第一種ノ物品(第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)又ハ飴若ハ蜂蜜ヲ製造スル者(法人ヲ除ク)ニハ當該物品ニ付本法ヲ適用セズ(昭和十八年法律第一號、同二十一年法律第十四號、同二十二年法律第四百十二號、同二十三年法律第七號改正)

附則

施行期日

第二十六條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

〔施規〕 四〇

第二十七條 第九條ノ適用ニ付テハ支那事變特別稅法ニ依リ課セラレタル物品税ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル物品税ト看做ス

第二十八條 支那事變特別稅法第四十八條第一項、第四十九條第一項又ハ第五十條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケ

タル物品ハ各第十一條第一項、第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十九條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十條 本法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類並ニ愛玩用動物及同用品ノ小賣業ヲ營ム者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

〔施規〕 四一

手持物品
ノ課稅

第三十一條 第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第一號ノ物品ニ付テハ第一條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓、飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付テハ一萬斤ヲ超ユル部分ニ付第二條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額ト支那事變特別稅法第三十九條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徵收ス

一 第一條ニ掲グル第二種第一號乃至第十五號ノ物品ニシテ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓ヲ超ユルモノ
二 飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニシテ合計斤數一萬斤ヲ超ユルモノ
前項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及時藏ノ場所、飴、葡萄酒又ハ麥

物品税 物品税法

三二七

物品税 物品税法

芽糖ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

〔施規〕 四二・四三

附 則 (昭和十六年法律第八十八號酒稅等ノ增價等ニ關スル法律)

施行期日 第一條 本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

營業申告 第七條 本法施行前ヨリ引續キ物品稅法第一條ノ改正規定ニ依リ物品稅ヲ課スルコト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同條第二種ノ物品若ハサッカリンノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ物品稅法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

手持物品ノ課稅

第八條 改正後ノ物品稅法第一條ニ掲グル第二種ノ物品又ハ飴、葡萄酒、麥芽糖若ハサッカリンノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ從前ノ規定ニ依リ物品稅ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

一 改正後ノ物品稅法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格二千圓以上ノモノ
二 飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニシテ合計一萬斤以上ノモノ
三 三十粒以上ノサッカリン

前項ノ製造者又ハ販賣者ハ同項第一號ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所、第二號ノ物品又ハサッカリンニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

附 則 (昭和十七年法律第五十七號)

施行期日

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十七年勅令第九十五號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

手持物品ノ課稅

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十八年勅令第九十四號ヲ以テ同年三月一日ヨリ施行)
本法施行前ヨリ引續キ物品稅法第一條ノ改正規定ニ依リ物品稅ヲ課スルコト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同條第二種ノ物品若ハ蜂蜜ノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ物品稅法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス
前項ノ製造者又ハ販賣者ハ其ノ所持スル物品ノ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

附 則 (昭和十八年法律第一號)

施行期日

本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十八年勅令第九十四號ヲ以テ同年三月一日ヨリ施行)

營業申告經過規定

本法施行前ヨリ引續キ物品稅法第一條ノ改正規定ニ依リ物品稅ヲ課スルコト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同條第二種ノ物品若ハ蜂蜜ノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ物品稅法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

手持物品ノ課稅

改正後ノ物品稅法第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ從前ノ規定ニ依リ物品稅ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

一 改正後ノ物品稅法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格千圓以上ノモノ
二 百萬本以上ノ燐寸
三 飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニシテ合計三千斤以上ノモノ

物品税 物品税法

物品税 物品税法

四 十斤以上ノサッカリン
五 三千斤以上ノ蜂蜜

前項第一號ノ物品中命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ノ貯藏ノ場所ヨリ移出シタルトキ其ノ物品税ヲ徴收スルコトヲ得
附則第三項ノ製造者又ハ販賣者ハ同項第一號ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所ヲ、第二號乃至第五號ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

附 則 (昭和十九年法律第七號所得税法外二十九法律中改正法律)

第三十一條 第十六條ノ規定 (本法改正法律) 施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十九年勅令第七十八號ヲ以テ同年二月十六日ヨリ施行)

第三十八條 改正前ノ物品税法第一條第一種各號ニ掲グル物品ニシテ改正後ノ同條第二種各號ニ掲グルモノニ對シ從前ノ規定ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ物品税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第十六條ノ規定施行前ヨリ引續キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種ノ物品ノ製造ヲ爲ス者第十六條ノ規定施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ同條ノ規定施行ノ日ニ於テ同法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者若ハ販賣者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ガ第十六條ノ規定施行ノ際製造場又ハ稼働地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ同條ノ規定施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ從前ノ規定ニ依リ物品税ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル税額ニ相當スル金額ヲ控除

シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

一 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ總價格五百圓以上ノモノ

二 三十萬本以上ノ燐寸

三 飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニシテ合計五百斤以上ノモノ

四 一疋以上ノサッカリン

五 五百斤以上ノ蜂蜜

前項ノ物品中改正後ノ物品税法第十二條第一項第一號若ハ第二號又ハ同法第十三條第一項ノ規定ニ該當スルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴收セザルコトヲ得

第三項ノ物品中命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ同項中ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ其ノ貯藏ノ場所ヨリ移出シタル時其ノ物品税ヲ徴收スルコトヲ得

第三項ノ製造者若ハ販賣者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ハ同項第一號ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所ヲ、第二號乃至第五號ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ第十六條ノ規定施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第三項ノ場合ニ於テハ改正前ノ物品税法第一條第一種各號ニ掲グル物品ノ販賣者ニシテ同項ノ販賣者ニ該當スルモノハ改正後ノ同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同法第二十五條ノ二ニ規定スル第一種ノ物品ノ小賣業ト看做ス

附 則 (昭和二十一年法律第十四號所得税法の一部を改正する等の法律)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百號をもつて、同年九月一日から施行)

物品税 物品税法

第四十五條 第十六條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

第十六條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他の命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

第十六條の規定施行前から、引き続き、従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品で、改正後の同條に掲げるもの（第九十一號に掲げる物品を除く。）又はヅルチンを製造する者が、第十六條の規定施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、同法第十五條の規定により、申告したものとみなす。

第十六條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる第一種若しくは第二種の物品（第一種第九十一號に掲げる物品を除く。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、次の各號の一に該当する物品を所持する場合には、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を、製造場外に移出したものとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徴収する。但し、従前の規定により物品税を課せられた物品については、その課せられた税額に相當する金額を控除した金額をその税額とする。

一 改正後の物品税法第一條に掲げる第一種の物品（従前の同法第一條に掲げる第二種の物品を除く。）で、
總價格一萬圓以上のもの

二 飴、葡萄糖又は麥芽糖で、合計五百斤以上のもの

三 サッカリン又はヅルチンで、合計二疋以上のもの

四 三百斤以上の蜂蜜

前項の物品中、改正後の物品税法第十二條第一項の規定又は第十三條第一項の規定に該当するものについ

ては、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その物品税を徴収しないことができる。

第四項の物品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その物品を、貯蔵の場所から移出する時に、その物品税を徴収することができる。

第四項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、同項第一號の物品については、その品名ごとに數量、價格及び貯蔵の場所を、同項第二號乃至第四號の物品については、その品名ごとに數量及び貯蔵の場所を、第十六條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品（第九號に掲げる物品を除く。）の小賣業者から、第四項の規定により物品税を徴収する場合には、その物品の小賣業者の組織する團體（その組織する團體を含む。）について、従前の同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を準用する。

附一則（昭和二十二年法律第二十九號特別法人税法の一部を改正する等の法律）

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第二條及び第十一條の規定は、政令で定める日から、第一條中特別法人税法第十四條乃至第十六條の改正規定、第三條中登録税法第十九條第四號ノ二乃至第六號及び第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三の改正規定、第八條中織物消費税法第九條第三項乃至第六項の改正規定、第十六條中國稅徵收法第三章ノ二の改正規定、第十七條中納稅施設法第一章、第二章、第四章及び第五章の改正規定並びに第十八條乃至第二十一條の規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第七條 第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

第九條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

物品税 物品税法

三三四

第九條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる第二種の物品の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が左の各號の一に該当する物品を所持する場においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、改正後の物品税法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を其の税額として、命令の定めるところにより徴収する。

- 一 三十万本以上の燐寸
- 二 飴、葡萄糖又は麥牙糖で、合計三百斤以上のもの
- 三 サッカリン又はヅルチンで、合計一疋以上のもの
- 四 二百斤以上の蜂蜜

前項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、その所持する物品の品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、第九條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならぬ。

附則(抄) (昭和二十二年法律第四百二十二号所得税法の專部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第七條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

この法律施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

この法律施行前より、引続いて、印材類を製造する者が、この法律施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、この法律施行の日に、物品税法第十五條の規定により、申告したもののみならず、この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる印材類若しくは

第二種の物品の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が左の各号の一に該当する物品を所持する場においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その物品を製造場外に移出したとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徴収する。但し、従前の規定により物品税を課せられた物品については、その課せられた税額に相當する金額を控除した金額を、その税額とする。

- 一 價格一万円以上の印材類
- 二 三十万本以上の燐寸
- 三 飴、葡萄糖又は麥芽糖で、合計二百斤以上のもの
- 四 サッカリン又はヅルチンで、合計一疋以上のもの
- 五 二百斤以上の蜂蜜

前項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、同項第一号の物品については、数量、價格及び貯蔵の場所を、同項第二号乃至第五号の物品については、その品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第十三條 この法律施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、織物消費税法第二十二條第二項、物品税法第二十五條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により交付すべきであつた交付金については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(抄) (昭和二十三年法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律)

物品税 物品税法

三三五

物品税 物品税法

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第四十八條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 この法律施行後一月以内に輸出した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なほ従前の例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、マッチ又はあめ、ぶどう糖若しくは麦芽糖の製造者若しくは販賣者又はこれらの物品を使用する物品の製造者若しくは販賣者が五十万本以上のマッチ又は合計二百斤以上のあめ、ぶどう糖若しくは麦芽糖を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、改正後の物品税法第二條第一項の税率により算出した金額と改正前の同項の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が五千円以下のときは、昭和二十三年八月三十一日限り、五千円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額五千円をこえるとき 昭和二十三年八月及び九月

税額一万円をこえるとき 同年八月から十月まで

税額五万円をこえるとき 同年八月から十一月まで

税額十万円をこえるとき 同年八月から十二月まで

4 前項の製造者若しくは販賣者又はこれらの物品を使用する物品の製造者若しくは販賣者は、その所持する物品の品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、政府に申告しなければならぬ。
第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

○物品税法施行規則

(昭和十五年三月三十一日勅令第五百五十號)

改正

昭和一六年勅令二九三號、同一六年勅令一〇三一號、同一八年勅令九五號、同一九年勅令七九號、同一〇年勅令七一九號、同一二年勅令七一號、同一二年勅令一一九號、同一二年勅令四一四號、同一二年勅令一一二號、同一二年勅令二四六號、同一三年勅令一四八號

第一條 物品税法第一條ノ規定ニ依リ物品税ヲ課スベキ物品ハ別表ニ定ムル所ニ依ル(昭和十六年勅令第三十

一號、同十八年勅令第九十五號、同十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第九十九號、同二十一年勅令第四百十四號改正)

別表ニ於テ貴金屬トハ金、銀、白金及此等ヲ主タル材料トスル合金ヲ謂フ

第二條 削除(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第三條 書畫及骨董ノ小賣業ヲ管マントスル者ハ販賣スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣場所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第四條 物品税法第一條ニ掲グル第一種又ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ヲ製造セントスル者ハ製造場及製造スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第五條 書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造者一月以上販賣又ハ製造ヲ休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)
第六條 稅務署長ハ必要ト認ムルトキハ第一種又ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造者ニ製造場ノ圖面及製造用ノ機械器具ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

第七條 第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第八條 書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造業ヲ營ム者ニ付相續ノ開始アリタルトキハ相續人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號、同二十三年政令第四百十八號改正)

書畫及骨董ノ小賣業又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ書畫及骨董ノ小賣業又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第九條 書畫及骨董ノ小賣業又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造ヲ廢止セントストキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第十條 書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造者販賣場又ハ製造場ヲ移轉セントストキハ移轉ノ事實ヲ具シ第三條又ハ第四條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第十一條 第一種ノ物品ニシテ通常容器ト共ニ販賣セラルルモノノ價格ハ其ノ容器ノ價格ヲ加ヘタル金額ニ依ル(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第十二條 保稅地域ヨリ引取ラルル第一種ノ物品ニシテ引取入ヨリ税金ヲ徵收スルモノノ價格ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ當該物品ニ課セラルベキ關稅ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額ニ依ル(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

百十四號改正

第十三條 燐寸ノ本數ハ軸木ノ本數ニ依ル但シ二個以上ノ點火裝置ヲ附シタルモノニ付テハ其ノ點火裝置ノ價數ニ依ル(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第十四條 書畫及骨董ノ販賣者ガ書畫及骨董ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品税ハ之ヲ徵收セズ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

前項ノ場合ニ於テハ販賣場又ハ製造場ノ所轄稅務署ヨリ交付ヲ受ケタル販賣者タルコトヲ證明スベキ書類ヲ所轄關ニ提出スベシ(昭和十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第四百十四號改正)

第十五條 物品税ノ免除ヲ受ケズシテ輸出シタル物品ヲ再輸入シ之ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品税ヲ徵收セズ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テハ準用ス

第十五條ノ二 物品税法第六條ノ物品ハ化粧品ノ外藥物類、線香類、シャンプー、洗粉、紅茶、珈琲、同代用品、ココア、同代用品、嗜好飲料(固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム)、調味料、齒磨、ジャム、食品加工料、ラム、ベリー、ソーセイジ、靴塗料類、滋養強壯劑、口中劑及海苔トス(昭和十九年勅令第七十九號追加、

同二十二年勅令第十二號改正)

第十五條ノ三 第一種又ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ガ製造場内ニ於テ左ニ掲グル物品ノ原料トシテ使用セラレタルトキハ物品税法第七條第二號ノ規定ニ依リ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス(昭和十九年勅令第七十九號追加、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年政令第二百四十六號改正)

一 文房具值シ紙ヲ原料トシテ使用スル場合ニ限ル

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

三四〇

二 嗜好飲料（固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム）但シ調味料、食品加工料、飴、葡萄糖、麥芽糖、サッカリン、ツルチン又ハ蜂蜜ヲ原料トシテ使用スル場合ニ限ル

第十六條 物品税法第八條第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ
前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スベシ

前二項ノ規定ハ物品税法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス

第十七條 書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ノ製造者返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ付物品税法第九條第一項ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品税ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及返還又ハ戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名、數量、價格及稅額ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ（昭和二十一年勅令第四百十四號改正）

第十八條 物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ノ製造者戻入シタル物品ニ付同法第九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品税ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名及數量ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ（昭和二十一年勅令第四百十四號改正）

第十九條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

擔保トシテ金錢又ハ無記名國債證券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ
擔保トシテ登錄國債ヲ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ
乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スベシ
擔保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ之ニ代ルベキ擔保

ヲ提供セシムベシ

第二十條 物品税法第十條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ税金及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

前項ノ規定ハ物品税法第十條第三項ノ規定ニ依リ提供シタル擔保ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 物品税法第十一條第一項ノ規定ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ（昭和二十一年勅令第四百十四號改正）

第二十二條 前條ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シタル第一種又ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ヲ移出先タル製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ移出先ノ營業者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ（昭和二十一年勅令第四百十四號改正）

第二十三條 物品税法第十二條第一項第一號但書ノ物品ヲ定ムルコト左ノ如シ（昭和十九年勅令第七十九號追加、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年政令第二百四十六號改正）

一 第一種ノ物品（書畫、骨董及紙ヲ除ク）ノ製造ノ用ニ供スル感光紙、板硝子及紙

二 嗜好飲料（固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム）ノ製造ノ用ニ供スル調味料、食品加工料、飴、葡萄糖、麥芽糖、サッカリン、ツルチン及蜂蜜

第二十四條 物品税法第十二條第一項第二號ノ物品ハ輸出スル菓子及糖果ノ外輸出スル果實蜜及之ニ類スルモノトス（昭和十八年勅令第九十五號改正）

第二十五條 物品税法第十二條第一項ノ規定ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ（昭和十八年勅令第九十五號、同二十一年勅令第四百十四號改正）

物品税 物品税法施行規則

三四一

物品税 物品税法施行規則

年勅令第四百十四號改正)

第二十二條ノ規定ハ前項ノ物品ヲ其ノ移出先ニ移入シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五條 物品税法第十二條第一項ノ規定ニ依リ物品税ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付其ノ用途ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十六條 物品税法第十三條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除スル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和十六年勅令第二百九十三號、同十六年勅令第三十一號、同十八年勅令第九十五號、同十九年勅令第七十九號、同二十年勅令第七百九十號、同二十一年勅令第七十一號、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年勅令第二百四十六號、同二十三年政令第四百十八號改正)

- 一 醫療用ニ供スルモノ但シ第二種ノ物品ニ付テハ葡萄酒ニ限ル
- 二 機械用又ハ工業用ニ供スルモノ但シ燐寸、酒類又ハ酢ノ製造以外ノ用ニ供スル酒類粕並ニ食料品ノ製造ノ用ニ供スルコメア、同代用物、嗜好飲料(固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム)、調味料、バター、同代用物、クリーム、同代用物、ジャム、食品加工料、寒天、海苔、飴、葡萄酒、麥芽糖、サッカリン、ヅルチン及蜂蜜ヲ除ク
- 三 法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教會ニ於テ式典又ハ禮拜用ニ供スルモノ但シ第二種ノ物品ヲ除ク
- 四 教育用ニ供スルモノ但シ小學校、中學校、盲學校若ハ養護學校ノ小學部及中學部又ハ學校教育法第九十八條第一項ノ規定ニ依リ從前ノ規定ニ依リ存續スル中等學校若ハ青年學校ニ於テ使用スル兒童用又ハ生徒用ノ机、椅子及腰掛並ニ小學校、中學校、盲學校若ハ養護學校ノ小學部及中學部又ハ學校教育法第九十八條第一項ノ規定ニ依リ從前ノ規定ニ依リ存續スル中等學校若ハ青年學校ニ於テ使用

スル寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、アコーディオン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、フリユート、ピッコロ、クラリネット、コルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフォーン、ドラム類、タンポリン、シンバル、ハーモニカ、ヴァイオリン、木琴、絃樂器用ノ絃及弓、弱音器、樂器用ケース、運動具、ラジオ聴取機、マイクrohホン、擴聲用增幅器、擴聲器、幻燈機並實物投影機ニ限ル

五 通信用ニ供スルモノ但シ無線電信又ハ無線電話(放送無線電話ヲ除ク)ノ用ニ供スルラジオ聴取機及受信用真空管並ニ於テ公衆通信用ニ供スルモノトシテ購入スル電話機、同部分品、同附屬品、電話交換機、同部分品及同附屬品ニ限ル

六 非常用ニ供スルモノ但シ行政官廳ノ指示又ハ命令ニ依リ製造場ヨリ移出スル鋸節及罐詰ニ限ル

七 教科用圖書ニシテ文部省ニ於テ著作權ヲ有シ又ハ檢定ヲ爲シタルモノノ用ニ供スル紙

八 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

第二十七條 書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ノ製造者物品税法第三條及前條ノ規定ニ依リ物品税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ書畫及骨董ヲ引渡シ又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書畫及骨董ヲ除ク)ヲ製造場ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第二十八條 物品税法第十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除セラレタル飴、葡萄酒若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノ又ハ同法第十三條第一項第一號ノ物品ニ付輸出ノ證明ヲ爲サントスルトキハ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和十八年勅令第九十五號改正)

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

三四四

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十九條 物品税法第十一條第三項、第十二條第二項及第四項並ニ第十三條第二項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第三十條 物品税法第十一條第三項但書、第十二條第二項及第四項但書並ニ第十三條第二項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ第二十一條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ滅失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ滅失ノ事實ヲ申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項ノ申請ノ際之ヲ提出スベシ

第三十一條 第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及第二十七條乃至前條ノ規定ハ物品税法第十一條乃至第十三條ノ規定ノ適用ヲ受ケ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニ付之ヲ準用ス(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

第三十二條 物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ハ菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖百斤ニ付二千七百圓トス但シ飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ノ製造場ヨリ直接引取リタル飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ保稅工場ニ於テ製造シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ其ノ飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ對スル物品税ニ相當スル金額トス(昭和十六年勅令第三十一號、同十八年勅令第九十五號、同十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年勅令第四百十二號、同二十二年政令第二百四十六號、同二十三年政令第四百四十八號改正)

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ヲ交付セズ
一 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ輸出後一年以内ニ交付金ノ交付ヲ申請セザルトキ

二 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ一回ノ輸出數量ガ三百斤ニ滿タザルトキ

第三十四條 物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ輸出ノ際關稅法施行規則第三十四條第一項ノ規定ニ依ル申告ノ外菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ種類、每種類ノ數量、使用原料ノ種類、製造者ノ氏名又ハ名稱及製造ノ場所ヲ稅關ニ申告シ飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ノ含有量ニ付檢定ヲ受クベシ但シ第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ此ノ限ニ在ラズ(昭和十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第四百十四號改正)

第三十五條 物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ稅關ノ證明書ヲ添附シテ輸出港稅關ニ提出スベシ(昭和十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第四百十四號改正)

第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ書類ノ外飴、葡萄酒又ハ麥芽糖製造場所轄稅務署ノ物品稅納稅濟證明書及保稅工場所轄稅關ノ製造證明書ヲ提出スベシ(昭和十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第四百十四號改正)

第二十八條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第三十六條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四號改正)

- 一 受入レタル物品ノ品名、數量、價格及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱
 - 二 販賣シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣ノ日並ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱
- 小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セズ但シ所轄稅務署監督上必要アリト認メ其ノ記載ヲ命ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

物品税 物品税法施行規則

三四五

物品税 物品税法施行規則

第三十七條 第一種又ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ
（昭和二十一年勅令第四百十四號改正）

一 受入レタル材料ノ種類、數量及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル材料ノ種類、數量及使用ノ日

三 製造シタル物品ノ品名、數量及製造ノ日

四 移出シタル物品ノ品名、數量、價格及移出ノ日並ニ其ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱

前條第二項ノ規定ハ前項第四號ニ掲グル事項ノ記載ニ付之ヲ準用ス

第三十七條ノ二 大藏大臣又ハ稅務署長ハ必要アリト認ムルトキハ書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ノ製造者ニ對シ其ノ販賣又ハ移出シタル物品ノ代價ヲ受取リタルトキハ受取書ヲ支拂者ニ交付スベキコトヲ命ズルコトヲ得（昭和十九年勅令第七十九號追加、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年政令第二百四十六號改正）

前項ノ規定ニ依リ受取書ヲ支拂者ニ交付シタルトキハ其ノ寫ヲ保存スベシ但シ稅務署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ニ依リ受取書ノ交付ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ受取書ノ書式ニ關シ稅務署長ノ承認ヲ受クベシ

第三十七條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依リ受取書ノ交付ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ調製シタル受取書用紙及交付シタル受取書ノ枚數並ニ調製及交付ノ日ヲ帳簿ニ記載スベシ（昭和十九年勅令第七十九號追加、同二十二年政令第二百四十六號改正）

第三十七條ノ四 稅務署長ハ書畫及骨董ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク）ノ製造者ニ對シ其ノ業務ニ關スル帳簿書類ノ作成若ハ保存又ハ其ノ物品ノ販賣若ハ移出ニ付取締上必要ナル事項ヲ

命ズルコトヲ得（昭和十九年勅令第七十九號追加、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年政令第二百四十六號改正）

第三十八條 販賣場ヲ有セズシテ書畫及骨董ノ小賣業者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ販賣所ト看做ス（昭和二十一年勅令第四百十四號改正）

第三十九條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ關シテハ稅關之ヲ行フ（昭和十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第四百十四號改正）

附則

第四十條 本令ハ物品品法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十一條 物品税法第三十一條ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第三條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類並ニ愛玩用動物及同用品ノ小賣業者營ムコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第四十二條 物品税法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ稅額百圓以下ナルトキハ昭和十五年五月三十一日限、稅額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十五年五月及六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

第四十三條 物品税法第三十一條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ノ所在地

物品税 物品税法施行規則

三四七

物品税 物品税法施行規則

所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

第四十四條 宗教團體法第三十條第一項ノ佛堂ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スル物品(第三種ノ物品ヲ除ク)ハ物品税法第十三條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除ス

附 則 (昭和十六年勅令第二百九十三號)

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年勅令第三十二號)

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十六年十二月三十一日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ交付金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十六年法律第八十八號附則第七條ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ物品税法施行規則第三條又ハ第四條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ昭和十六年十一月三十日以前ヨリ引續キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ同第二種ノ物品若ハサッカリンヲ製造スルコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和十六年法律第八十八號附則第八條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百圓以下ナルトキハ昭和十七年一月三十一日限、税額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

税額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十七年一月及二月

税額千圓ヲ超ユルトキ 同年一月乃至三月

税額二千圓ヲ超ユルトキ 同年一月乃至四月

税額五千圓ヲ超ユルトキ 同年一月乃至五月

昭和十六年法律第八十八號附則第八條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄酒、麥芽糖若ハサ

ツカリンノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

附 則 (昭和十八年勅令第九十五號)

本令ハ昭和十八年法律第一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十八年三月三十一日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ交付ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十八年法律第一號附則第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ物品税法施行規則第三條又ハ第四條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ昭和十八年法律第一號施行前ヨリ引續キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ同第二種ノ物品若ハ蜂蜜ヲ製造スルコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和十八年法律第一號附則第三項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百圓以下ナルトキハ昭和十八年四月三十日限、税額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

税額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十八年四月及五月

税額千圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至六月

税額二千圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至七月

税額五千圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至八月

昭和十八年法律第一號附則第三項第一號ニ掲グル物品ニシテ大藏大臣ノ指定スル法令ニ依リ販賣ヲ禁止セラレ又ハ販賣ニ當リ行政官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ同第四項ノ規定ニ依リ當該物品ノ貯藏ノ場所ヨリ移出シタルトキ其ノ物品税ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ昭和十八年法律第一號附則第五項ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

前項ノ承認ヲ受ケタル物品ノ所持者當該物品ヲ貯藏ノ場所ヨリ移出セントスルトキハ其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ
昭和十八年法律第一號附則第五項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種又ハ第三種ノ物品ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

附則(昭和十九年勅令第七十九號物品税法施行規則外四勅令中改正ノ件)

第六條 本例ハ昭和十九年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 昭和十九年三月十五日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ交付金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

改正前ノ物品税法第一條第一種各號ニ掲グル物品ニシテ改正後ノ同條第二種各號ニ掲グルモノニ對シ從前ノ規定ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ物品税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十九年法律第七號第三十八條第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ物品税法施行規則第三條又ハ第四條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ昭和十九年二月十六日前ヨリ引續キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ同第二種ノ物品ヲ製造スルコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ヲ使用スル仕事ノ請負ヲ爲ス業ヲ營ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品ヲ使用スル物品ノ製造若ハ販賣ヲ爲ス業ヲ營ム者昭和十九年法律第七號第三十八條第三項各號ノ物品ヲ所持スルトキハ同項ノ規定ニ依リ之ニ物品税ヲ課ス

昭和十九年法律第七號第三十八條第三項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ稅額百圓以下ナルトキハ昭和十九年四月三十日限、稅額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十九年四月及五月

稅額五百圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ 同年四月乃至九月

昭和十九年法律第七號第三十八條第三項各號ノ物品中改正後ノ物品税法第十二條第一項第一號若ハ第二號又ハ同法第十三條第一項ノ規定ニ該當シ昭和十九年法律第七號第三十八條第三項ノ規定ニ依ル物品税納付前ノモノニ付テハ其ノ貯藏ノ場所ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ物品税ヲ徵收セズ

昭和十九年法律第七號第三十八條第三項第一號ニ掲グル物品ニシテ大藏大臣ノ指定スル法令ニ依リ販賣ヲ禁止セラレ若ハ販賣ニ當リ行政官廳ノ許可ヲ要スルモノ又ハ持別ノ事由ニ因リ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ同條第五項ノ規定ニ依リ當該物品ヲ其ノ貯藏場所ヨリ移出シタルトキ其ノ物品税ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ昭和十九年法律第七號第三十八條第六項ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ヲ受ケタル物品ノ所持者當該物品ヲ貯藏ノ場所ヨリ移出セントスルトキハ其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和十九年法律第七號第三十八條第六項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種又ハ第三種ノ物品ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

附則(昭和二十一年勅令第百十九號物品税法施行規則中改正等ノ件)

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

三五二

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十一年三月三日公布)

附 則 (昭和二十一年勅令第四百十四號所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これ施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

第三十二條 第十三條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なほ従前の例による。

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果實蜜及びこれに類する物とする。

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第三項の規定により、政府に申告する者は、物品税法施行規則第四條の規定に準じて作成した申告書に、昭和二十一年九月一日前から、引き続き、従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品で、改正後の同條に掲げるもの(書畫及び骨董を除く)又はヅルチンを製造する事實を併せ記載して、これを所轄稅務署に提出しなければならない。

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第四項の者は、改正後の物品税法第一條に掲げる第一種又は第二種の物品(書畫及び骨董を除く)の製造者及び販賣者の外、改正後の同條に掲げる第二種の物品を使用する物品の製造者若しくは販賣者又は第一種若しくは第二種の物品(書畫及び骨董を除く)の製造者若しくは販賣者以外の者で配給するための物品を所持するものとする。

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第四項の規定により課する物品税は、その税額が、二千圓以下のときは、昭和二十一年十月三十一日限り、二千圓を超えるときは、次の區分により、その税額を各月に等分して、その月末日限り徴收する。

税額二千圓を超えるとき 昭和二十一年十月及び十一月
同年十月乃至十二月
税額五千圓を超えるとき

税額一萬圓を超えるとき

同年十月乃至昭和二十二年一月

税額十萬圓を超えるとき

昭和二十一年十月乃至昭和二十二年二月

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第四項各號の物品中、改正後の物品税法第十二條第一項の規定又は第十三條第一項の規定に該當し、昭和二十一年法律第十四號第四十五條第四項の規定による物品税納付前のものについては、その貯藏の場所から移出する際、その旨を所轄稅務署に申請して承認を受けたときは、その物品税を徴收しない。

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第四項第一號に掲げる物品で、販賣に當り、行政官廳の許可を必要とするもの又は持別の事由に因り所轄稅務署の承認を受けたものについては、同條第六項の規定により、その物品を、その貯藏の場所から移出する時に、その物品税を徴收することができる。

前項の規定の適用を受けようとする者は、昭和二十一年法律第十四號第四十五條第七項の規定による申告と同時に、その旨を所轄稅務署に申請して、承認を受けなければならない。

前項の承認を受けた物品の所持者が、その物品を、貯藏の場所から移出するときは、その品名ごとに、數量及び價格を記載した申告書を、所轄稅務署に提出しなければならない。

昭和二十一年法律第十四號第四十五條第七項の規定による申告は、同條第四項各號の物品の所在地所轄稅務署に、これをしなければならない。

附 則 (昭和二十二年勅令第四百十二號特別法人税法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十二條中間接國稅犯則者處分法施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第八條 第八條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

物品税 物品税法施行規則

三五三

物品税 物品税法施行規則

三五四

昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果実蜜及びこれに類する物とする。

昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第三項の者は、改正後の物品税法第一條に掲げる第二種の物品の製造者及び販賣者の外、改正後の同條に掲げる第二種の物品を使用する物品の製造者及び販賣者とする。

昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第三項の規定により課する物品税は、その税額が二千円以下のときは、昭和二十二年五月三十一日限り、二千円を超えるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り徴収する。

税額二千円を超えるとき 昭和二十二年五月及び六月

税額五千円を超えるとき 同年五月乃至七月

税額一萬円を超えるとき 同年五月乃至八月

税額五萬円を超えるとき 同年五月乃至九月

昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第四項の規定による申告は、同條第三項各号の物品の所在地所轄税務署に、これをしなければならぬ。

附 則 (昭和二十二年政令第二百四十六号所得税法施行規則の一部は改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第八條 この政令施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果実蜜及びこれに類する物とする。

昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第三項の規定により政府に申告する者は、物品税法施行規則第

四條の規定に準じて作成した申告書に、昭和二十二年十二月一日前から引き続き、印材類を製造する事実を併せ記載して、これを所轄税務署に提出しなければならない。

昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第四項の者は、改正後の物品税法第一條に掲げる印材類又は第二種の物品の製造者及び販賣者の外、改正後の同條に掲げる第二種の物品を使用する物品の製造者及び販賣者とする。

昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第四項の規定により課する物品税は、その税額が五千円以下のときは、昭和二十三年一月三十一日限り、五千円を超えるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額五千円を超えるとき 昭和二十三年一月及び二月

税額一萬円を超えるとき 同年一月乃至三月

税額五萬円を超えるとき 同年一月乃至四月

税額十萬円を超えるとき 同年一月乃至五月

昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第五項の規定による申告は、同條第四項各號の物品の所在地所轄税務署に、これをしなければならぬ。

附 則 (昭和二十三年政令第四百十八号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第二十五條 昭和二十三年法律第七号附則第四十八條第四項の規定による申告は、マッチ、あめ、ぶどう糖又は麦芽糖の所在地の所轄税務署に、これをしなければならぬ。

第三十條 この政令施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

物品税 物品税法施行規則

三五五

物品税 物品税法施行規則

(別表)

課税物品表(昭和十六年勅令第千三十一號、同十八年勅令第九十五號、同十九年勅令第七十九號、同二十一年勅令第九十九號、同二十一年勅令第四百十四號、同二十二年勅令第四百十二號、同二十二年政令第二百四十六號、同二十三年政令第四百四十八號改正)

第一種

甲類

- 一 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
 - イ ゴルフクラブ及ゴルフボール
 - ロ ゴルフクラブノヘッド及シャフト
 - ハ ゴルフクラブ用ノバッグ、ケース及ヘッドカバー
- 二 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 三 撞球用具
 - 撞球臺、キュー、タップ、球及チョーク
- 四 乗用自動車但シ普通乗用自動車ニシテ輪距二百八十九釐ヲ超ユルモノニ限ル
- 五 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノヲ除ク
 - イ 貴石、半貴石
ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガトネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト

- ロ 貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製品、眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
 - 六 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
 - 七 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノ又ハ醫療用ノモノヲ除ク
 - イ 貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク
 - ロ 金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク
 - ハ 金屏風及金衝立
 - ニ 其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金糸、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク
 - 八 蠶甲製品
 - 九 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品
 - イ 珊瑚製品
 - ロ 琥珀製品但シ電氣絶縁用ノモノヲ除ク
 - ハ 象牙製品但シ骨牌税ヲ課セラルル骨牌ヲ除ク
 - ニ 七寶製品
 - 十 毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十一號ニ掲グルモノヲ除ク
- 乙類
- 十一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品並ニ現像機付用器具
 - イ 寫眞機但シ顯微鏡用ノモノヲ除ク

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

- ロ 寫眞引伸機
- ハ 映寫機
- ニ 寫眞機部分品及附屬品
 - レンズ(シヤッター附ノモノヲ含ム)、暗函(蛇腹ノ有無ヲ別タズ)、アタッチメント、シヤッター、フィルムバックホルダー、マガジン、取枠、フラインダー、三脚臺、フィルムター、レンズフード、セルフタイマー、露出計、レリーズ、距離計、自動焦點裝置、雲臺、閃光器、閃光電球、反射器及寫眞機用又ハ三脚臺用ケース
- ホ 寫眞引伸機部分品
 - 暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺
- ヘ 映寫機部分品及附屬品
 - コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ラシプハウス、映寫機用ランプ、ヘッドマシン、映寫機用モーター、發聲裝置、フィルム巻取機、カラスクリーン及映寫機用ケース
- ト 現像焼付用器具
 - 現像タンク、現像バット、修整臺、焼付器、艶出器及暗室ランプ
- 十二 蓄音器及同部分品
 - イ 蓄音器(ラジオ聴取裝置ヲ附シタルモノヲ含ム)
 - ロ 蓄音器部分品
 - 蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ピックアップ、蓄音器用モーター、回轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針

十三 隻眼鏡、隻眼鏡及同ケース

十四 銃及同部分品

イ 銃

獵銃及空氣銃

ロ 銃部分品

銃身及銃床

十五 藥莖(裝藥シタルモノヲ含ム)及彈丸但シ獵銃又ハ空氣銃用ノモノニ限ル

十六 ネオン管及同變壓器

十七 羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

イ 羽毛但シ價格百匁ニ付四圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ 羽毛製品

ハ 羽毛ヲ用ヒタル製品

(一) 蒲團及座蒲團

(二) クッション、枕及被服類

十八 樂器但シ第二十三號ニ掲グルモノヲ除ク

ピアノ、アコーディオン、バンドニオン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギターローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリユート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズーン、コルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフフォン、スザフフォン、ホルン、バイブラフフォン、鐵琴、チューブフフォン、ハー

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

- ブ、リラ、ドラム類、タンポリン及シンバル
- 十九 喫煙用ライター及電氣マツヂ
- 二十 化粧品但シ第二十四號ニ掲グルモノヲ除ク
香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用ノ香水、整髮料、養毛料、美爪料、脱毛料並ニ脂取料

丙類

- 二十一 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙但シエックス線用ノモノヲ除ク
- 二十二 蓄音器用レコード但シ六吋以下ノ紙製ノモノヲ除ク
- 二十三 オルガン、ハーモニカ、ヴァイオリン、マンドリン、ギター、喇叭（信號喇叭ヲ除ク）、木琴、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八及鼓並ニ樂器部分品及附屬品
イ オルガン、ハーモニカ、ヴァイオリン、マンドリン、ギター、喇叭（信號喇叭ヲ除ク）、木琴、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八及鼓
- ロ 樂器部分品及附屬品
絃樂器用ノ絃、弓及撥並ニ調子箱、弱音器及樂器用ケース
- 二十四 化粧クリーム、頭髮用ノ油及煉油並ニ染毛料
- 二十五 扇風機及同部分品
イ 扇風機
ロ 扇風機部分品
扇風機用ノ羽根及モーター

- 二十六 暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十七 冷蔵庫及同部分品
イ 冷蔵庫
ロ 冷蔵庫部分品
冷蔵庫用冷凍機

- 二十八 金庫及鋼鐵製家具
イ 金庫（手提金庫ヲ含ム）
ロ 鋼鐵製家具

- 二十九 照明器具
スタンド、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、バルベット、シーリングライト、ポーターライト、グローブ、シェード及之ニ類スルモノ

- 三十 電氣器具及瓦斯器具
湯沸器（珈琲沸器及牛乳沸器ヲ含ム）、タオル蒸器、調理用器具（七輪、竈及炊飯器ヲ除ク）、アイロン、鍍（半田鍍ヲ除ク）、鍍燒器、毛髮乾燥器、炬燵、行火、火鉢（電氣炭ヲ含ム）、足温器及蒲團類、バーマネットウエーヴ機及同附屬下ライヤー、洗濯機、掃除機、暖房用ラチエーター、ルームクーラー、温水槽並ニ調理臺

- 三十一 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル擬石
イ 大理石及之ニ類スル裝飾用石材但シ建築用ノモノニ限ル

物品税 物品税法施行規則

- ロ 大理石及之ニ類スルモノヲ原料トスル擬石
- 三十二 喫煙用具
 - 煙管、パイプ類及同ケース、煙草入、灰皿、煙草セット、煙草盆竝ニ燐寸ケース（紙製及經木製ヲ除ク）
- 三十三 靴及トランク類竝ニ行李
 - イ 靴、トランク、信玄袋、リュックサック及バスケット類但シ價格一個ニ付三百五圓ニ滿タザルモノヲ除ク
 - ロ 行李但シ價格一個ニ付三百五十圓ニ滿タザルモノヲ除ク
- 三十四 飾物、玩具、遊戲具、搖籃及乳母車類
 - 人形、人形ケース、羽子板、節句飾物其ノ他ノ飾物、玩具、遊戲具、搖籃及乳母車類但シ價格一個又ハ一組ニ付十圓ニ滿タザルモノヲ除ク
- 三十五 運動具
 - 野球、庭球、卓球、其ノ他ノ球技、陸上競技、スキー、スケート、登山、水泳、拳闘及フェンシング用具但シ第三十三號及第六十七號ニ掲グルモノヲ除ク
- 三十六 煙火類
- 三十七 薫物及線香類但シ價格四匁ニ付一圓ニ滿タザルモノヲ除ク
- 三十八 紅茶、烏龍茶、包種茶、珈琲、ココア及其ノ代用物竝ニ碾茶
 - 紅茶、烏龍茶、包種茶、マーテ、珈琲、チコリー、ココア及其ノ代用物竝ニ碾茶
- 三十九 嗜好飲料（固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム）但シ酒稅及清涼飲料稅ヲ課セラルルモノヲ除ク

- イ 牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料
- ロ 果實汁、果實蜜、珈琲シロップ、紅茶シロップ及之ニ類スルモノ
- ハ 甘酒及之ニ類スルモノ
- 四十 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料
- 四十一 犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、牛毛皮及同製品
- 四十二 室内裝飾用品
- 置物、置物臺、花器、花器臺、香器、香器臺、風鎮、額縁及柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品
- 四十三 圍碁及將棋用具
 - 碁盤、碁石、碁筒、將棋盤（チエス盤ヲ含ム）、將棋駒（チエス駒ヲ含ム）、駒箱、駒臺及盤覆
- 四十四 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 四十五 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
 - 手袋、座蒲團、クッション及被服類
- 四十六 鐵瓶、釣燈籠竝ニ茶道、香道及華道用具
- 四十七 釣用具類但シ漁業用ノモノヲ除ク
 - 釣用具及釣用具入

丁類

- 四十八 時計及同部分品
 - イ 懐中時計、腕時計、置時計、掛時計、電氣時計、ストップウォッチ及ウォッチマンスクロック、時計側、ムーヴメント、文字板、時計用硝子、同代用物及指針

物品税 物品税法施行規則

三六四

四十九 陶磁器製タイル並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ但シ理化學用ノモノ、醫療用ノモノ、電氣絶縁用ノモノ、土木建築用ノモノ（陶磁器製タイルヲ除ク）、農業用ノモノ、漁業用ノモノ及神佛具ヲ除ク

イ 硬質陶器製タイル、磁器製タイル及モザイクタイル

ロ イ ニ掲グルモノ以外ノ施釉タイル

ハ 茶器、酒器、菓子器、食器其ノ他ノ食卓用品但シ價格一個ニ付三十圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ニ 其ノ他ノモノ但シ七輪、竈及炊飯器並ニ價格一個ニ付六十圓ニ滿タザルモノヲ除ク

五十 文房具

万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、硯箱、手箱、文箱、料紙箱、書類箱、書類籠、色紙箱、短册箱、スケッチ箱、畫架、シャープペンシル、インキ入（インキスタンドヲ含ム）、硯、パレット、パレット

ナイフ、ペーパーナイフ、筆立、矢立、硯用蓋、墨置臺、肉池、水入、ペン立、ペン皿、文鎮、色紙、短册、アルバム、人名簿、集印帖、畫帖、芳名録及本立（ブックエンドヲ含ム）

五十一 身邊用細貨類及化粧用具

イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント（ロケットヲ含ム）、櫛（黄楊木以外ノ木又ハ竹ヲ以テ製造シタル櫛ヲ除ク）、櫛入、笄、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ハヤネット、結ビリボン、飾花、ネクタイピン、ネクタイ止、襟止（ブローチヲ含ム）、帶止、帶當、帶揚枕、帶揚止、バックル、鎖、カフス釦、カラー止、根付、腰提、メダル、メダルバンド、腕時計用バンド、時計下ゲ紐、靴下留、靴籠、バンド、ズボン吊、コルセット、乳バンド、羽織紐、眼鏡縁、眼鏡入、鏡入、携帶用楊枝入、鍵入、珠數入、万年筆入、印章入、御守入、御守袋、小道具入、印籠、懷中藥入、ハンドバッグ、撥入、手

提袋、財布、懷中用書狀入、名刺入、定期券入、筥迫、シース及衣服用刷子

ロ 化粧用刷子（頭髮用ノモノヲ含ム）、コンパクト、パフ、香水噴、剃刀、毛拔、爪切、頭髮用鋏、懷中鏡、手鏡、立鏡、掛鏡、姫鏡、髻、髻、石鹼入、白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器、化粧具匣（折疊式ノモノヲ含ム）及其ノ他ノ化粧用具セット

五十二 扇子及團扇但シ濫團扇ヲ除ク

五十三 シャンプー及洗粉

五十四 簾及提灯類

簾、提灯（油引ノモノ及白張提灯ヲ除ク）及行燈類

五十五 ラジオ聴取機及同部分品

イ ラジオ聴取機但シ真空管ヲ使用セザルモノヲ除ク

ロ ラジオ聴取機部分品

ラジオ聴取機匣、トランスフォーマー、チョークコイル、コンデンサー、抵抗器、ダイヤル及ジャン

五十六 携行用ノ電燈、同ケース及電池

五十七 魔法瓶、水筒類及同部分品

イ 魔法瓶（ケースヲ附シタルモノヲ含ム）及水筒類

ロ 魔法瓶ケース

五十八 計算機

五十九 タイプライター、同部分品及附屬品

物品税 物品税法施行規則

三六五

物品税 物品税法施行規則

イ タイプライター但シ電信用ノモノヲ除ク

ロ タイプライター部分品及附屬品

原稿臺、臺机、カバー、リボン、パッド、活字、活字貯藏箱及複式金額タイプライター用印書動輪

六十 謄寫器及同附屬品

イ 謄寫器

ロ 謄寫器附屬品

カバー、スクリーン、インキ布、ローラー、ローラー把手、インキ煉盛、罐（杵ヲ附シタルモノヲ含ム）及罐杵

六十一 金錢登録機

六十二 タイムスタンプ、タイムレコーダ及附屬品

イ タイムスタンプ及タイムレコーダ

ロ タイムスタンプ及タイムレコーダ附屬品

マスタークロック、繼電器、カード格納箱、カバー及リボン

六十三 幻燈機、實物投影機及同ケース

六十四 カレンダー、繪葉書並ニ觀賞用ノ寫眞及印刷物類

イ カレンダー（臺ヲ含ム）

ロ 繪葉書、繪カード及枝折類

ハ プロマイド其ノ他ノ觀賞用寫眞

ニ 印刷シタル額繪、畫集、法帖其ノ他ノ觀賞用印刷物但シ版畫及拓木ヲ除ク

六十五 帽子、杖、鞭及傘

イ 帽但シ鑛山作業帽子及價格一個ニ付二百圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ 杖及鞭

ハ 洋傘（ビーチパラソルヲ含ム）但シ價格一個ニ付五百九十圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ニ 其ノ他ノ傘但シ價格一個ニ付百三十五圓ニ滿タザルモノヲ除ク

六十六 家具

イ 幅又ハ高サ九十五厘以上ノ箆筒但シ價格一個又ハ一組ニ付三千圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ 浴槽及浴槽用釜但シ價格一個ニ付二千圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ハ イ 湯桶グルモノ以外ノ箆筒、机及卓子類、棚類、箱類、寢臺、鏡及鏡臺類、椅子及腰掛類（座椅子ヲ含ム）、火鉢、水甕、紅鉢、臺類（ミシン臺ヲ除ク）、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛、傘立、仕立

板、流シ竝ニ蠅帳但シ價格一個又ハ一組ニ付千五百圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ニ 張板及炬燵櫓但シ價格一個ニ付三百圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ホ 盆類、衣裳籠、脇息、手拭掛、茶櫃、摺鉢、炭取及靴洗滌器但シ價格一個又ハ一組ニ付二百圓ニ滿

タザルモノヲ除ク

六十七 メリヤス、レース、フェルト及同製品（フェルトヲ以テ製造シタルスリッパ及靴ヲ除ク）竝ニ

組物

六十八 印材類

印材及印材ゴム

六十九 受信用真空管、マイクロホン、擴聲用增幅器及擴聲器

物品税 物品税法施行規則

物品稅 物品稅法施行規則

戊類

- 七十 電球類及電氣配線用品
 - イ 電球類但シ漁業用、鑛山安全燈用、測光用、航海燈用、信號用、電話用、醫療用、紫外線用及赤外線用電球並ニ豆電球以外ノ集光型纖維電球ヲ除ク
 - (一) 普通電球但シ四十ワット以下ノモノヲ除ク
 - (二) 其ノ他ノ電球類
 - ロ 電氣配線用品但シ鑛山用、通信用、船舶用及農業用ノモノヲ除ク
- 七十一 ミシン及同部分品並ニミシン用針
 - イ ミシン
 - ロ ミシン部分品
- 頭部、脚部及臺
- ハ ミシン用針
- 七十二 安全剃刀
- 七十三 齒磨但シ粉齒磨ヲ除ク
- 七十四 バター、チーズ、クリーム及其ノ代用物並ニジャム
- 七十五 綠茶但シ價格一貫ニ付三百五十圓ニ滿タザルモノヲ除ク
- 七十六 糖類但シ清酒、合成清酒及味淋ノ粕ニ限ル
- 七十七 食品加工料

果實エツセンス、食紅及之ニ類スルモノ

七十八 ハム、ベーコン、ソーセージ其ノ他燻製ノ肉類及魚類但シ鯨肉ヲ以テ製造シタルモノ(鯨肉ト鯨肉以外ノ肉ト合セ用ヒタルモノヲ除ク)ヲ除ク

七十九 寒天

八十 履物、同部分品及附屬品

イ 下駄、草履及其ノ他ノ履物但シ價格一足ニ付八十圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ 臺但シ價格一足ニ付四十五圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ハ 鼻緒但シ價格一足ニ付三十五圓ニ滿タザルモノヲ除ク

ニ 爪掛但シ價格一足ニ付二十五圓ニ滿タザルモノヲ除ク

八十一 事務用器具及事務用品

イ 番號器、日附器、紙繰器、パンチ類、手形印字器、手形打拔器、證券抹消器、手形打出器及之ニ類

スルモノ、銀貨樹、印架、印箱、印判立、スタンプ臺、デスクパッド、簿記棒、定規、算盤、計算尺、

キヤッシナイリ並ニ數取器

ロ ペン軸(ペン先ヲ附シタルモノヲ含ム)、筆、筆入、筆卷、紙挾、書類挾及鉛筆削器

ハ 墨、繪具、繪具油、インキ(印刷用ノモノヲ除ク)、墨汁、朱墨液、インキ消液、糊、朱肉及之ニ類

スルモノ

八十二 電話機、電話交換機、同部分品及附屬品

イ 電話機(携帯型及防爆型ノモノヲ除ク)及電話交換機(局線中繼臺ヲ含ム)

ロ 電話機及電話交換機ノ部分品並ニ附屬品

物品稅 物品稅法施行規則

物品税 物品税法施行規則

三七〇

送話器、受話器、送受器、胸掛電話器、磁石電鈴、轉換器、ダイヤル、プラグ、背面板、電池、蓄電器、繼電器、接續回路、回路用機器取付鐵板、交換機用ランプ、電鍵、回路用ジャック及ランプジャック

八十三 板硝子（波型硝子ヲ含ム）但シ普通板硝子ニシテ厚サ二・五耗以下ノモノ、強化硝子、合セ硝子及有機硝子ヲ除ク

八十四 敷物類

リノリウム、リノタイル、リンラバー、籐製敷物、花筵、莫蔴及之ニ類スルモノ但シ價格一坪ニ付百八十圓ニ滿タザル莫蔴ヲ除ク

八十五 紙及セロファン但シ紙幣、銀行券、國債證券、郵便切手、郵便葉書、收入印紙、取引高税印紙又ハ取引高税證紙用ノモノ及政府ニ於テ製造シ政府ノ用ニ供スルモノ竝ニ煙草用卷紙及新聞用卷紙ヲ除ク

イ 紙但シ價格一貫ニ付二百圓ニ滿タザル塵紙ヲ除ク

ロ セロファン

八十六 靴塗料類

靴クリーム、光澤劑其ノ他ノ靴塗料類

八十七 滋養強壯劑及口中劑但シ酒税ヲ課セラルルモノ及専ラ醫師ノ使用スルモノヲ除ク

イ ビタミン劑、ホルモン劑、人蔘製劑其ノ他類似ノ滋養強壯劑

ロ 口中劑

八十八 調味料

イ カレー粉、胡椒粉、辛子粉、山葵粉、山椒粉、唐辛子粉其ノ他之ニ類スルモノ

ロ 即席カレール其ノ他之ニ類スルモノ
ハ ケチャップ及ソース類（マヨネーズソースヲ含ム）

ニ 罐節（裸節及荒節ヲ含ム）

八十九 罐、罎、壺其ノ他類似ノ容器（通常小賣ニ用ヒザル容器ヲ除ク）ニ入レタル食料品但シ酒類、清涼飲料、砂糖、糖水、味噌、醬油、酢、油脂、鹽、牛乳、乳製品、卵製品、乳兒用品及第一種又ハ第二種ノ各號ニ掲グルモノヲ除ク

九十 海苔

乾海苔、燒海苔（味付燒海苔ヲ含ム）及青海苔

九十一 書畫及骨董

九十二 靴但シ價格一足ニ付四百八十圓ニ滿タザルモノヲ除ク

第二種

一 燐寸

二 飴、葡萄糖及麥芽糖

三 サツカリン及ヅルチン

四 蜂蜜

○昭和十七年法律第五十七號物品税法中改正法律附則第二項及第三項ノ規定施行ニ關スル件

（昭和十七年三月二十三日勅令第百九十六號）

物品税

昭和十七年法律第五十七號物品税法中改正法律附則第二項及第三項ノ規定施行ニ關スル件

三七一

物品税 物品税法施行規則第二十六條第八號ノ規定ニ依ル物品指定ノ件

三七二

昭和十七年法律第五十七號附則第二號ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百圓以下ナルトキハ昭和十七年五月三十一日限、税額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

税額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十七年五月及六月

税額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

税額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

税額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

昭和十七年法律第五十七號第三項ノ規定ニ依ル申告ハ隣寸ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

附則

本令ハ昭和十七年法律第五十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○物品税法施行規則第二十六條第八號ノ規定ニ依ル物品指定ノ件

(昭和十八年二月二十八日大藏省告示第六十七號)

改正 昭和十九年告四八三號、同二年告五九三號、同年告六七五號、同二年告六三三號、同年告二九五號

物品税法施行規則第二十六條第八號ノ規定ニ依リ左ノ物品ヲ指定シ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一時事映畫用ノフィルム
- 文部省ノ選定ニ係ル小學校兒童用又ハ中學校生徒用(盲學校、聾學校又ハ養護學校ノ小學部ノ兒童用又ハ中學校ノ生徒用ヲ含ム) 練習帳ノ用ニ供スル紙

- 三 小學校兒童又ハ中學校生徒(盲學校、聾學校又ハ養護學校ノ小學部ノ兒童用又ハ中學校ノ生徒用ヲ含ム)ノ保健用ニ供スル滋養強壯劑但シ小學校又ハ中學校(盲學校、聾學校又ハ養護學校ノ小學部又ハ中學校部ヲ含ム)ノ購入スルモノニ限ル
- 四 小學校兒童又ハ中學校生徒(盲學校、聾學校又ハ養護學校ノ小學部ノ兒童又ハ中學校ノ生徒ヲ含ム)ノ用ニ供スル硯、パレット、定規、算盤、計算尺、ペン軸、筆、墨、繪具及インキ但シ小學校又ハ中學校(盲學校、聾學校又ハ養護學校ノ小學部又ハ中學校部ヲ含ム)ノ購入スルモノニ限ル

○昭和十九年勅令第七十九號第七條第七項ノ規定ニ依リ

法令指定ノ件 (昭和十九年二月十五日大藏省告示第五十號)

昭和十九年勅令第七十九號第七條第七項ノ規定ニ依リ左ノ法令ヲ指定シ昭和十九年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 奢侈品等製造販賣制限規則
- 二 農産罐詰ノ販賣制限ニ關スル件
- 三 水産物罐詰販賣制限規則

○租税特別措置法(抄録) (昭和二十一年九月一日法律第十五號)

改正 昭和二十二年法律第二九號、同年法律第八七號、同二年法律第一〇七號

物品税 昭和十九年勅令第七十九號第七條第七項ノ規定ニ依リ法令指定ノ件

三七三

物品税 租税特別措置法

構造の目
及及び
國的

主食強
代替配
物品給
品税除

第一條 当分の間この法律により、所得税、法人税、有價証券移轉税、相続税、財産税、登録税、砂糖消費税及び物品税を、轉職若しくは免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴收に関する持例を設ける。(昭和二年法律第二九號、同二三年法律第一〇七號改正)

第十二條 政府の承認を受け製造場から移出し又は保税地域から引き取る物品税法第一條に掲げる物品で、自己の生活上消費する者(以下消費者という)に對し食糧配給公團が食糧管理法の規定により配給するもの又は主要食糧(食糧管理法第二條の主要食糧をいう。以下同じ)の代りに配給するものについては、物品税を免除する。但し、消費者が当該物品の代りに主要食糧の配給を受けることを選択することのできる場合は、この限りでない。(昭和二十三年法律第七七號追加)

前項の規定により物品税を免除された物品で、移出し又は引き取つた日から六月以内に、消費者に對し食糧配給公團が食糧管理法の規定により配給し又は主要食糧の代りに配給したことの証明のないものについては、その物品税を徴收する。但し、災害その他已むを得ない事由に因り滅失したもので政府の承認を受けたものについては、この限りでない。

〔施規〕 二〇・二一

附則 (抄録) (昭和二十一年九月一日法律第十五號臨時租税措置法を改正する法律)

この法律は公布の日から、これを施行する。

附則 (抄録) (昭和二十三年七月七日法律第七七號所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

○租税特別措置法施行規則(抄録)

(昭和二十一年九月一日大藏省令第九十九號)

改正 昭和二十二年大藏省令第三二號、同年大藏省令第四八號、同二三年大藏省令第五七號

第一條 から第十九條まで省略

第二十條 租税特別措置法第十二條第一項の規定の適用を受けようとする者は、物品税法第一條に掲げる物品を製造場から移出し又は保税地域から引き取る際、その旨を所轄税務署又は税關に申請して承認を受けなければならない。

第二十一條 租税特別措置法第十二條第二項但書の規定により承認を受けようとする者は、事由を具して前條の税務署又は税關に申請しなければならない。

前項の場合において滅失した場所が同項の税務署又は税關の管轄外であるときは、最寄税務署又は税關に滅失の事實を申告して證明書の下附を受けて同項の申請の際、これを提出しなければならない。

附則 (抄録) (昭和二十一年九月一日大藏省令第九十九號臨時租税特別措置法施行規則を改正する省令) この省令は、公布の日から、これを施行する。

第十二條 この省令は、公布の日から、これを施行する。

物品税 租税特別措置法施行規則

取引高税

○取引高税法

(昭和二十三年七月七日法律第百八號)

改正 昭和二十三年法一五八號

取引高税法目次

- 第一章 總則
- 第二章 課税標準及び税率
- 第三章 納付及び申告
- 第四章 銀行業等に關する申告及び納付の特例
- 第五章 更正及び決定
- 第六章 審査及び訴願
- 第七章 雜則
- 第八章 罰則
- 附則

取引高税法

第一章 總則

(課税範圍)

第一條 この法律の施行地において營業者が營業として行ふ取引には、この法律により、取引高税を課する。
(營業及び營業者)

第二條

この法律において營業とは、左に掲げる營業をいう。

- 一 物品販賣業(動植物その他普通に物品といわれないものの販賣業を含む。以下同じ。)
- 二 銀行業(銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、復興金融金庫その他命令で定める金融機關のなす金融事業をいう。以下同じ。)
- 三 無盡業
- 四 信託業(擔保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二號)による信託事業を含む。以下同じ。)
- 五 保險業(保險業法(昭和十四年法律第四十一號)により主務大臣の免許を受けてなす保險事業に限る。以下同じ。)

六 金銭貸付業

七 物品貸付業(動植物その他普通に物品といわれないものの貸付業を含む。)

八 製造業(物品の加工修理業を含む。)

九 電氣供給業

十 ガス供給業

十一 無線電話放送事業

十二 運送業

十三 運送取扱業

十四 自動車道事業

取引高税 取引高税法

取引高税 取引高税法

- 十五 運河業
- 十六 さん橋業
- 十七 船舶ていけい場業
- 十八 貨物陸揚場業
- 十九 倉庫業(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。)
- 二十 請負業
- 二十一 印刷業
- 二十二 出版業
- 二十三 寫眞業
- 二十四 席貸業
- 二十五 旅館業
- 二十六 料理店業
- 二十七 周旋業
- 二十八 問屋業
- 二十九 仲立業
- 三十 代理業
- 三十一 兩替業
- 三十二 鑛業
- 三十三 砂鑛業

- 三十四 土石採取業
 - 三十五 理容業(理髪業を除く。)
 - 三十六 演劇興行業
 - 三十七 よせ業
 - 三十八 遊技所業
 - 三十九 遊覽所業
- 2 前項に掲げる營業にはその性質上これらの營業に附隨して行われる取引を含むものとする。
 - 3 この法律において營業者とは、この法律の施行地において、第一項の營業をなす者をいい、營業所を有するとは、これを問わない。

(法規) 一

(營業者とみなす場合)

第三條 營利を目的としない法人がこの法律の施行地において前條第一項に掲げる營業と同種の事業を行う場合においては、これを營業者とみなし、その事業は、これを營業とみなす。

(法人でない團體)

第四條 法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものについては、この法律中法人に関する規定を準用する。

(納税義務者)

- 第五條 第九條第一項に規定する取引金額を領收する營業者は、取引高税を納める義務がある。
- 2 共同して營業をなす者は、連帶して取引高税を納める義務がある。

取引高税 取引高税法

取引高税 取引高税法

3 營業者が交換又はこれに類する取引をなした場合においては、その取引をなした各營業者は、第一項の規定の適用についてはそれぞれ取引金額を領收する營業者とみなす。
(納税義務の承継)

第六條 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人は、合併に因り消滅した法人の取引高税の納税義務を承継する。

2 法人が解散した場合において、取引高税を納付しないで残餘財産を分配し、又は引渡したときは、その税金については、殘餘財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の限度において連帶して納付の責に任ずる。

3 相續の開始があつた場合においては、相續人は、被相續人の取引高税の納税義務を承継する。

4 前項の場合において、相續人が二人以上あるときは、各相續人は、連帶納付の責に任ずる。
(非課税取引)

第七條 左に掲げる取引については、取引高税を課さない。

一 政府の發行する官報並びに郵便切手類及び収入印紙類の販賣

二 政府の專賣品の販賣

三 政府に對する金、銀及び白金屬の地金又はこれらの合金並びに貨幣地金の販賣

四 小学校又は中学校(もう学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部を含む。)の教科用圖書の發行、販賣又は取次

五 水道條例(明治二十三年法律第九號)による水の供給

六 輸出取引(國又は鉱工品貿易公團、纖維貿易公團若しくは食糧貿易公團に對する輸出のためにする物品の

販賣を含む。)

七 食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)の規定による主要食糧(同法第二條に規定する主要食糧をいう。)の取次、製造、加工及び販賣。但し、自己の生活上消費する者(外食券食堂を含む。)以外の者に對する販賣を除く。

八 野菜及び鮮魚介並びにみそ、しょうゆ、牛乳その他の臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第二十二號)に基いて配給される食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び販賣

九 國が價格調整補給金を交付する物品で命令で定めるものの製造、取次及び販賣。但し、配炭公團又は肥料配給公團に對する石炭又は肥料の販賣並びに配炭公團又は肥料配給公團(肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第七十一號)第十五條第一項第四號の規定により指定された肥料取扱業者を含む。)の行う石炭又は肥料の販賣で價格調整補給金の支給を受けないものを除く。

十 價格調整公團が價格調整公團法(昭和二十二年法律第六十二號)第十五條の規定により價格等の調整のためになす取引

十一 自己の收穫した農産物(繭を含む。)林産物、畜産物若しくは水産物の販賣又はこれらを原料として製造し、若しくは加工した物の販賣。但し、營業所を有する者の行う販賣を除く。

十二 有價証券(有價証券移轉税法(昭和十二年法律第七號)第二條に規定する有價証券をいう。)の移轉

十三 通行税法(昭和十五年法律第四十三號)第一條に規定する乗客の運送

十四 取引所税法(大正三年法律第二十三號)により取引所特別税若しくは取引税を課せられる取引(昭和二十二年法律第五十八號競馬法により改正)

(施規) 二、三

取引高税 取引高税法

取引高税 取引高税法

(非課税團體)

第八條 取引高税は、國及び地方公共團體には、これを課さない。

2 公團は、前項の規定の適用については、これを國とみなす。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第九條 取引高税の課税標準は、取引の対價として領收する金額であつて左に掲げるもの(以下取引金額という。)とする。

- 一 物品販賣業にあつては、賣上金額
- 二 銀行業にあつては、貸付金利息、手形割引料、手數料有價証券貸付料、債務保証料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
- 三 無盡業にあつては、無盡利益金、入札差金益、給付差金、貸付金利息、手數料、解約手數料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
- 四 信託業にあつては、信託報酬(金錢信託で貸付金に運用したものに對して受領すべき報酬に相當する金額を除く)、貸付利息、手數料、有價証券貸付料、債務保証料、保護預り料、その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
- 五 保險業にあつては、拂込保險料額(但し、再保險契約に基いて收入するものを除く。以下同じ。)貸付金利息、手數料、債務保証料、有價証券貸付料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額でこれらの性質を有するもの
- 六 運送取扱業、周旋業、問屋業、仲立業、代理業及び兩替業にあつては、手數料又は報酬金額(第四項又

は第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、第四項又は第六項の規定により自ら販賣したものとみなされる物品の販賣價格。)

- 七 その他の營業にあつては、その取引から生ずる収入金額
- 2 前項第五号に規定する拂込保險料額は、生命保險(定期保險を除く。)にあつては、その百分の七十五に相當する金額、その他の保險にあつては、その百分の三十に相當する金額を控除した金額とする。
- 3 交換又はこれに類する取引にあつては、納税義務者がその給付する物件、役務その他のものについて交換又はこれに類する取引以外の取引をなした場合において、その対價として領收すべき金額を取引金額とする。
- 4 問屋業、代理業その他において物品の販賣の委託を受けた者が、自己の名をもつて委託者のためになした販賣は、受託者がその販賣價格をもつてこれを自らなしたものとみなす。
- 5 前項の場合において委託者が受託者から当該物品の販賣價格の全部又は一部に相當する金額を受領したときは、そのときにおいて、委託者は、受託者に対し、その受領した金額をもつて販賣したものとみなす。
- 6 問屋業、代理業その他において物品の買入の委託を受けた者が、自己の名をもつて委託者のために買入れた物品を委託者に引き渡したときは、そのときにおいて、受託者は、委託者に対し、買入價格と手數料又は報酬金額との合計額をもつて自ら販賣したものとみなす。
- 7 運送業又は運送取扱業をなす者が、他の運送業又は運送取扱業をなす者に代つて自己の名をもつて運送又は運送取扱に關する契約をなす場合においては、運送業又は運送取扱業をなす者が他の運送業又は運送取扱業をなす者にその領收した取引金額を引き渡すとき(相殺による決済をするときを含む。)に、他の運送業又は運送取扱業をなす者が自ら當該取引金額を領收したものとみなす。

取引高税 取引高税法